



FUJII DERA

第五次藤井寺市総合計画
後期基本計画



藤井寺市

第五次藤井寺市総合計画 後期基本計画の推進にあたって

藤井寺市では、めざすべき明確な将来の姿とその実現に向けた行政運営の指針として、平成28年度に「第五次藤井寺市総合計画」を策定し、「つどいつながり 育つまち ふじいでら」を将来像に掲げ、本市の特性を活かした人とまちが成長していくまちづくりを進めてまいりました。

前期基本計画4年間での国や地方を取り巻く状況として、少子化・高齢化や人口減少は改善の兆しがみえず、災害面では想定を上回る大型台風や集中豪雨による甚大な被害の発生、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、様々な問題が山積しております。

これらの問題は、本市におきましても例外なく喫緊の課題であると認識しており、さらに、市民ニーズの多様化・高度化、税収の伸び悩みや社会保障費の増加など、本市を取り巻く環境は厳しさを増しております。一方では、百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録されるなど、明るい出来事がございました。こうした社会状況の変化に対応できるよう「選択と集中」による持続可能な行政運営が求められています。

この度、前期基本計画が令和元年度をもって終了することから、これまでの4年間における社会潮流の変化や前期基本計画の効果検証、市民アンケート等を行い、今後の課題を整理した上で、令和2年度から令和5年度までの本市のまちづくりの指針となる「第五次藤井寺市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

後期基本計画では、第五次藤井寺市総合計画の基本目標である「住みたいまち」、「訪れたいまち」、「住み続けたいまち」の実現のため、これまで取り組んできたまちづくり重点戦略である「子ども・子育て安心プロジェクト」、「まちなかにぎわいアッププロジェクト」、「いきいき長寿プロジェクト」に関する施策をブラッシュアップさせるとともに、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を契機としたにぎわい創出のための施策推進をはじめ、自然災害対策や危機管理の推進などを新たに加え、時代や地域課題に則した計画へと更新しました。また、施策の実効性を高めるため、後期基本計画においても「協働」、「行財政運営」、「魅力創出・発信」を分野横断施策として位置づけております。

このような施策を市民協働・公民連携という視点で、市民や事業者の皆様とともに取り組みながら、藤井寺市の良さを実感していただけるよう全力で計画を進めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、後期基本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、活発なご審議をいただきました総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和2年4月
藤井寺市長 岡田 一樹

目次

第1部

はじめに

第1章 総合計画後期基本計画の策定にあたって	6
1 後期基本計画策定の趣旨	6
2 第五次総合計画の位置づけ及び役割等	6
第2章 計画の構成と期間	7
1 計画の構成	7
2 計画の期間	8
第3章 まちを取り巻く背景	9
1 社会の潮流	9
2 藤井寺市の現況	11
3 前期基本計画の推進状況	13
4 市民アンケート結果	17
5 後期基本計画における重点課題	20
第4章 後期基本計画の施策の体系	22

第2部

重点プラン

第1章 まちづくり重点戦略	24
重点戦略1 子ども・子育て安心プロジェクト	24
重点戦略2 まちなかにぎわいアッププロジェクト	27
重点戦略3 いきいき長寿プロジェクト	30
第2章 分野横断共通施策	32
共通施策1 市民・行政のパートナーシップの確立	32
共通施策2 まちを運営するトータルマネジメントの推進	33
共通施策3 まちの魅力づくり・情報発信	35

後期基本計画

第1章 施策の体系	38
第2章 分野別計画	40
1 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり	40
1-1 子育て支援の推進	40
1-2 学校教育の充実	42
1-3 青少年健全育成の推進	46
2 心豊かに学び、暮らせるまちづくり	48
2-1 生涯学習の推進	48
2-2 文化・芸術活動の推進	50
2-3 スポーツ活動の推進	52
3 思いやりとふれあいのあるまちづくり	54
3-1 人権・国際理解の推進	54
3-2 男女共同参画の推進	56
3-3 地域コミュニティ活動の推進	58
4 にぎわいと新たな活力を生むまちづくり	60
4-1 商工業の振興	60
4-2 都市型農業の振興	62
4-3 観光の振興	64
4-4 世界文化遺産関連施策の推進	66
4-5 にぎわい・交流拠点づくりの推進	68
5 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり	70
5-1 歴史文化の保全・継承	70
5-2 都市景観の保全・形成	72
5-3 道路整備の推進	74
5-4 公共交通の充実	76
6 快適で良好な生活空間のあるまちづくり	78
6-1 上水道事業の推進	78
6-2 下水道事業の推進	80
6-3 住環境整備の推進	82
6-4 緑とうるおいある環境の創出	84

7	すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり	86
7-1	地域福祉の推進	86
7-2	障害者福祉の推進	88
7-3	高齢者福祉の推進	90
7-4	社会保障の充実	92
7-5	地域医療の充実	94
7-6	健康づくりの推進	96
8	災害に強く、安心して暮らせるまちづくり	98
8-1	自然災害対策の推進	98
8-2	消防・防災体制の充実	100
8-3	危機管理の推進	102
8-4	防犯対策の推進	104
8-5	交通安全対策の推進	106
8-6	消費者保護の推進	108
9	人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり	110
9-1	自然環境の保全	110
9-2	環境美化の推進	112
9-3	循環型社会の形成	114
第3章 まちづくりの推進に向けて		116
1	まちづくりの推進に向けて	116
1	市民参画と協働の推進	116
2	行政運営の推進	118
3	財政運営の推進	120
4	広域行政の推進	122
5	広報活動の推進	123
6	シティプロモーションの推進	124

巻末資料

1	基本構想(平成28年3月策定)	128
2	後期基本計画策定体制図	142
3	後期基本計画策定の主な経過	143
4	総合計画審議会	144

第1部



はじめに



第 1 章

総合計画後期基本計画の
策定にあたって

1 | 後期基本計画策定の趣旨

藤井寺市では、平成 28 年 6 月に「つどいつながり 育つまち ふじいでら」をまちの将来像とする「第五次藤井寺市総合計画」（以下「第五次総合計画」という。）を策定し、立地の良さや豊かな歴史文化資源といったまちの強みを活かしつつ、人々の交流とネットワークの構築により、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを計画的・総合的に展開してきました。

第五次総合計画では、これからめざしていくまちの将来像やまちづくりの基本的な理念などを基本構想に描き、計画期間の 8 年間で前期と後期の 4 か年に分け、目標に到達するための施策を示す基本計画を策定することとしています。

このたび、前期基本計画が令和元年度で終了することから、令和 2 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第五次総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定するものです。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の成果等を検証し、その結果や社会情勢の変化を踏まえながら基本構想で掲げた将来像をめざしたまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めることとし、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な行政運営、様々な主体が協働しながら、幅広い視点を持った取組を進めるための指針とします。

あわせて、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）※」の実現に向け、本市においてもその取組を推進するものとします。

2 | 第五次総合計画の位置づけ及び役割等

第五次総合計画は、平成 27 年に定めた「藤井寺市総合計画策定条例」に基づき策定した本市のまちづくりの最上位計画であり、以下の 5 つの役割を持った計画です。

- ① 行政運営の基本となる最上位計画
- ② 市民と将来像・目標を共有し、協働で進めるまちづくり計画
- ③ 将来像・目標を実現するための行政の経営計画
- ④ SDGs の実現に向けて関連性を持たせた計画
- ⑤ 他の行政機関との相互調整の指針となる計画

※ SDGs：平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標で、その下に、169 のターゲット、232 の指標が定められている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であり、また、自治体などが取り組むべき目標のこと。



1 | 計画の構成

第五次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画（年次計画）の3層構造で構成するものとします。

(1) 基本構想

本市がめざすべき将来像を方向づけるとともに、まちづくりの基本的な理念などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

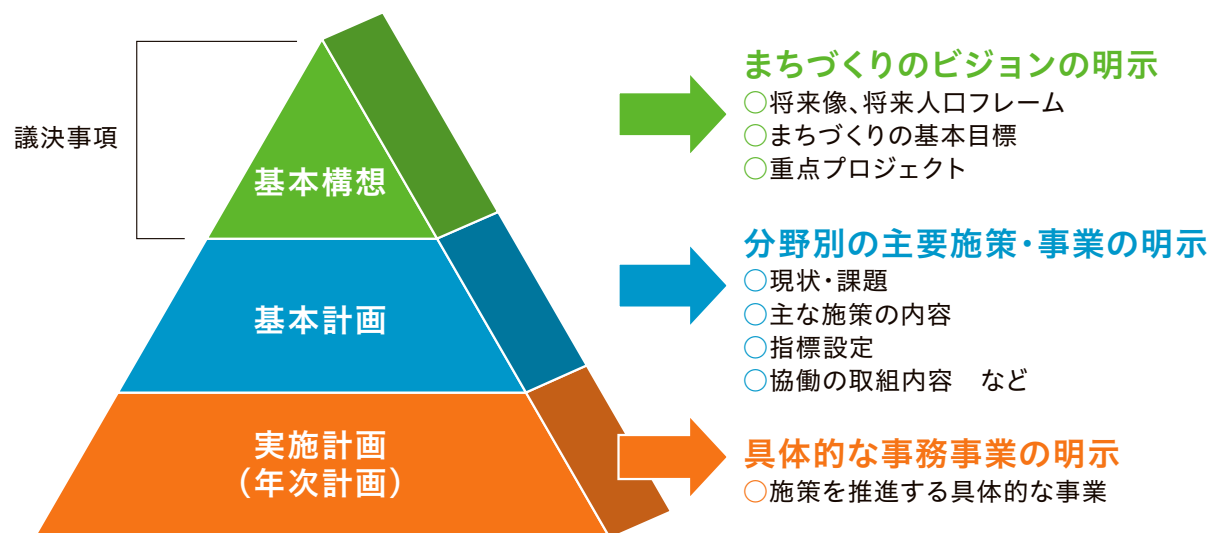
(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を、市民、行政等の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定します。

(3) 実施計画（年次計画）

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針として本書とは別に作成します。

■総合計画の構成概念図



(4) 部門別計画等との関係について

第五次総合計画と市の部門別計画との関係を整理し、市全体の計画体系を明確にします。

また、部門別計画についても、第五次総合計画の検討と合わせ、必要に応じて見直しを行い、同時期及び今後策定する予定の部門別計画については、第五次総合計画を踏まえた内容として、計画期間など可能な限り整合を図るものとします。

(5) 第五次総合計画の進捗管理及び評価手法の検討

各政策・施策、事務事業の進捗管理や評価を行うことによる PDCA のマネジメントサイクル※を、より実効的なものとするための手法について検討を進めることとします。

また、各施策の達成状況を示すものとして「まちづくり指標」を設定し、現況値（令和元年度における値）と目標値（本計画の目標年次である令和 5 年度における値）で表したものを「第 2 章分野別計画」に示しています。

■まちづくり指標の見方（例）

指標名	単位	現況値（令和元年度）	目標値（令和 5 年度）
市民の〇〇参加率	%	77.1	85.0
〇〇の利用件数	件	— (H30:4)	6

現況値は令和元年度の値を基本としていますが、本計画策定時に確定値が出ていない場合には平成 30 年度の値を（ ）で表記しています。

2 | 計画の期間

第五次総合計画は、市長マニフェスト※と整合を図った計画とすべく、「基本構想を平成 28 年度から令和 5 年度までの 8 年間、基本計画を 4 年間（前期、後期各 4 年間）」としています。

この位置づけに準じて、本計画は、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間で計画期間とします。

なお、実施計画については、3 年間のローリング方式※で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

■基本構想を 8 年間、基本計画を 4 年間（前期、後期各 4 年間）

		8年間(第五次)								次期(第六次)		
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	見直し	→								→		
										見直し		
基本計画	見直し	→				→	→				→	
					見直し					見直し		
実施計画		→										
マニフェスト		●				●				●		

3年間のローリング、毎年見直し。

※マネジメントサイクル：戦略の立案から評価に至るまでのプロセスとして、例えば、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のサイクルを表したものの。事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方をさす。

※市長マニフェスト：市長選挙であげた選挙公約を実現するための市政運営政策集のこと。

※ローリング方式：行政サービスとしての施策・事業の実施状況に応じて、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実との乖離を調整していく方法。

第3章

まちを取り巻く背景

1 | 社会の潮流

(1) 超高齢・人口減少社会の到来

今後、人口減少と少子化、高齢化が進むことにより、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大が予測されています。

また、現在の人口増加を前提とした社会システムの見直しが必要となっており、公共施設をはじめとする施設は、機能の集約や統廃合によりスリム化に努めていくことが課題となっています。

(2) 人生100年時代の到来

今後、高齢化がさらに進み、「人生100年時代」を迎えることが予測されています。そのような長寿社会においては、いつでも学び直し・働き直しができる社会が求められています。

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人々は心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まっています。生涯にわたって、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮できる環境が必要になっています。

(3) 地域共生社会の実現

平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、厚生労働省に設置されました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現が求められています。

(4) 安全・安心の確保

今後、南海トラフ巨大地震[※]が高い確率で発生することが予測される中で、大型台風や近年の集中豪雨などを含め、大規模災害に対応する必要があります。

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震や台風21号など、近年、頻発している大規模な自然災害では行政機能が維持できず、地域コミュニティ[※]による助け合いや正確な情報周知が重要になっています。地域の見守りや支え合いの輪によって、防災や防犯に対応する必要性が、再認識されるようになっていきます。

(5) 雇用・労働環境の確保

高齢化の進行や団塊の世代の大量退職、生産年齢人口(15～64歳)の減少により労働力人口が減少しつつある中、ダイバーシティ[※]に取り組む企業が増加しています。

また、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス[※]の推進、働き方改革等、労働環境の整備に向けた法整備や取組が進んできています。

※南海トラフ巨大地震：日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震のこと。

※地域コミュニティ：地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。

※ダイバーシティ：「多様性」のことで、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

※ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取組のこと。

(6) 観光交流の拡大

東京オリンピック・パラリンピックの開催をはじめ、大阪・関西万博（2025年）の開催、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業（2027年予定）、さらには大阪までの延伸などを契機に、観光交流に対する期待が高まっています。国や都道府県では、インバウンド[※]の増加に注力しています。国際的な観光客の受け入れ拡充は、経済の面からみても大きなインパクトとなっています。

(7) 世界文化遺産登録の実現

令和元（2019）年7月に百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録されたことにより、より一層の保存・管理に努める必要があり、シビックプライドを醸成し、保存・管理体制への地域コミュニティの主体的参画が求められます。また、世界遺産のあるまちとして注目されることが期待されます。

(8) 情報化・デジタル化の進展

ICT（情報通信技術）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[※]の利用拡大、AI（人工知能）やビッグデータ等の活用により、人々の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。

(9) 地球環境問題

化石燃料の大量消費や世界的な人口増加等により、二酸化炭素等の温室効果ガス[※]の排出量が増加しています。地球温暖化[※]問題は、生態系や食糧、健康等、世界中のあらゆる場所に影響を及ぼす問題であり、我が国でも気候変動や季節感の喪失等が年々起こりつつあります。

(10) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットで、2030年までの長期的な開発の指針として、17の国際目標・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。我が国においても、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められています。

(11) 地域の特色を活かした自立経営

平成12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、地域での自立的な取組が進められており、ふるさと納税やクラウドファンディング[※]等、資金調達の仕組みが各地で多様化しています。

人口減少、高齢化、安全・安心への対応、子育て支援、コミュニティ強化等、地域を取り巻く課題は多様であり、地域課題の解決に向けて、様々な主体が地域への関わりを強めています。

また、平成28（2016）年から地方創生に取り組み、人口減少と地域経済縮小を克服するための各種施策を推進しています。

[※]インバウンド：訪日外国人による日本国内旅行のこと。

[※]SNS（エスエヌエス）：Social Networking Service の略で、インターネット上でコミュニケーションの場を提供する会員制のサービス、又はそうしたサービスを提供するウェブサイトのこと。

[※]温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称のこと。二酸化炭素、水蒸気、フロン、メタンなどが該当する。

[※]地球温暖化：二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋の温度が上昇し、気候が急速に温暖化すること。

[※]クラウドファンディング：新規・成長企業と投資家とをインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組みのこと。

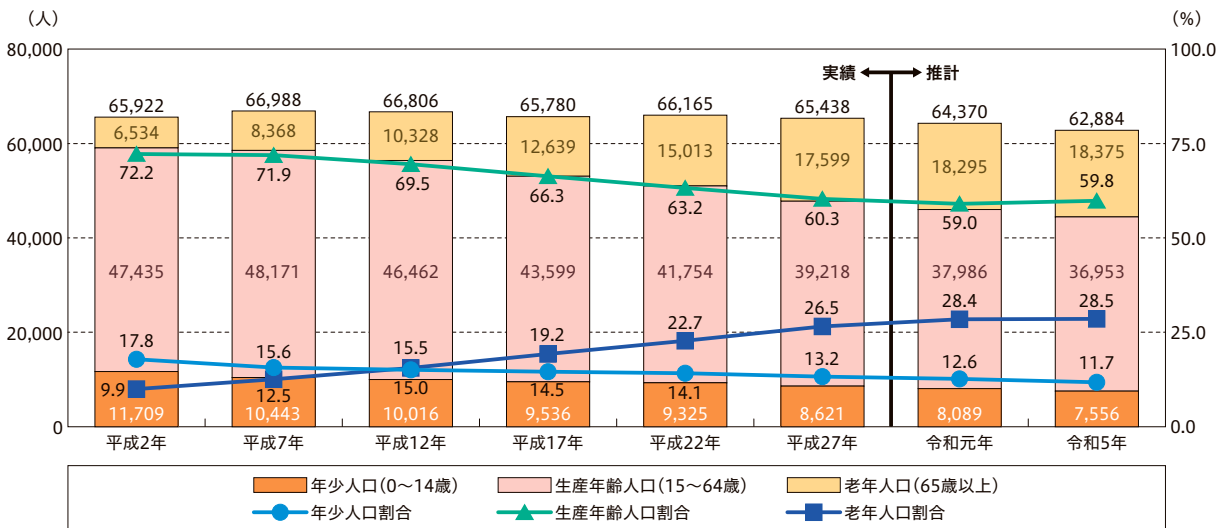
2 | 藤井寺市の現況

(1) 人口・世帯

① 人口の状況と推計

- 本市の人口は、平成7年の66,988人をピークにほぼ横ばいかやや減少の傾向を示しています。年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)はともに減少が続いており、老年人口(65歳以上)は増加し、全国的な傾向と同様、少子化・高齢化が進行しています。
- 本計画期間中における推計では、総人口の減少が予測され、令和5年では62,884人と、平成2年～平成22年を基点とした推計より、さらに人口減少が進むことが予測されます。

■人口の動向と推計

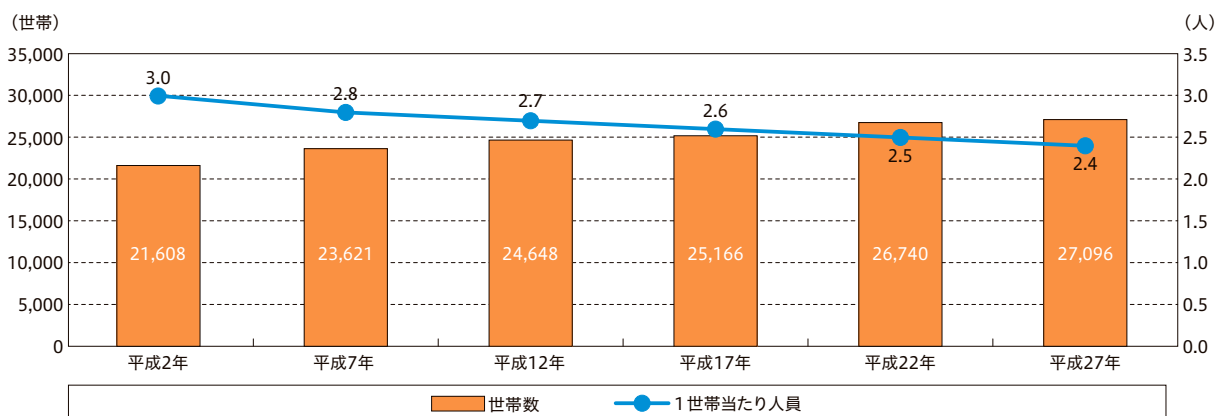


資料：平成2年～平成27年は国勢調査（各年10月1日）
 令和元年、令和5年における推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計から算出。
 ※年齢不詳を除いているため、年齢別人口を合計したものと総人口が合致しないことがあります。

② 一般世帯数の推移

- 総人口の横ばいかやや減少傾向に対して、世帯数は増加が続いていることから、1世帯当たりの人員が減少し、世帯規模が縮小しています。

■一般世帯数、1世帯当たりの人員の推移

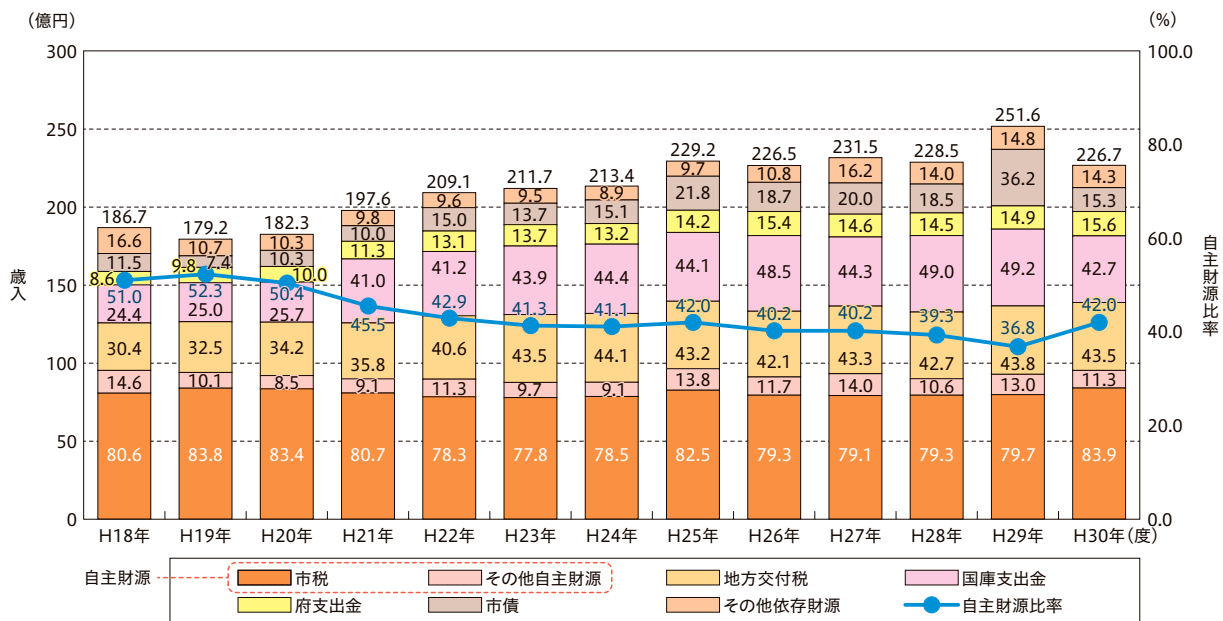


資料：国勢調査

(2) 歳入・歳出

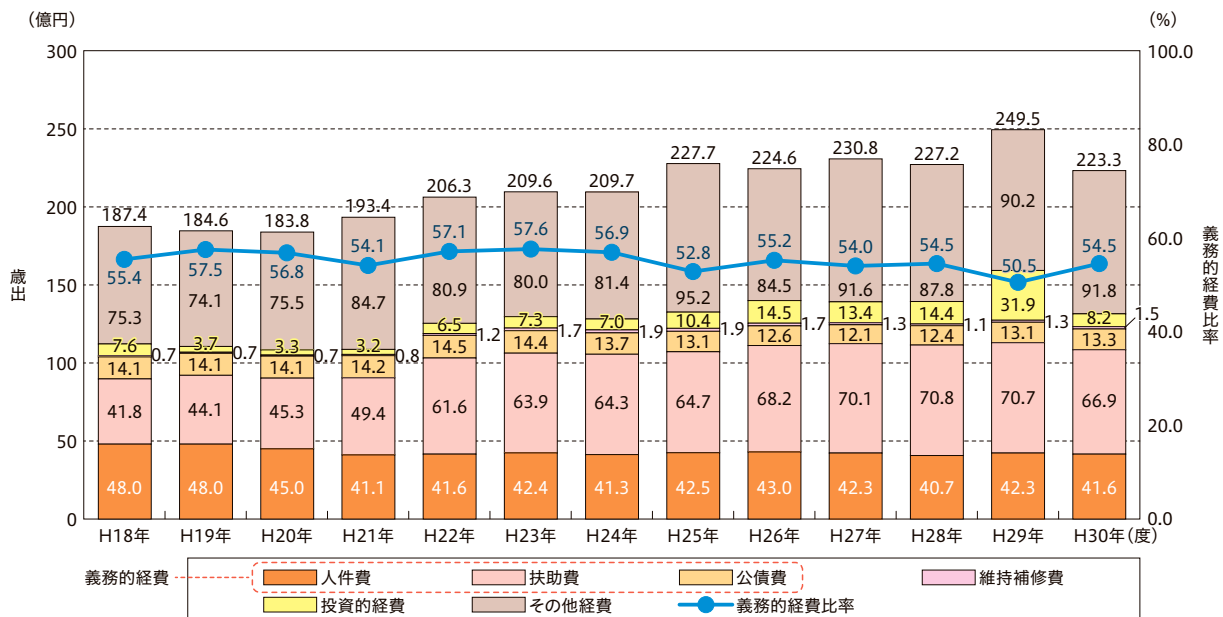
- 歳入の状況をみると、平成 20 年度以降増加傾向にあります。平成 26 年度以降は増減しながらほぼ横ばいで推移しています。地方交付税や国庫支出金等に依存している部分が多く、自主財源比率は平成 19 年度をピークに減少傾向にあり、平成 28 年度、平成 29 年度で一度 3 割台まで低下していますが、平成 30 年度には平成 25 年度と同水準の 4 割台まで若干上昇しています。
- 歳出の状況をみると、平成 26 年度以降も人件費はほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化の進展等により扶助費は増加傾向にあり、平成 27 年度～平成 29 年度の 3 か年では 70 億円を超えており概ね過去 10 年間の中で最も高くなっています。

■歳入の推移



資料：地方財政状況調査（各年度）

■歳出の推移



資料：地方財政状況調査（各年度）

3 | 前期基本計画の推進状況

将来像の実現に向け、「住みたいまち」「訪れたいまち」「住み続けたいまち」といった3つの基本目標からなる9つの基本方針に基づき、施策を設定し、取組を進めています。

なお、重点戦略及び共通施策は、基本方針にまたがるため、基本方針内で包括的に進捗状況をみています。

(1) 住みたいまち

① 安心して子どもを生み育て、未来を拓くまちづくり

待機児童[※]の解消や多様な教育・保育ニーズの対応に向け、就学前教育・保育施設の整備や民間誘致をはじめ、小規模保育事業、延長保育事業や一時預かりなどのサービスを拡充してきました。また、子育てアプリを利用した情報提供の実施や子ども医療費助成の対象を拡充しています。

学校教育では、学校施設の耐震化等を推進したほか、ALT[※]や外国語活動支援ボランティアの配置、ICTを導入した授業づくり、世界遺産や郷土に関する学習などを通じて、確かな学力の育成に加え、特色ある教育を推進しています。

青少年健全育成では、放課後児童会と放課後子ども教室の連携に向けて取組を進めています。

② 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

生涯学習や文化芸術、スポーツ活動の推進では、成人や子ども向けの教室をはじめ、幅広い年代の市民が参加、鑑賞できる機会を提供しています。図書館においては利用しやすくなるよう、祝日開館や出張サービスポイントの増設をはじめ、子どもの読書活動の促進を進めています。

③ 思いやりとふれあいのあるまちづくり

「藤井寺市人権行政基本方針&人権行政推進プラン」に基づき、人権や国際理解に関する取組を推進しています。男女共同参画では、職場づくり研究会において女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進等に向けた研究を進めています。また、すべての人が多様な生き方を尊重できる社会の実現をめざした「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定し、男女共同参画への理解に向けた啓発講座や学習機会をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための市民講座などを開催しています。

コミュニティ活動の推進では、住民主体の自治活動を推進するために地域の絆まちづくり交付金の交付をはじめ、自治会の自主的・継続可能な運営を行うための支援を行う市民活動相談会の設置、自治会加入促進に向けたPRなどを行っています。

※待機児童：子育て中の保護者が保育所又は学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

※ALT(エーエルティ)：外国語指導助手(Assistant Language Teacher)のこと。教員と協力し、外国語の授業支援を行う。

(2) 訪れたいまち

① にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

商業の振興策として、商店街における販売促進活動などを通じて、にぎわいのある商店街づくりを支援しています。また、新たにふじいでら創業スクールを展開し、本市のにぎわいづくりにも寄与する創業支援策に取り組んでいます。工業においては、生産性向上に取り組む中小企業への支援を行っています。

都市型農業の振興に向けては、農業者と住民との交流を深め、幅広く農業に対する理解と認識を得るための朝市・トラック市を継続して開催しています。

観光振興では、シティプロモーション施策と連携しながら、観光アプリ・市プロモーションサイト・SNSなどを活用して情報発信に取り組んでいます。また、地域ビジネス創造プロモーション事業を通じて、新しい藤井寺ブランド「FRAP(エフラップ)※」を創設し、「食」をはじめとする既存の商品サービスの魅力向上や、新しい特産品の開発と販売促進を行っています。

にぎわい・交流拠点づくりでは、藤井寺駅周辺市街地各地区の個性を活かすとともに、本市の玄関口にふさわしい景観形成に向け、検討を進めています。また、市民主体のまちづくり協議会等が開催するイベントとの連携や、駅北交流広場のステージの利用促進などにより、にぎわいや魅力づくりを行っています。

② 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

未整備であった古墳の説明板を整備するとともに、インターネットを介し、多言語情報を読みとれるように整備を行っています。

また、藤井寺市らしい景観形成を図るため、地域特性を踏まえた景観づくりや市民の景観に対する意識啓発を行っています。葛井寺エリアでは、沿道住民とワークショップ※を重ね、景観整備を進めています。

道路ネットワークの充実に向けては、広域幹線道路※や都市計画道路の整備推進と生活道路を含む市道の維持管理や安全対策を行っています。

※ FRAP(エフラップ) : Fujiidera Wrapping Promotion の略で、藤井寺市で伝統を積み重ねてきた老舗と個性豊かな感性で若者から人気を集めるお店・作家が手を取り合い、イベントの開催やコラが商品の開発を実践するなど、藤井寺市の新しい魅力を生み出す取組のこと。

※ワークショップ : 色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、共同で学び合意形成を図るための集まり。

※広域幹線道路 : 主要幹線道路のうち、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のこと。

(3) 住み続けたいまち

① 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

「藤井寺市水道施設総合整備計画」に基づき、上水道施設の更新、耐震化を進め、安全で安定した水の供給に努めています。公共下水道事業では、公共下水道の面整備に加え、水洗化の促進に向け個別訪問による啓発を行っています。

安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に向けては、「藤井寺市空家等対策計画」や「藤井寺市耐震改修促進計画」に基づき、空家対策の推進や住宅の耐震化を促進しています。また、「藤井寺市住生活基本計画」を策定し、住宅政策のあり方を位置づけ、推進しています。

緑とうるおいある環境づくりでは、安全・安心に利用できるよう、公園施設、遊具の修繕・改修をはじめ、地域ぐるみ、市民ぐるみで総合的な緑化促進を図るため、緑化フェスティバル等を通じて啓発を行っています。

② すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

地域福祉ではCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)[※]を配置し、地域住民の活動しやすい環境づくりを進めています。また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金をはじめ、すべての任意事業を実施しています。

障害福祉では、「藤井寺市手話言語条例」の制定をはじめ、障害のある人への合理的配慮への啓発、施設のバリアフリー化や各種福祉サービスの充実などにより、ハード・ソフト両面から障害のある人の生活や社会参加などを支援しています。

高齢者福祉では、市民が自身の健康づくりのために様々な職種の話が聞ける機会を提供するとともに、介護予防のためのご当地体操「ええとこふじいでら♪体操」を創作し、地域で「ええとこふじいでら♪体操」を実施する住民グループの支援を行っています。また、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築・強化をはじめ、地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターと連携しながら、地域の支え合い・助け合いの体制づくりを進めています。

社会保障では、体制強化により特定健診及び特定保健指導の受診率・実施率の向上を図るとともに、健診データやレセプトデータを活用し、保健指導において優先度の高い対象者の絞り込みや受診勧奨を行っています。

地域医療においては、市立藤井寺市民病院と地域医療機関との連携の強化や専門外来の設置などを進めています。

健康づくりでは、がん検診において、複数のがん検診を同時に受診できる日の設定や、日曜日の申込み及び検診日の設定、無料クーポンの発送、未受診者への再勧奨などを行い、受診機会の拡充を図っています。また、母子保健では、多胎妊婦の方を対象に妊婦健康診査の追加助成や産前産後サポート事業により妊産婦への支援を強化しています。

[※]CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)：地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言(地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言)等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者のこと。

③ 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

「藤井寺市地域防災計画」に基づき、建物の耐震化、食糧や日用品の備蓄を進めるとともに、講座や広報などを通じて、市民への防災意識の周知啓発や、「藤井寺市防災ガイドブック」や広報などを活用して防災情報を発信しています。

消防・救急体制では、頻発する自然災害や多様化する災害への対応に向け、高度救助隊の運用を開始し、救助体制を強化するとともに、救急体制では、救急救命士の養成に取り組んでいます。

危機管理では、「危機管理対応指針」の見直し、「危機管理対策推進本部」の設置を進めるとともに、緊急時等の多様な情報伝達手段の確保に向けたシステムの導入など、環境の整備が進んでいます。

防犯体制では、羽曳野警察署管内防犯協議会との連携や、藤井寺市防犯委員会を通じた各種防犯活動により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する地域防犯体制が充実しています。

交通安全対策では、交通安全運動等を通じて、交通安全意識の向上を行っています。また、「福祉のまちづくり条例」「藤井寺市交通バリアフリー基本構想」等に基づき道路施設のバリアフリー対策を進めています。

消費者保護では、消費生活センターを設置し、相談体制を整備したほか、地域での出前講座や消費生活講座を実施し、消費者教育を推進しています。

④ 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

自然環境の保全では、「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～ECO₂(エコツー)プランふじいでら～」を策定し、二酸化炭素排出量削減に向けた体制づくりを行うとともに、環境教育・学習として市内小学校での「ヤゴ救出大作戦」を継続的に行っています。

環境美化では、環境美化の啓発をはじめ、「藤井寺市美しいまちづくり推進条例」に基づき、市内の美しいまちづくりに向けた取組を推進しています。

また、循環型社会[※]の形成に向け、「藤井寺市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進する等4R[※]を進めています。

※循環型社会：限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。

※4R(4アール)：Refuse(リフューズ)断る、Reduce(リデュース)減らす、Reuse(リユース)繰り返し使う、Recycle(リサイクル)再資源化する、の4つの総称のこと。

4 | 市民アンケート結果

●調査の目的

第五次藤井寺市総合計画・後期基本計画の策定にあたり、市民の意見を把握し、これからのまちづくりの方向を定めるための基礎資料として活用することを目的としています。

●調査対象者

市内在住の18歳以上の3,000人(住民基本台帳から無作為抽出)

●調査期間

平成30年12月17日～平成31年1月16日

●調査方法

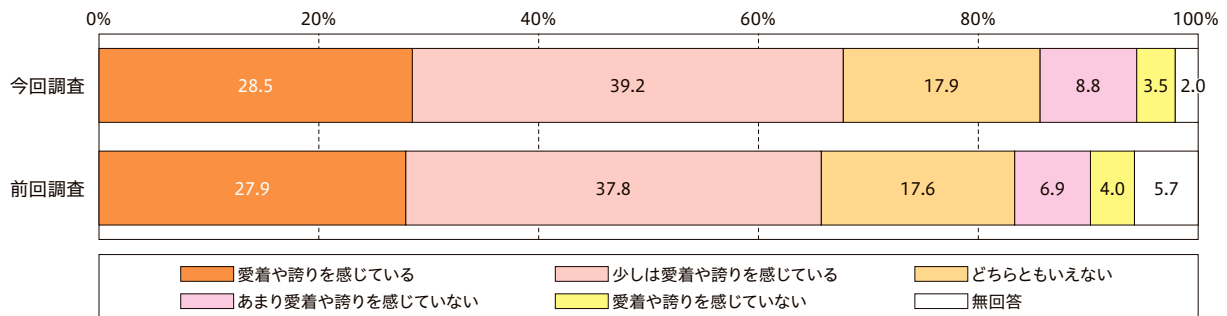
郵送配布・郵送回収調査法

●回収結果

- a. 発送数 3,000件
- b. 有効回収数 1,037件
- c. 回収率 34.6% (b/a)

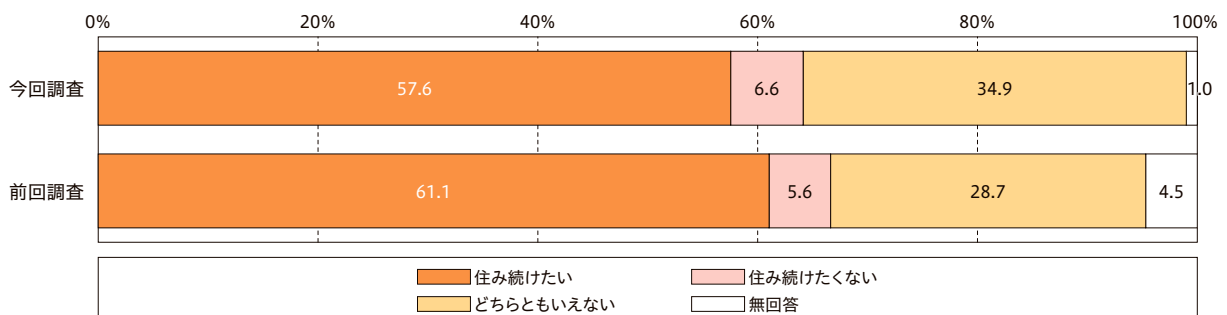
◆藤井寺市への愛着

今回調査では『愛着や誇りを感じている』(「愛着や誇りを感じている」「少しは愛着や誇りを感じている」)が67.7%となっています。



◆定住意向

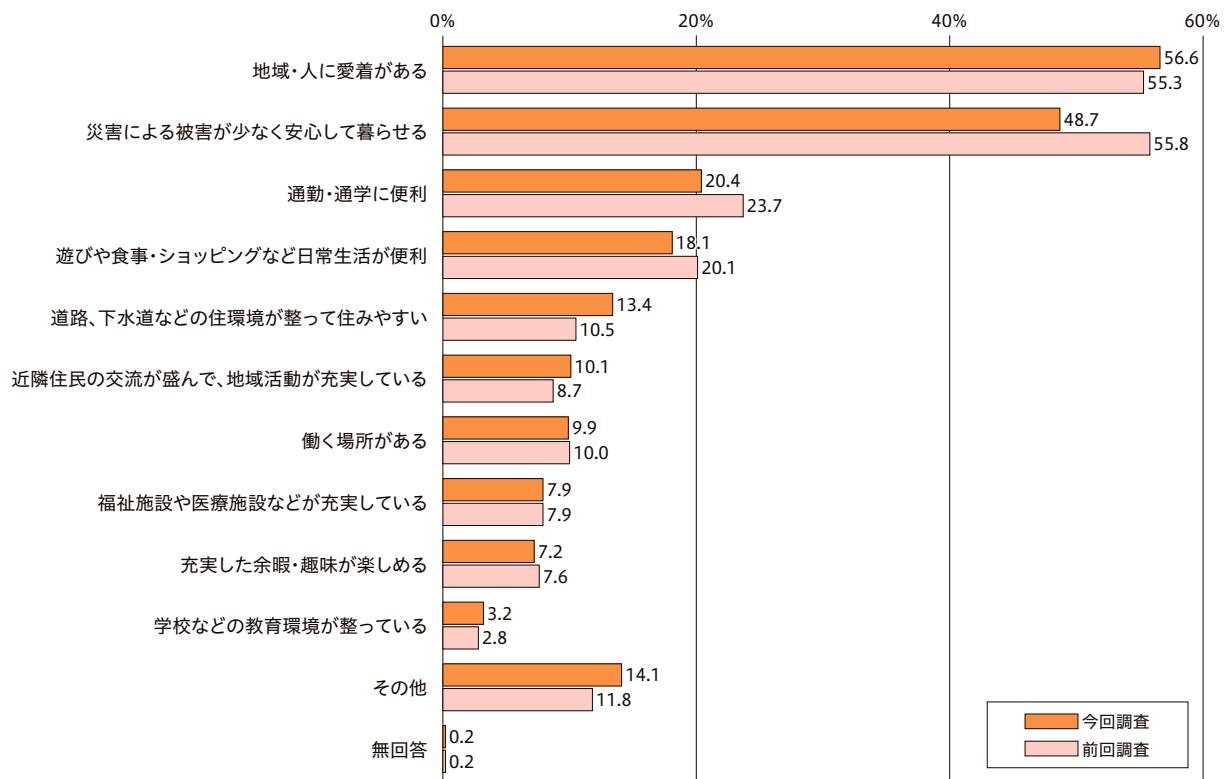
前回調査と比較すると、「住み続けたい」、「住み続けたくない」と思う割合について、それぞれあまり差はみられませんが、「どちらともいえない」は6.2ポイント増加しています。



※平成26年に実施した市民アンケート調査を「前回調査」として表記している。

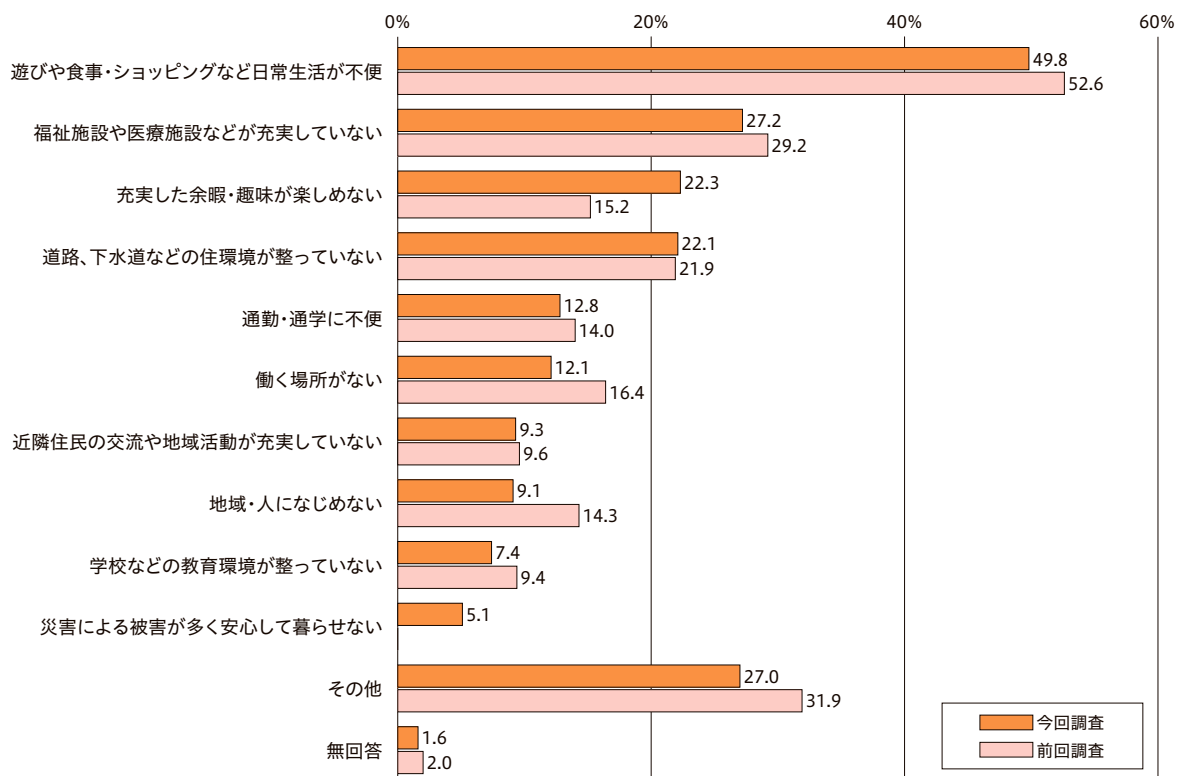
◆住み続けたい理由（3項目まで選択）

前回調査と比較すると、「災害による被害が少なく安心して暮らせる」が 7.1 ポイント減少しています。



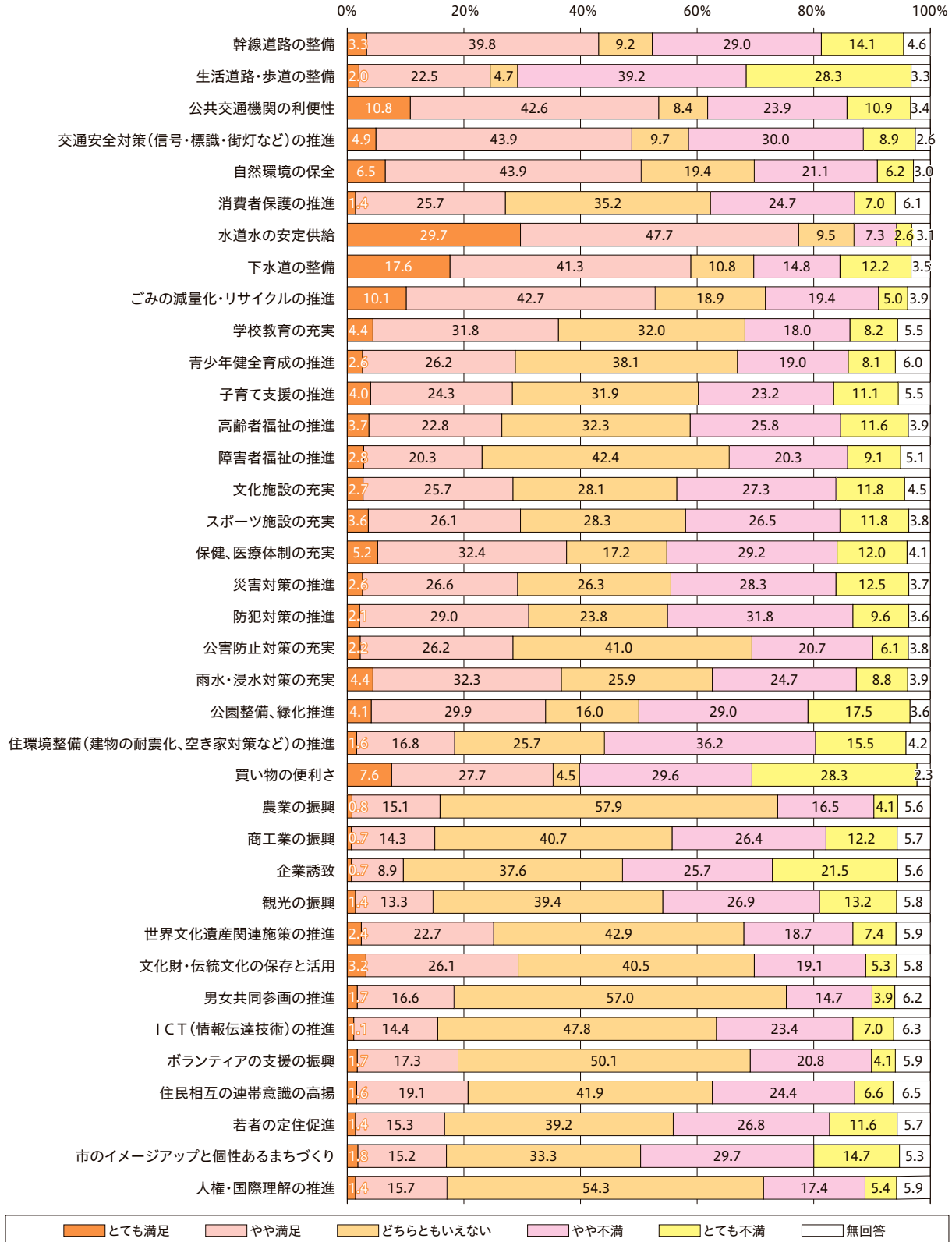
◆住み続けたいと思わない理由（3項目まで選択）

前回調査と比較すると、「充実した余暇・趣味が楽しめない」が 7.1 ポイント増加しています。



◆施策分野別満足度

施策分野別満足度で「とても満足」と「やや満足」が「やや不満」と「とても不満」を上回るのは、37項目中11項目となっています。「とても満足」と「やや満足」が多い上位3件は、「水道水の安定供給」「下水道の整備」「公共交通機関の利便性」、一方「やや不満」と「とても不満」が多い上位3件は、「生活道路・歩道の整備」「買い物の便利さ」「住環境整備（建物の耐震化、空き家対策など）の推進」となっています。



5 | 後期基本計画における重点課題

重点課題 1

まちの強み・機会を活かした にぎわい・活力づくりが必要です

- 百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録され、これまで以上に本市の魅力向上やにぎわいの創出、そこから生じる経済波及、さらには市民の誇りの醸成など、様々な効果が期待されます。
- こうした機会は、インバウンドの増加にもつながることが予測されるため、インバウンドへの対応や藤井寺らしい景観づくりなどがより一層求められます。
- 西名阪自動車道・藤井寺インターチェンジを有するとともに、近鉄南大阪線により、大阪都心部との時間距離が約 13 分といった本市の立地的な強みを活かし、交流人口のさらなる増加を図る必要があります。
- まちの利便性や豊かな歴史文化資源・うるおいある住環境など、まちの誇りや魅力を再認識し、地域の内外へと広めていく必要があります。

重点課題 2

安全・安心に暮らせるための 取組の強化が必要です

- 近年、大規模かつ、多様化する自然災害が頻発する中、市民アンケートでは、本市に住み続けたい理由として、「災害による被害が少なく安心して暮らせる」が5年前まで最も高かった結果から変化もみられ、災害への懸念が高まっているといえます。
- 今後、防災・減災対策を進め、危機管理体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めていくことがより一層必要となっています。
- 災害時への対応においては、地域コミュニティによる助け合い・支え合いによる対応をはじめ、消防団活動や各地区の自主防災組織の連携などを通じ、自助・共助・公助の取組を強化していく必要があります。

重点課題 3

人口減少、少子化・高齢化の影響への 対応が必要です

- 少子化・高齢化が進む中、高齢化が進む地域コミュニティにおいては、見守り・支え合い活動やセーフティネット^{*}の構築などがより一層重要となってきます。

^{*}セーフティネット：個別の支援を必要とする人が、安心して生活ができるようその状況に応じた福祉サービスや支援を受けることができる仕組みのこと。

- また、高齢者がこれからも身近な地域で元気でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、医療や介護の連携をはじめ、認知症対策など、身近な地域で生活していくための支援が必要となっています。
- 少子化対策の一環として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが必要です。
- このような人口動向においては、税収の伸びが見込みにくい上に、医療や介護などの社会保障関係費が増加する厳しい財政状況が常態化することが想定されるため、今後も将来の藤井寺市にとって必要な施策を見極め、取組の重点化と財政の健全性の維持に努めていく必要があります。

重点課題 4

参画と協働によるまちづくりが必要です

- 多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、地方分権の流れの中、自主・自立のまちづくりを展開するためには、行政だけではなく、地域の担い手である市民や事業者などの参画と協働が必要となっています。
- 本市は、従来から地域活動が活発であり、支え合いの精神が盛んな地域ですが、近年、単身者や核家族世帯の増加、価値観の変化などにより、お互いに支え合うという意識が希薄になりつつある側面も見受けられます。
- 共生社会の実現が求められている中、誰もが安全・安心に暮らすために協働によるまちづくりを推進する必要があります。
- 駅周辺のにぎわい創出など、市民がやりがいと責任を持って主体的に活動する機運が高まっている中、今後も、多様な主体との協働によるまちづくりを進めていくためにも、各分野における市民参画や協働の促進が必要となっています。

重点課題 5

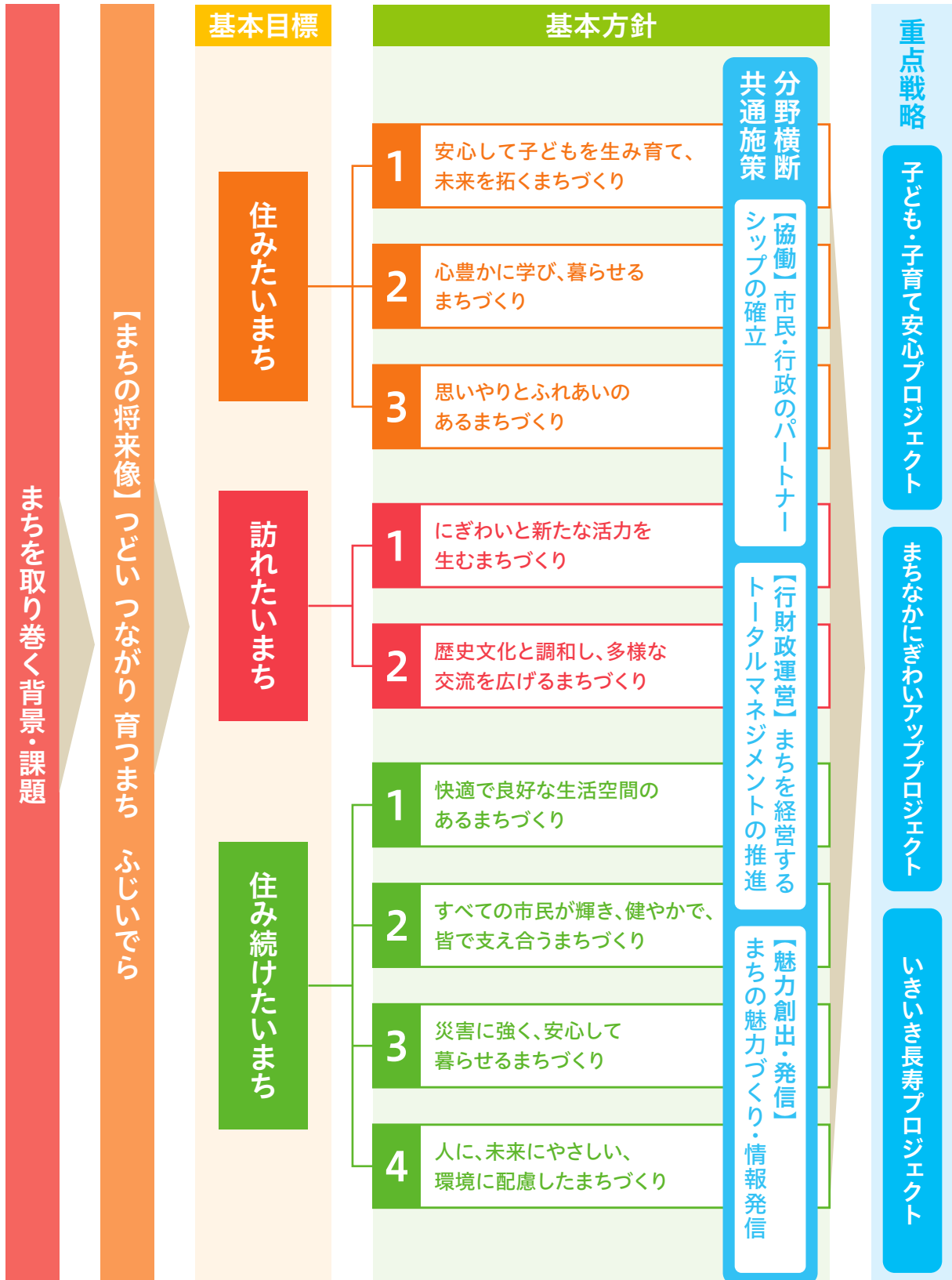
持続可能な行財政運営に向けた対応が必要です

- 人口減少や少子化・高齢化の進行等を背景に、厳しい財政状況が見込まれるため、「選択と集中」により、将来にわたり安定した行財政運営を推進することが今後も重要となっています。
- 本市では、これまでの人口増加や市民ニーズに対応するため、公共施設の整備を進めてきましたが、これらの施設の老朽化が進み、一斉に大規模改修や建て替えなどの時期を迎えています。
- 今後の人口動向を見据えつつ、市民ニーズにも対応しながら、安定した行政サービスを提供していくことが求められており、適正な維持管理のための手法に基づき、運用していく必要があります。

第 4 章

後期基本計画の施策の体系

基本構想



第2部



重点プラン



第1章

まちづくり重点戦略

将来像である「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現に向けて重点的・戦略的に取り組む施策を「まちづくり重点戦略」として位置づけています。継続的に取り組む必要がある施策は前期基本計画の内容を踏襲し、社会潮流や市民アンケート、前期基本計画の進捗状況を踏まえて、さらに自然災害等に対応した安全・安心に暮らせるまちづくりについて追記するなど、市の実情や課題に対応した形で戦略の方向性を見直し、展開を図ります。

重点戦略1

子ども・子育て安心プロジェクト

子育て支援の推進

就学前教育・保育サービス等の充実

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。また、就学前から義務教育へのスムーズな移行に向けて、子ども同士の交流の機会を拡充し、保幼小連携の強化を推進します。

相談支援の充実

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を中心に関係機関と連携強化を図り、児童虐待の防止及び早期発見に努めるとともに、相談支援を通じて子どもとその家族及び妊産婦等子育ての不安の軽減・解消に努めます。

安全で快適な就学前教育・保育施設の整備

子どもたちが安心して日々を過ごし、健やかに成長していけるよう、安全で快適な就学前教育・保育施設の整備に取り組みます。同時に、待機児童の解消についても引き続き取組を進めます。

病児・病後児保育事業の推進

新たに開園する民間保育施設において、病児保育事業（病後児対応型）を委託により開始します。

子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策では、関連事業における取組（教育・生活・就労・経済的支援）を進めることにより、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、今後の国・大阪府の動きも注視しながら、施策展開を検討します。

情報提供の推進

市民が必要とする情報を捉えて、子育てアプリをはじめ、多様な媒体を活用して適切な時期に質、量をそろえて情報提供を行います。また、サポートブック「はばたき」※の活用の手助けをし、子育て家庭を支援します。



※サポートブック「はばたき」：心身の発育発達などに関する様々な支援が必要となるお子さんが、乳幼児期から成人期まで途切れることなく一貫した支援を受けられるよう、保護者と市・保育所・幼稚園・学校などの関係機関が情報を共有するための冊子。

学校教育の充実

学校教育環境の整備・充実

外壁、内装、屋上防水など施設の老朽化対策をはじめ、トイレの洋式化・乾式化等、施設の改修を計画的かつスピーディーに実施します。

確かな学力の育成

子どもたちの主体的・対話的で深い学びを実現するために、学力向上推進支援事業の効果的な実施を通じて、各学校における日々の授業改善の取組を支援します。また、グローバル社会に通用する英語教育をはじめ、質の高い授業と学習指導に取り組みます。

地域の歴史文化資産を活かした教育の推進

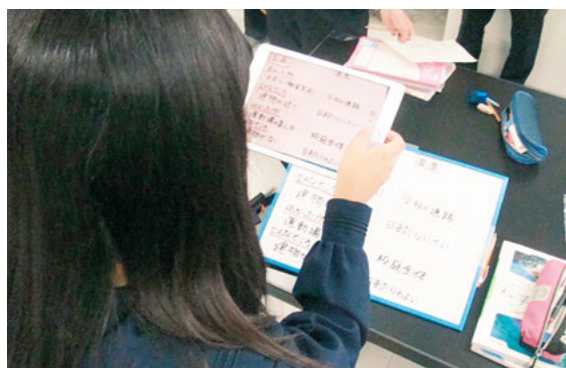
市内の各小学校の世界遺産学習に講師を派遣し、古市古墳群について児童に授業を行います。

教育的支援の充実

児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等を活用し、教育相談体制のさらなる充実を図ります。



市立藤井寺中学校トイレ



タブレットを活用した授業風景



世界遺産学習

青少年健全育成の推進

地域における子どもの居場所づくり

放課後児童会事業※の待機児童の解消に向け、教室及び指導員の確保に努めます。放課後子ども教室推進事業※では、継続的にボランティアを確保するための仕組みづくりを検討し、事業の拡充を図ります。

※スクールカウンセラー：学校現場で子どもや保護者、教職員などの心のケアや支援を行う臨床心理士の資格を持つ専門家のこと。

※スクールソーシャルワーカー：児童生徒が抱える問題に対して支援を行う、社会福祉に関して専門的な知識、経験を持つ専門家のこと。

※放課後児童会事業：放課後に保護者が不在となる市立小学校在籍児童を対象にし、保護者と指導員が協力しながら、各小学校の空き教室等で、集団生活を通して仲間づくりや生活習慣の確立などの健全育成を図る事業のこと。

※放課後子ども教室推進事業：市立小学校在籍児童を対象に、放課後等の児童の居場所づくりと体験活動の充実のために、地域ボランティア（コーディネーター・安全管理員）の協力を得て実施する、「遊び」を中心としたプログラムと「学び」を中心としたプログラムで構成される事業のこと。

男女共同参画の推進

女性の活躍推進

市が策定している特定事業主行動計画等に基づき、実施状況を公表し、市内事業所にも策定を促すことで、市が率先して女性活躍の条件整備と子育て環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や意識の醸成、女性の再就職支援など、広くワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

企業の取組支援

それぞれの企業形態や抱えている課題に合わせ、参考となる先進事例を紹介するなど、企業にとって有効なワーク・ライフ・バランスの取組を広めます。

緑とうるおいある環境の創出

遊べる公園の整備推進

遊具やトイレの整備改修を進め、遊べる公園の整備を推進します。

健康づくりの推進

母子保健サービス等の充実

妊産婦及び母子の健康の保持増進のため、妊婦健康診査助成の増額や子ども医療費の助成による支援を図ります。また、産婦への産婦健康診査事業や産後ケア事業、妊産婦等への相談事業の継続、充実を図ります。



子育てマップ藤井寺

まちなかにぎわいアッププロジェクト

商工業の振興

商店街活性化への支援

商店街等活性化推進事業補助金等の既存制度の活用をはじめ、キャッシュレス化※といった今後求められる制度への検討を進め、商店街活動を支援します。



創業セミナー

創業への支援

ふじいでら創業スクールを継続的に実施するとともに、創業希望者のニーズに即した支援体制を構築します。

事業承継の推進

商工会と連携の上、事業承継の現状を把握し、本市の中小事業者に必要とされている施策を検討するとともに、事業承継を推進します。

中小企業への支援

各種融資制度の周知や販路開拓への支援を実施しながら、本市の中小企業振興に関する計画づくりを進め、中小企業支援を推進します。

都市型農業の振興

都市型農業の振興

朝市・トラック市・都市型貸農園事業を地元農家と協力し、継続して実施します。また、食農教育の一環として学習農園での農業体験学習を利用した地元との交流により、地産地消※の推進を図ります。

次世代農業者の育成・サポート

時代にマッチした農業を進めるため、地域特産品のブランド化や都市型貸農園を開設し、次世代農業者の育成・サポートを進めます。



トラック市

※キャッシュレス化：お札や小銭などの現金を使用せず、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使い、デジタル化されたデータでお金を支払うこと。

※地産地消：地元で生産した物を地元で消費すること。

観光の振興

魅力ある観光コンテンツづくりの推進

引き続き「食」の魅力向上、特産品の開発・販売促進、観光資源と各種イベントとの連携に取り組み、まちなか観光の楽しみ方の発信につなげます。また、アイセル シュラホールを活用し、市民や地元事業者、関係団体等が主体の観光を軸とした戦略的なまちづくりを検討します。

様々なターゲットに応じた情報発信

シティプロモーション※施策とも連動し、多様な情報媒体を活用し、ターゲットに応じた情報発信に取り組みます。また、国内外からの来訪者に対応できるよう既存媒体の多言語化を検討します。

来訪者の利便性の向上

来訪者にとって必要な情報をスムーズに提供できるよう情報発信拠点となる観光案内所の機能強化を検討します。また、シェアサイクル事業など、二次交通を充実させます。

観光振興を担う人材育成、体制整備の推進

引き続き、観光協会をはじめとする各種団体との連携を通じ、観光振興を担う人材育成に努めます。

近隣自治体や民間事業者、教育機関等との連携

これまで取り組んできた近隣自治体、鉄道会社をはじめとする民間事業者との連携に加え、大学等の教育機関との連携も視野に入れながら、広域地域での魅力発信を行います。

藤井寺市
オフィシャルキャラクター
「まなりくん」



世界文化遺産関連施策の推進

世界文化遺産登録を契機としたプロモーション活動※の推進

世界文化遺産登録を契機として、観光など他の分野の事業と連携しながらまちづくりへの取組を進めます。

古市古墳群を学び、周遊し、交流できる環境の整備

大型バス駐車場・乗降場、来訪者用トイレ、ガイダンス施設の整備等、未実施となっている環境の整備について検討を進めます。



プロモーションビデオなどによる
シティプロモーション

※シティプロモーション：市や市民が持つ「藤井寺市しかない・藤井寺ならではの」魅力を創出し、その魅力を市と市民が協働し、市内外に対して発信する取組（シティセールス）を展開するにあたり、「何を」「誰に」売り込むのかを明確にし、藤井寺市を知ってもらい、選ばれるまちにつなげるための具体的な促進活動。

※プロモーション活動：コミュニケーションの一部であり、自治体に対する意識や関心、地域のイメージを高め、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致などを促進する活動のこと。

にぎわい・交流拠点づくりの推進

駅周辺の拠点機能強化

駅周辺への都市機能の誘導や交通結節機能の強化等により、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めます。また、世界文化遺産のあるまちとしてふさわしい景観整備の推進や、道明寺駅周辺の再整備に向けた検討を行います。

市民とのにぎわいと魅力の創出

商店街や歴史を感じるまち並み、空き家などを活かしたにぎわいづくりを進めます。また、まちづくり協議会等の市民団体により実施される様々なイベントとの連携や、「楽しめ・にぎわい・交流できる」イベントを市民とともに開催し、にぎわい・魅力の創出を図ります。

民間事業者との連携による にぎわい・交流の創出

大型商業施設との連携により、PR活動や事業展開を行い、にぎわいと交流による地域の活性化を図ります。

まちの活性化

都市計画道路八尾富田林線の完成を大阪府に働きかけ、同時に市民とともに土地利用方を検討します。



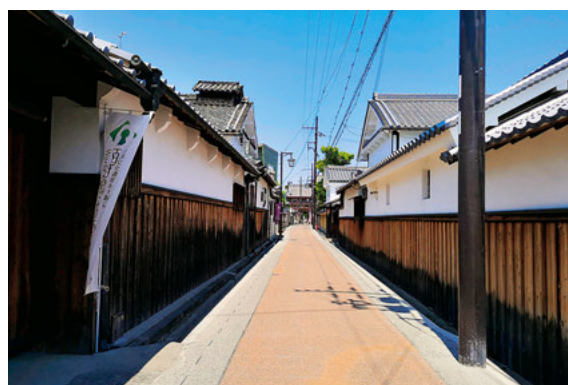
仲姫命陵古墳

歴史文化の保全・継承

古市古墳群の保全・活用

本市の貴重な歴史資産を後世に継承していくため、世界文化遺産に登録された古市古墳群をはじめとする史跡については、公有化を推進し、積極的な保全や活用を進めます。

都市景観の保全・形成



景観舗装と歴史的なまちなみ

景観整備による魅力的な空間づくり

公共施設景観ガイドライン等の運用により、良好な都市景観の形成と魅力ある空間づくりを推進します。

古墳群と調和した景観形成の推進

世界文化遺産に登録された古市古墳群等の豊富な歴史資産と調和を図りながら、本市の特色である歴史文化との一体的な藤井寺市らしい都市景観の形成に努めます。

景観認定・届出制度及び 景観アドバイザー※制度の有効活用

良好な景観形成に向けて、今後も引き続き着実な景観認定・届出制度の運用や景観アドバイザー制度の活用を努めます。

※景観アドバイザー：市民、事業者に対し本市の景観形成の推進を図るために必要な情報を提供し、又は専門的助言をするために市長が置く役割のことをいう。

重点戦略3

いきいき長寿プロジェクト

高齢者福祉の推進

介護予防活動の推進

介護予防のためのご当地体操「ええとこふじいでら♪体操」を普及するとともに、ご当地体操等を通じて、健康づくり・介護予防のさらなる展開を図ります。また、いきいき笑顔応援プロジェクト※として、専門家の訪問による健康づくり・介護予防、健康教室の充実や運動を促し、健康長寿の推進を図ります。

地域包括支援センターを中心としたセーフティネットの強化

地域共生社会の考え方の浸透や地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化、見守り体制の強化等により、地域の社会資源を有効に活用し、医療・介護・予防・住まい及び日常生活の支援を行う地域包括ケアシステム※の深化を進めます。

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携支援センターでは、医療と介護の関係者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談支援事業を実施しています。在宅医療の現場では、医療と介護関係者が診療や支援に必要な利用者の情報を共有するシステム「藤・ネット」を導入しています。医療と介護の関係者が質の高いサービスを提供できるよう支援体制の充実に取り組みます。



NICE! の集い

認知症対策の強化・充実

認知症に対する理解促進のため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方を地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みます。

高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加や地域での活躍のため、老人クラブ等の団体の地域における自主的な活動を支援します。

高齢者にやさしいまちづくりの推進

虐待防止や認知症対策を含めた権利擁護に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン※を取り入れた福祉のまちづくりを推進します。

※いきいき笑顔応援プロジェクト：本市が取り組む、高齢者の介護予防と自立支援のためのプロジェクト。取組の一つとして、ケアマネジャーと専門職（理学療法士又は作業療法士、又は管理栄養士）が一緒に高齢者宅を訪問し、身体状況に合わせた助言・指導をする「同行訪問」を行っている。

※地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを体系的に受けられる支援体制のこと。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザイン（またそのようにデザインしていこうという考え方）のこと。

第2章

分野横断共通施策

「まちづくり重点戦略」を着実に推進するために設定された「分野横断共通施策」において特に重点的・戦略的に取り組む施策を集約しました。まちづくり重点戦略同様に前期基本計画の進捗状況等をもとに、現在の取組を進めつつ、さらなる協働の推進により、市の抱える課題解決に向け、庁内の横断的な連携を図るための組織体制の整備等により、施策を推進します。

共通施策1

市民・行政のパートナーシップ※の確立

市民参画と協働の推進

積極的な情報発信と共有

市民の市政への関心を高め、まちづくりへの参画意識の向上を図るために、市政情報やまちづくりに関する情報を正確かつ速やかに発信します。

市民参画の推進

市民の声を市政に反映させるため、市政への意見・要望の対応のほか、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度※の活用、市長・職員がまちに出て市民と話すタウンミーティングの開催など、市民が市政に参画できる機会の充実に努めます。また、市民参画の機運の動向を注視し、時代に即した市民参加型行政の仕組みづくりを検討します。

多様な主体との連携

あらゆる分野の施策において、まちづくりに関わる市民、市民公益活動団体、企業等の多様な主体と連携し、好循環を生み出しながら、諸課題の解決を図ります。

協働意識の醸成

協働のまちづくりを推進していく上で、市民、行政それぞれが「協働」や「市民公益活動」について理解を深め、自分たちのまちは自分たちがつくるという機運の醸成を図ります。



タウンミーティング

※パートナーシップ：まちづくりを担う市民等の複数の主体が、対等な立場で協力・連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係のこと。
 ※パブリックコメント制度：市の政策立案過程で市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。

行政運営の推進

総合計画を常に意識した行政運営の推進

行政運営における最上位の計画として、総合計画を着実に推進する仕組みを構築し、常に総合計画に即した事業立案や事業内容の見直し等を進めます。

政策・施策の進捗管理の推進

総合計画に掲げた政策、施策の実施状況とその効果を検証するため、PDCA サイクル※による進捗管理を推進し、事業内容を公開し、透明化を図ります。

ICTの積極的活用による業務改善

ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。

マイナンバー制度※を活用した市民サービスの向上

情報セキュリティ※対策の強化を図りながら、マイナンバー制度を活用し、各種手続の簡略化・効率化など、市民の利便性向上に向けた取組を推進します。

職員の能力開発と人材育成の推進

職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて職員の能力開発と意識改革を促し、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の確保や育成に努める職員育成プロジェクトに取り組みます。

市民目線を取り入れたサービスの向上

市役所のあらゆる業務に市民目線を取り入れ、サービスの向上を行います。

横断的組織（プロジェクトチーム等）の活用

多様化、高度化する市民ニーズや、特定の行政課題に対しては、プロジェクトチームを活用するなど、弾力的で効率的な事務執行体制の構築に努めます。



横断的組織

※ PDCA サイクル：マネジメントサイクルの一つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) のプロセスを順に実施し、事業を実施した結果を成果の視点で評価する手法のこと。

※ マイナンバー制度：住民票を有するすべての人に一人一つの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理を行う社会保障・税番号制度のこと。

※ 情報セキュリティ：情報の漏洩の防止、情報の改ざんや破壊の防止、情報が常に利用可能な状態を維持すること。



広報ふじいでら

行政課題に対応した条例制定や 組織体制の整備

新たな行政課題や市民ニーズに適切に対応していくため、必要な条例等の制定や組織体制の整備に努めるとともに、スリムで効率的な市役所の組織体制の確立や、縦割り行政の見直しを進めます。

働きやすい職場環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの実現)

職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

女性職員の管理職への積極的登用

女性職員の管理職への積極的登用など、女性職員の活躍を促進します。

財政運営の推進

経営資源の重点配分

経営資源（予算や人員など）の効率化・重点化を図り、より効果的な市民サービスの提供をめざします。

既存経費の見直し

健全な財政を維持していくため、市税等の歳入確保に努めるとともに、既存経費についても徹底的な見直しを行い、新たな行政課題や市民ニーズへの対応を図ります。

行財政改革の推進

市の予算・決算の内容や事業内容を全面公開し、財政状況等について市民に分かりやすく説明するとともに、新たな行財政改革の方針を定め、今後の行政需要に対応できる財政基盤の構築を図ります。

公共施設等の適正化の検討・推進

施設の将来需要や老朽度の判定、改修時に必要な費用等を総合的に勘案した上で、施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、財政負担を軽減、平準化するとともに、市民が求める公共施設等の最適な配置、老朽化対策の実現をめざします。



市立市民総合体育館

まちの魅力づくり・情報発信

広報活動の推進

ICTを活用した 多様な市政情報の発信と共有

ホームページやフェイスブック等の様々な媒体やICTを活用して、分かりやすく積極的に市政情報を発信するとともに、求めている市政情報へ市民が効率的にアプローチできる手法を検討します。また、市内外の関心を惹き付ける広報活動に取り組みます。



市政インフォメーションコーナー

シティプロモーションの推進

「藤井寺市シティプロモーション戦略」 に基づいた観光プロモーション活動 の展開

シティプロモーション戦略に基づき藤井寺市のイメージを明確化させるとともに、歴史・文化、都市環境、各種祭り・イベントなどの地域資源や魅力を発掘・創出し、それらを磨き上げながら「新しい藤井寺」を統一したイメージで市内外に発信します。

プッシュ型情報発信等、 ICTを活用した情報発信の推進

住環境、交通の利便性、子育て・教育環境など、本市ならではの魅力についてICT等を活用して積極的に情報発信し、都市イメージのさらなる向上を図ります。

民間、学校とのコラボレーション によるマスメディアの活用

行政、市民、事業者、学校、マスコミ等の連携により、本市の魅力の創造、多彩なプロモーション活動に取り組み、本市のイメージ・認知度のさらなる向上を図ります。

積極的なプレスリリース及び メディアの活用

職員全員がセールスマンとなり、テレビ・ラジオなどのメディアやSNS等を積極的に活用し、市のアピールに努めます。また、市長自らが先頭に立って藤井寺市の魅力を発信し続けます。

ターゲットを想定した イメージ戦略の推進

本市の魅力資源を多様な視点から発掘し、それらを様々なターゲットに対し、それぞれに適した情報媒体による効果的な情報発信により、本市の認知度の向上に努めます。

地域等主体による活性化事業への支援

地域の各種団体や事業者等が主体となり、本市の魅力向上や活性化に向けて実施されている事業に対し、積極的な支援を行います。

南河内地域における魅力アップに向けた連携

南河内地域の近隣自治体との連携を図り、地域の魅力アップに向けたイメージ発信やPR活動を行います。

世界文化遺産、古墳、歴史文化などをテーマにした全国自治体との連携

人・歴史文化など共通のテーマでつながる全国の関連する自治体との連携を推進します。

友好提携都市等との連携

友好提携都市や関係自治体と連携し、交流事業やイベントの実施、相互が持つ魅力や地域資源の情報発信など、様々な機会を通じたまちの魅力アップに向けた取組を推進します。

ご当地ナンバープレートの導入

原動機付自転車を媒体にして本市の魅力在全国に発信することができるご当地ナンバープレート導入の取組を推進します。



「こぶん列車」出発式

第3部



後期基本計画



第 1 章

施策の体系

基本方針	施策	主要施策
1 安心して子どもを 生み育て、未来を 拓くまちづくり	1-1 子育て支援の推進	1. 子育てに関する支援の充実 2. 地域における子育て支援の充実 3. 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実
	1-2 学校教育の充実	1. 「確かな学力の育成」をめざした特色ある教育活動の推進 2. 国際理解教育、外国語活動、英語教育の充実 3. 情報教育の充実 4. 健やかな体の育成 5. いじめ・暴力行為等の防止や不登校児童生徒への対応 6. 支援教育の推進 7. 学校教育環境の整備 8. 教職員の働き方改革
	1-3 青少年健全育成の推進	1. 放課後児童の安全・安心な居場所の確保 2. 地域ぐるみで青少年を健全に育成するための仕組みづくり 3. 体験や交流機会の充実
2 心豊かに学び、 暮らせる まちづくり	2-1 生涯学習の推進	1. 生涯学習推進体制の構築 2. 読書環境の整備及び図書館サービスの向上
	2-2 文化・芸術活動の推進	1. 文化・芸術活動の推進 2. 文化・芸術に触れる機会の充実
	2-3 スポーツ活動の推進	1. スポーツ推進基本計画の推進 2. 市民の多様なニーズに対応した環境の整備 3. スポーツ振興事業の充実
3 思いやりと ふれあいのある まちづくり	3-1 人権・国際理解の推進	1. 人権教育の推進 2. 人権啓発の推進 3. 国際理解・多文化共生の推進 4. 相談支援体制の充実
	3-2 男女共同参画の推進	1. 男女共同参画の意識づくりの推進 2. 男女共同参画の環境づくりの推進
	3-3 地域コミュニティ活動の推進	1. 地域自治活動への支援 2. 地域コミュニティ活動への参加促進
4 にぎわいと 新たな活力を 生むまちづくり	4-1 商工業の振興	1. 商店街活動の充実 2. 中小企業への支援 3. 事業承継支援の推進
	4-2 都市型農業の振興	1. 農業生産基盤の整備 2. 都市型農業の推進
	4-3 観光の振興	1. 魅力ある観光コンテンツづくりの推進 2. 来訪者の利便性の向上
	4-4 世界文化遺産関連施策の推進	1. 来訪者に対する適切な案内・誘導のための環境整備 2. 百舌鳥・古市古墳群の情報発信 3. 百舌鳥・古市古墳群を活かした交流・にぎわいの創出
	4-5 にぎわい・交流拠点づくりの推進	1. 駅周辺の拠点機能強化 2. にぎわい・交流創出事業の推進 3. 市街化調整区域のあり方検討
5 歴史文化と 調和し、多様な 交流を広げる まちづくり	5-1 歴史文化の保全・継承	1. 文化財情報の発信 2. 文化財及び埋蔵文化財の適切な保全・継承 3. 史跡等の整備の推進 4. 来訪者受け入れ態勢の充実
	5-2 都市景観の保全・形成	1. 藤井寺市らしい景観の形成 2. 都市景観の形成のための規制、誘導
	5-3 道路整備の推進	1. 広域幹線道路の整備 2. 都市計画道路の整備 3. 生活道路の整備 4. 計画的な維持管理・保全、修繕 5. 観光ルートを見据えた道路整備
	5-4 公共交通の充実	1. 公共交通の利便性の向上 2. 民間事業者と連携した公共交通の利用促進
6 快適で良好な 生活空間のある まちづくり	6-1 上水道事業の推進	1. 上水道施設の充実 2. 効率的な水道事業経営
	6-2 下水道事業の推進	1. 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進 2. 雨水・浸水対策の促進・充実 3. 適正で効率的な公共下水道事業の運営
	6-3 住環境整備の推進	1. 空家対策の強化・充実 2. 建築物等の安全対策の推進 3. 住民ニーズに対応した住宅政策の推進
	6-4 緑とうるおいある環境の創出	1. 市域の特性を活かした公園づくり 2. 「緑」の保全・育成 3. 「うるおい」の創出

基本方針	施策	主要施策
7 すべての市民が 輝き、健やかで、 皆で支え合う まちづくり	7-1 地域福祉の推進	1. 地域福祉意識の醸成 2. 地域福祉活動への支援 3. 地域福祉のセーフティネットの推進
	7-2 障害者福祉の推進	1. 広報・啓発活動の推進 2. 地域における生活支援の充実 3. 社会参加と就労への支援 4. 福祉のまちづくりの推進
	7-3 高齢者福祉の推進	1. 地域包括ケアシステムの強化 2. 高齢者の心身機能の維持向上の推進 3. 生活支援体制の充実 4. 介護保険サービス、多様な支援の充実 5. 生きがいづくりと社会参加の推進
	7-4 社会保障の充実	1. 国民健康保険事業の安定的な運営 2. 後期高齢者医療制度の適正な運営・保健事業の実施 3. 保健事業の推進 4. 国民年金事務の充実 5. 福祉医療費助成制度の充実
	7-5 地域医療の充実	1. 地域医療体制の充実 2. 救急医療体制の充実
	7-6 健康づくりの推進	1. がん検診事業の推進 2. 主体的な健康づくり活動への支援 3. 母子保健の充実
8 災害に強く、 安心して暮らせる まちづくり	8-1 自然災害対策の推進	1. 多様な主体が実施する防災活動の支援・推進 2. 総合的な防災体制の充実・強化 3. 関係機関との連携・体制強化の推進
	8-2 消防・防災体制の充実	1. 消防体制の充実 2. 救急救助体制の充実
	8-3 危機管理の推進	1. 危機管理体制の充実・強化 2. 情報伝達の充実・強化
	8-4 防犯対策の推進	1. 防犯意識の啓発 2. 地域防犯活動の充実 3. 防犯環境の整備
	8-5 交通安全対策の推進	1. 交通安全に関する啓発活動の推進 2. バリアフリー対策等の充実 3. 安全に通行できる交通環境の整備
	8-6 消費者保護の推進	1. 消費者保護の推進 2. 消費者意識の高揚 3. 消費者教育の推進
9 人に、 未来にやさしい、 環境に配慮した まちづくり	9-1 自然環境の保全	1. 環境保護・保全活動の推進 2. 環境負荷の低減 3. 環境教育・環境学習の推進 4. 工場・事業所における環境対策の充実
	9-2 環境美化の推進	1. 環境美化の推進 2. 環境衛生の充実 3. 公害防止対策の充実
	9-3 循環型社会の形成	1. ごみの減量化・資源化の推進 2. ごみの適正処理の推進
まちづくりの 推進に 向けて	1 市民参画と協働の推進	1. 市民参画の推進 2. 市民公益活動の促進 3. 多様な主体をつなぐ仕組みの整備 4. 協働意識の醸成
	2 行政運営の推進	1. 職員の能力開発と人材育成の推進 2. 組織機構の見直し 3. 電子自治体の推進
	3 財政運営の推進	1. 行財政改革の推進 2. 財源の確保 3. 公有財産の適正管理及び有効活用
	4 広域行政の推進	1. 広域連携の推進 2. 都市間連携の推進
	5 広報活動の推進	1. 広報活動の充実 2. 職員の広報力の向上
	6 シティプロモーションの推進	1. 「藤井寺ブランド」の確立 2. 都市イメージ・認知度の向上 3. 愛着・誇りの醸成

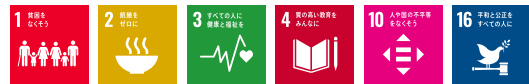
第 2 章

分野別計画

1

安心して子どもを生み育て、
未来を拓くまちづくり

1-1 子育て支援の推進



現況と課題

- 平成 27 年 4 月に施行となった子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育、地域の子育て支援の総合的な推進を図る中、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、年々、施策のあり方が変わり続けています。
- 本市においては、安心して子どもを生み、健やかに育てていくため、「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に関わる様々な事業を展開しています。
- 今後も社会環境の変化や保育ニーズ等を的確に把握し、幼児教育・保育施設の確保を図るとともに、待機児童ゼロをめざし、また、保護者のニーズに応じてより有効的な子ども・子育て支援事業を検討していくことが求められています。
- また、核家族化や共働き家庭の増加などにより地域のつながりが希薄化し、子育てについて地域の支援を得る機会や、子どもが他者を通じて社会と触れ合う機会も減少していることから、保護者や子どもが地域の中で孤立しないように、様々な交流や体験活動の実施が求められます。
- 子育て中の家庭は、それぞれが悩みや課題を抱えており、必要となる支援も異なります。また、妊娠から出産、子育てに至るまで、子育て家庭は段階に応じたサービスを必要としており、今後は、家庭の事情に寄り添った包括的な相談支援とサービスの提供が求められています。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成 26 年に施行され、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもの健やかな育成環境の整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

施策の
基本方針

子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して生み健やかに育てることのできるよう、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない子育て支援を推進します。

主要施策

1 子育てに関する支援の充実

- 就学前教育・保育施設の整備や特別保育の実施検討、市立幼稚園・保育所のあり方検討など、多様化する保護者ニーズへの対応に努めます。また、市立幼稚園（統合後）において新たに預かり保育を実施します。
- 質の高い幼児教育・保育の実現と人材の確保のため、職員研修の充実や待遇改善に努めます。
- 今後の保育ニーズの動きを注視しつつ、待機児童の解消に努めます。
- 就学前から義務教育へのスムーズな移行に向けて、保幼小連携の強化に努めます。
- 子育てに関する施策等の周知と情報提供のため、子育てマップの作成、サポートブック「はばたき」の配布、情報提供における ICT の導入検討などを行い、きめ細かな支援に努めます。また、子ども家庭総合

支援拠点や子育て世代包括支援センター等を通じた相談支援や情報の提供に努めます。

- 妊娠期から子育て期に至るまで、ステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

2 地域における子育て支援の充実

- 子どもの人権尊重、地域での交流活動や子育て支援向上に努めます。
- 親子が気軽に集まれる場・機会の提供に努めます。
- 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、関係機関が連携して切れ目のない支援に努めるとともに、家庭訪問等を含めた支援方法の充実を図ります。また、様々な機会・場所での相談支援に努めます。

3 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実

- 子ども医療費助成や就学援助制度の継続により、子育て家庭への経済的な支援を図ります。
- 生活困窮者等に対する支援に取り組み、ひとり親家庭の自立に向けた支援の拡充を図ります。
- 障害に応じて適切に対応し、個々の発達を支援できるよう、関係機関と連携しながら障害のある子どもと家庭への支援の充実を図ります。
- 児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援、児童虐待を行った保護者に対する相談・支援の充実など、関係機関と連携し児童虐待防止への取組を強化します。
- 妊婦健康診査の助成の拡充をはじめ、産婦への産婦健康診査事業、産後ケア事業、相談事業など、妊産婦への支援の充実を図ります。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 1

子ども・子育て安心プロジェクト

- 就学前教育・保育サービス等の充実
- 相談支援の充実
- 安全で快適な就学前教育・保育施設の整備
- 病児・病後児保育事業の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 情報提供の推進

協働の取組

- 民生委員児童委員協議会と協働して親子で参加できるイベント「きらきらひろば」や市立保育所で子育て支援「わんぱく広場」を実施し、内容の充実を図ります。

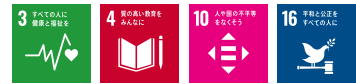
まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
就学前教育・保育の確保量	人	1号認定 1,298	939
		2号認定 722	862
		3号認定 474	597
地域子育て支援拠点事業の確保量	人	— (H30:11,891)	16,473
病児・病後児保育事業の確保量	人	1,952	3,172
赤ちゃんの駅整備環境に対する満足度	—	— (H30:90.9)	上昇
子育て支援アプリの累計インストール数	件	— (H30:1,392)	2,321

関連する個別計画

- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画
- ・藤井寺市教育大綱
- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(前期計画)

1-2 学校教育の充実



現況と課題

- 児童生徒の確かな学力や豊かな心の育成、健やかな体づくりを行うための教育支援が求められるとともに、新学習指導要領の基本的な方向性を踏まえた取組を進める必要があります。
- 本市では、「藤井寺市教育大綱」・「藤井寺市教育振興基本計画」に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進しています。学校教育においては、学力向上推進支援事業の展開をはじめ、世界遺産学習、ICTを導入した先進教育推進事業等に取り組み、「生きる力」を育む教育を推進しています。
- 不登校が長期化している児童生徒への支援や、不登校を未然に防止するために、学校と家庭が連携して取組を進めています。また、「藤井寺市いじめ防止基本方針」に基づき、学校組織が一体となって、総合的にいじめの未然防止と早期解決に取り組んでいます。
- 障害のある園児・児童・生徒、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援のさらなる充実を図る必要があります。
- 情報化社会が進展する中、インターネット等を介したトラブル、犯罪に巻き込まれる事例も多く、これまで以上に情報活用能力の育成が求められています。
- 国際社会を生き抜くため、英語教育や国際理解の充実を図っており、今後は中学校区ごとのALTの活用及び小学校の外国語活動の充実が求められています。
- 児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう、学校環境の整備を図る必要があります。

施策の基本方針

家庭、地域、保育所・幼稚園・小中学校が連携し、教育内容の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実を図り、将来を見据えた安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

主要施策

1 「確かな学力の育成」をめざした特色ある教育活動の推進

- 学力向上推進支援事業の実施を通じて、各学校における日々の授業改善の取組を支援します。
- 一人ひとりの教育ニーズに配慮しながら、児童生徒が力強く生き抜く力とわが郷土「藤井寺」を誇りに思う心を育む教育活動を推進します。
- 教職員が様々な教育課題に対応できる能力を身につけるため、研修体制の充実を図ります。
- 地域や大学との関わりを大切に教育を推進します。
- 集団教育の効果を高める必要な学級人数を考慮しつつ、市立幼稚園の再編を進めます。

2 国際理解教育、外国語活動、英語教育の充実

- ALTを派遣し、国際社会への対応能力の向上を図ります。
- 国際理解教育や英語教育に対応するために、教職員への研修を計画的に実施します。

3 情報教育の充実

- 児童生徒が必要な情報を主体的に収集・処理・発信できるよう、情報活用能力を育成します。
- 小中学校のパソコンを整備し、ICT機器を活用した授業の実践に努めるとともに、児童生徒の学習への

興味関心を高め、機器を活用し、プログラミング的思考の育成、自分の考え等を発表するなどの表現力を育てます。

4 健やかな体の育成

- 授業や運動部活動等の教育活動を通して、運動することの楽しさを感じながら体力の向上・運動の生活化を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携により食育の充実を図ります。

5 いじめ・暴力行為等の防止や不登校児童生徒への対応

- いじめや不登校の未然防止のため、道徳教育や心の教育などを通じて思いやりや生命を大切にする意識の醸成を図ります。
- いじめや不登校等への対応の強化を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部専門家を活用するなど、学校内におけるチーム体制の構築を図ります。
- 「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」の開催と、「藤井寺市いじめ防止基本方針」に基づいた各学校の効果的な取組の充実を図ります。

6 支援教育の推進

- 支援教育の充実に向けて、教職員の研修を計画的に実施します。
- 学識経験者による巡回相談や学校、教育委員会による教育相談の充実を図ります。

7 学校教育環境の整備

- 園児児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、トイレの洋式化・乾式化等、施設の改修を計画的に実施します。

8 教職員の働き方改革

- 教職員が業務の質を高め、自らの人間性を高め、子どもたちに対してより効果的な教育活動を行うことで、教職員の働き方改革の推進に努めます。
- 勤務時間の実態把握と適正化に努め、改善の進捗状況の把握に取り組みます。



ICT 機器を活用した授業の実践

重点戦略に
関連する施策

重点戦略 1

子ども・子育て安心プロジェクト

- 学校教育環境の整備・充実
- 確かな学力の育成
- 地域の歴史文化資産を活かした教育の推進
- 教育的支援の充実

協働の取組

○スクールフレンド[※]、ブックママ[※]に加えて、社会人活用等を行うことで地域人材の活躍による教育の充実を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
全国学力学習状況調査の自己肯定感の回答率 (質問項目:自分には良いところがあると思う)	%	小:77.1 中:64.8	85.0 75.0
藤井寺市学校施設改修(早期耐震化)計画 耐震化率	%	100	達成済
藤井寺市立学校施設等整備実行計画 推進率	%	38.6	63.1

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育大綱
- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市立学校施設等整備実行計画
- ・藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(前期計画)
- ・藤井寺市いじめ防止基本方針



世界遺産学習ノート

※**スクールフレンド**:市立幼稚園・小中学校で、子どもたちの教育活動のサポートをボランティアでしてくれる学生の方(大学生・大学院生)のこと。授業補助やクラブ活動援助をはじめ、子どもたちのメンタルフレンド的役割を担う。

※**ブックママ**:学校司書のサポートを中心に行いながら学校図書館活動の支援を行う地域の人材を活用したボランティアのこと。本の読み聞かせや本の紹介、図書の整理や修理も行う。

第3部

後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

9



市立藤井寺中学校校舎

1-3 青少年健全育成の推進



現況と課題

- 家庭や地域社会を取り巻く環境の変化により、子どもを取り巻く環境も変化しており、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる居場所の確保が求められています。
- 本市では、放課後児童会事業と放課後子ども教室推進事業を実施しており、放課後児童会事業では全小学校区において対象学年の拡大を実施しました。しかし、一部の小学校で待機児童が生じました。今後、待機児童の解消を優先するため、実施場所及び指導員の確保などの体制整備に取り組んでいく必要があります。
- また、社会における規範意識やモラルの低下が全国的に問題となるとともに、少子化・高齢化や核家族化の進展などにもとない、地域のつながりが希薄化し、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。
- 本市においても、少子化や育成者、指導者の担い手不足、また、子どもたちの生活の多様化にもとない、各地域のこども会の減少や入会率の低下といった問題を抱えています。
- 青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、家庭・地域・学校園の連携により、地域に根ざした活動を推進していくことが必要です。
- さらに、体験や交流を通じた学びは青少年の健やかな心身の発達に欠かせないものとなっており、本市では異年齢集団の交流の場を設けるなど、体験を通じた学習・交流の充実を図ってきましたが、今後もさらなる機会の充実に向けて関係団体と協議を進めていくことが必要です。

施策の 基本方針

地域に根ざした心豊かなたくましい青少年を育てるために、様々な体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭・地域・学校園の連携を強化し、地域ぐるみで青少年を育成するという環境の醸成を推進します。

主要施策

1 放課後児童の安全・安心な居場所の確保

- 放課後児童会の整備や充実を図るとともに、指導員の資質向上を図り、放課後の子どもたちの活動を、適切に指導できる体制をめざします。
- 放課後児童会と放課後子ども教室の連携を進めるため、双方の関係者による協議の場を設けます。

2 地域ぐるみで青少年を健全に育成するための仕組みづくり

- 地域の大人自らが青少年の模範となるよう啓発活動を実施します。
- 小中学校区で実施される子どもたちを対象としたイベントを通じて、地域と学校が交流し、相互理解のもとで青少年を育成する環境の醸成を図ります。
- 青少年を様々な誘惑や犯罪から守るため、有害環境の浄化や問題行動・非行の防止に向けた取組を進めます。

3 体験や交流機会の充実

- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、野外活動等の様々な体験を通じた学習・交流の場と機会の充実に努めます。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 1

子ども・子育て安心プロジェクト

- 地域における子どもの居場所づくり

協働の取組

- 地域や各種団体の主体による青少年健全育成活動を推進します。
- 青少年を取り巻く環境が悪化しており、深刻な犯罪被害等が発生している中、市民と行政が、それぞれの立場で子どもたちを見守る取組がより効果的に実施できるよう検討を重ね、安全・安心なまちづくりの実現を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
放課後児童会の全学年受け入れ実施校数	校	7	達成済
放課後児童会の待機児童数	人	17	0
放課後児童会と放課後子ども教室の一体型運営の実施数	校	7	達成済

関連する個別計画

- ・ 藤井寺市教育大綱
- ・ 藤井寺市教育振興基本計画
- ・ 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

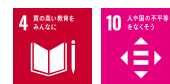


藤井寺市こども会育成連絡協議会
「小中学生クラブ事業」

2

心豊かに学び、
暮らせるまちづくり

2-1 生涯学習の推進



現況と課題

- 生涯を自分らしく心豊かに過ごすために一人ひとりの学びの意欲が高まっており、時代の変化や市民の学びに対するニーズを踏まえた多様な学びの機会と場の提供の充実が必要となっています。
- 本市では自主学習サークルと市が主催する事業をあわせて、趣味や健康づくりなど、成人及び子ども向けの教室や学習機会を提供しています。
- 生涯学習においては、今後、講座などの開催曜日や時間帯を変えながら、利用者のニーズに応じた開催を検討するとともに、自主グループ活動への参加促進や発展に向け、情報の共有と提供に努めていく必要があります。
- 図書館では子どもの読書推進に向け、図書館資料の充実と利用促進や、乳幼児からの読書活動の啓発、学校との連携を図るとともに、障害のある人への合理的配慮を提供するため、藤井寺市立図書館障害者サービス実施要綱を改正し、誰もが利用しやすい環境整備に努めています。
- 近隣市町村の図書館や学校とも連携しながら、複雑・多様化する利用者のニーズへの対応や子どもの読書活動の促進を図るとともに、より一層の蔵書の充実や図書館サービスの見直しを行い、あらゆる世代の利用を促進していく必要があります。

施策の
基本方針

市民一人ひとりが生きがいのある豊かな生活を送るため、「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学び・学び合える学習社会をめざします。



アイセル シュラ ホール（市立生涯学習センター）

主要施策

1 生涯学習推進体制の構築

- 生涯学習活動に取り組みたいと思う人が、多様な情報を入手・選択できる環境の充実を図るとともに、利用者のニーズを把握し、講座の柔軟な開催に努めます。
- 市民、団体の生涯学習活動を発展させるために、学習活動が行える場所の提供をはじめ、活動内容等の情報発信を支援します。

2 読書環境の整備及び図書館サービスの向上

- 近隣市町村をはじめ、広域的な連携のもと、遠方の地域へのサービス機会の提供や各世代のニーズに対応した資料収集と提供に努め、あらゆる世代が利用しやすい読書環境を整備します。
- 「第三次藤井寺市子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、計画に基づき、子どもが生涯にわたって読書活動を行っていけるよう、取組を推進します。
- 藤井寺市立図書館障害者サービス実施要綱に基づき合理的配慮を提供するとともに、図書館サービスの見直しなどを通じて、今後も誰もが利用しやすい図書館サービス、市民に愛される「図書館」プロジェクトの充実に努めます。
- 市立図書館と学校図書館を結ぶネットワークを構築します。
- ボランティア団体を育成し、読書活動やボランティア活動を通じた生涯学習の機能を強化します。

協働の取組

- 行政が提供する学習機会のみでなく、市民の自主グループによる学習機会の情報提供も行い、それぞれのニーズに合った学習環境づくりを進めます。
- 活字読書が困難な人のための録音図書の製作、子どもや高齢者への読み聞かせや小学校でのブックトークに読み手を派遣するほか、図書館行事を継続して実施します。
- 専門知識が必要なサービスの提供ができるよう、ボランティア団体の募集と育成を行い、市民と図書館とが協働して知恵を出し合い図書館サービスの発展につなげます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
生涯学習グループ登録団体数	団体	— (H30:66)	80
公民館講座等全講座の延受講者数	人	— (H30:5,217)	6,000
生涯学習センター施設利用稼働率	%	— (H30:33.2)	35
個人貸出冊数	冊	— (H30:280,365)	280,000
団体貸出冊数	冊	— (H30:13,011)	15,000

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育大綱
- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・第二次藤井寺市子ども読書活動推進計画

2-2 文化・芸術活動の推進



現況と課題

- 文化・芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。ライフスタイルが多様化する中、質の高い文化・芸術に触れ、参加できる環境づくりが求められています。
- 本市では、文化芸術活動の拠点である市民総合会館の計画的な維持保全、指定管理者※による文化事業の開催、ふじいでら文化ふれあいまつりの開催など、市民に文化活動の発表や文化・芸術鑑賞の機会を提供し、市民の文化・芸術の振興を図っています。
- また、文化団体が実施する公益的な文化事業について支援を行い、市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに、市民の参加や鑑賞を通じた交流の機会の創出など、文化活動の推進を図ってきました。
- 今後は、より幅広い世代に活動の参画を促し、市民の文化活動発表の場としてより多くの参加と事業の定着を図ることが求められます。
- 今後も藤井寺市民音頭の普及・継承の推進や、市民総合会館を拠点とする市民文化活動の促進を図り、市民のまちへの誇りや愛着を高めるとともに、誰もが文化芸術に親しみ心の豊かさを実感できるような環境づくりを推進していく必要があります。
- 文化活動の拠点となる市民文化会館の建物及び施設の老朽化が進んでおり、今後は建物や設備の計画的な改修を行い、利用者の安全に努めながら、文化施策を展開していくことが必要になっています。

施策の 基本方針

豊かな歴史文化や自然を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術活動の推進を図ります。



ふじいでら文化ふれあいまつり（作品展示の部）

主要施策

1 文化・芸術活動の推進

- 文化振興の担い手として、市民が自主的な文化活動を推進するため、活動の場と機会の提供等の必要な支援に努めます。
- 文化・芸術団体との連携を促進し、市民文化の発展と地域の活力の向上を図ります。

2 文化・芸術に触れる機会の充実

- 文化芸術活動の拠点である市民総合会館の利用を促進し、市民文化活動の発表や良質な文化・芸術鑑賞の機会を提供し、誰もが文化に親しめる環境づくりを推進します。
- 藤井寺市民音頭の普及や伝統文化の継承・保存を促進します。

協働の取組

- 藤井寺市文化連盟等との協働による市民文化活動の推進や鑑賞機会の提供により、市民の文化への関心を高め、文化振興と心豊かなまちの実現に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
ふじいでら文化ふれあいまつり入場者数	人	1,584	2,000



ふじいでら文化ふれあいまつり(舞台発表の部)

※指定管理者(制度):それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした民間法人などに任せることを認める制度。

2-3 スポーツ活動の推進



現況と課題

- 「藤井寺市スポーツ推進基本計画」に基づき、市民の多様なニーズに対応できるスポーツ推進施策を包括的に進めていく必要があります。
- 年齢や性別、障害等を問わず、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるような環境づくりが求められています。
- 市民の誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができるような事業の展開を推進するべく、今後も継続して藤井寺市体育協会との連携を図っていくとともに、スポーツ団体や関連機関などとも相互連携を図っていくことが必要です。
- 青少年の健全育成という観点からスポーツを通じた子どもたちの健全な心身の発達に努めていく必要があります。

施策の基本方針

藤井寺市体育協会をはじめ、関係団体等と連携を図りながら多様なニーズに対応したスポーツ推進体制づくり、スポーツ振興事業の充実、施設の整備などに努めます。

主要施策

1 スポーツ推進基本計画の推進

- 「藤井寺市スポーツ推進基本計画」に基づき、スポーツの振興をはじめ、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化及び多様なニーズに対応した推進体制づくりなどを進めるとともに、今後の社会情勢などを考慮し、必要に応じて適宜見直しを行います。
- 藤井寺市スポーツ推進審議会を適宜開催し、計画書策定後の各種事業の実施状況や、効果について評価・検証を行います。

2 市民の多様なニーズに対応した環境の整備

- 関係部局と連携しながら、高齢者や障害のある人が利用しやすいスポーツ振興事業の充実及びスポーツ施設の整備を進めるとともに、スポーツ情報を提供し、利用者の利便性の向上を図ります。

3 スポーツ振興事業の充実

- 藤井寺市体育協会や藤井寺市スポーツ推進委員会、藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会等、市内のスポーツ関連団体との連携をより一層深め、継続して市民協働によるスポーツ振興事業の充実に努めます。
- 既存事業の継続の必要性や、新規事業の企画立案等、市民のニーズに対応した事業の実施に努めます。
- 大学や他のスポーツ関連機関などとも連携を深めていくとともに、その豊富な情報や人材を活用し、スポーツ人口の拡充や本市のスポーツ関連事業の骨太化をめざします。
- スポーツを通じた青少年の健全育成の推進を図る一環として、子どもたちがスポーツと出会う機会やスポーツを親しむ機会を少しでも多くつくることをめざします。

協働の取組

○市内で活動するスポーツ団体と協働し、地域における身近なスポーツ等の情報提供やスポーツの振興を図るとともに、新たなスポーツ事業の実施に向けた企画立案に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
スポーツ推進委員会主催事業への参加者数	人	299	350
市民総合体育大会参加者数	人	2,364	2,500
市民ニュースポーツフェスタ参加者数	人	328	350
藤井寺市民マラソン大会参加申込数	人	— (H30:993)	1,000

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育大綱
- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市スポーツ推進基本計画



大学との連携 (Fuji りんびっく)

3

思いやりとふれあいのある
まちづくり

3-1 人権・国際理解の推進



現況と課題

- 近年における社会の国際化、情報化、多様化にともなって、外国人の人権問題、インターネット上での人権侵害、性的マイノリティ※に対する配慮など、人権をめぐる問題はますます複雑・多様化していることから、ダイバーシティへの理解を深め、より総合的、計画的に人権に関する取組を推進していくことが求められています。
- 本市では、市民一人ひとりの人権が大切にされるまちの実現のため、市民団体である「藤井寺市人権のまちづくり協会」と協働し、講演会や映画上映会、人権ポスター展等の様々な啓発活動を展開しています。
- そのほか、人権悩みの相談室を開設し、人権に関する様々な悩みを抱える相談者の気持ちに寄り添いながら、自分自身で問題解決できる力をつけてもらえるよう対応しています。
- 市民一人ひとりの人権が大切にされるまちを実現するため、全庁的に人権尊重を基調とする行政を行うための取組をさらに活性化させることが必要です。
- また、差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るため、啓発・広報活動を進め、意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域・企業等のあらゆる場において、人権教育に取り組む必要があります。
- 国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、ともに生きていくため、今後も国際理解や多文化共生※の推進に努めることが重要です。
- 外国人の方が、地域で安心して暮らすことができるよう国際交流協会等と協働し、日本の言葉や文化・慣習などを学ぶ機会を提供して、暮らしに必要な情報の提供や支援を行うなど、環境づくりを進めていくことが必要です。

施策の
基本方針

「藤井寺市人権を守るまちづくり条例」の目的である「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現をめざすとともに、新たな課題を整理しながら、関係団体との協働により、人権や国際理解、多文化共生の促進に努めます。

主要施策

1 人権教育の推進

- あらゆる行政運営は、人権尊重の理念に基づくものであることを認識し、職務を遂行できる職員育成のための人権教育を推進します。
- 人権問題への理解を深め、命の大切さや人を思いやる心を育むため、発達段階に応じた人権教育の充実を図るとともに、あらゆる世代に向けた人権を学ぶ機会の提供を図ります。
- 身近な家庭や地域、職場において講演会や研修会を開催し、人権への正しい理解の普及に努めます。

2 人権啓発の推進

- 藤井寺市人権のまちづくり協会等の関係機関・団体と協働し、あらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進します。
- 市広報紙やホームページなどを活用し、様々な人権課題について、より効果的で効率的な啓発活動に努めます。

3 国際理解・多文化共生の推進

- 国際交流協会と協働し、にほんご教室や外国人との交流を目的とした事業などを通じて、言葉や生活慣習の違いなど、外国文化に対する市民の理解を深め、国際理解と多文化共生社会を推進します。
- 国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業への支援を通じ、国際的視野を持った心豊かな青少年を育成し、国際理解教育を推進します。
- 外国人の方が地域で安心して暮らせるよう、必要な行政情報を分かりやすく提供するための取組や、災害時の支援など、環境の整備に努めます。

4 相談支援体制の充実

- 増加の一途をたどる虐待や暴力のほか、職場でのハラスメントなど、複雑・多様化する人権課題に対応するため、人権相談窓口と庁内の各相談窓口との連携強化を図るとともに、支援を行う関係機関や団体も含めたネットワークの構築を図ります。

協働の取組

- 藤井寺市人権のまちづくり協会との協働により、より広範な周知啓発活動を推進するとともに、協働の輪を広げていきます。
- 国際交流協会が実施するにほんご教室や外国人との交流事業、国際交流事業などの公益事業への支援等を通じ、協働による国際理解と多文化共生社会の推進を図ります。

まちづくり指標

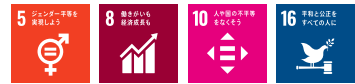
指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
人権に関する講演会や研修会の参加者数	人	— (H30:230)	300

関連する個別計画 ・ 藤井寺市人権行政基本方針 & 人権行政推進プラン

※性的マイノリティ：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障害などの性的少数者のこと。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

3-2 男女共同参画の推進



現況と課題

- 本市では、「藤井寺市男女共同参画推進条例」や「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」に基づき、あらゆる場面において男女共同参画社会*を実現させるための意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DVなどの女性に対する暴力の根絶などに取り組んでいます。
- また、市の審議会における女性委員の参画促進をはじめ、女性の管理職への積極的登用や性別にかかわらず安心して働くことのできる職場づくりなどに取り組んでいます。
- 今後、様々な年代における男女共同参画に関するさらなる理解の促進が必要であるとともに、女性に対する暴力の根絶や、被害者への支援活動に向けて、さらなる啓発活動や相談支援体制の強化などが必要となっています。
- また、男女の性にとどまらず、性的マイノリティをはじめとしたあらゆる人々が、あらゆる分野において、自分らしく活躍することができる男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりが多様性を認め合うことができるように、啓発、教育活動など様々な施策を推進していくことが大切です。
- さらに、市が一つの事業所として、自ら率先して男女共同参画に向けた取組を行うことを目標に、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境を整えるための仕組みづくりを行い、広く発信していくことが必要です。

施策の基本方針

「藤井寺市男女共同参画推進条例」及び「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」に基づき、様々な施策を展開することにより、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことのできる、男女共同参画社会の実現をめざします。

主要施策

1 男女共同参画の意識づくりの推進

- 男女の性にとどまらず、性的マイノリティをはじめとしたあらゆる人々が生き生きと暮らしていくことができる男女共同参画社会への理解の促進を図るため、関係機関・団体等と連携し、啓発活動を進めます。
- 地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。

2 男女共同参画の環境づくりの推進

- 市が自ら率先して女性の管理職への積極的登用、性別にかかわらずあらゆる人が、自分らしく活躍できる職場環境の整備を行い、内外に発信します。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発、特にDV防止に向けた啓発を行うとともに、被害者支援に向けた取組を充実します。
- 女性のキャリアアップや就業に役立つスキルアップ等の支援を推進するとともに、地域や職場、行政等、様々な場面での女性の活躍と市の審議会等における女性委員の積極的登用を促進します。
- 男女がともに仕事や家事・育児・介護・地域生活との両立を図ることができる環境整備や福祉サービスの充実に努めます。
- 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画等の策定を行っていることから、実施状況を公表し、市内事業所にも策定を促すことで、市が率先して女性活躍の条件整備と子育て環境づくりを進めます。

重点戦略に
関連する施策

重点戦略 1

子ども・子育て安心プロジェクト

- 女性の活躍推進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 企業の取組支援

協働の取組

○市民グループと協働して啓発事業の企画等を行うことで、より効果的な周知啓発活動を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
審議会等への女性委員参画率	%	26.0	35.0
ワーク・ライフ・バランスに関する講演会、講座等の実施回数	回	2	5

関連する個別計画 ・ 第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画



性的マイノリティの象徴



男女共同参画ルーム

※男女共同参画社会：男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。

3-3 地域コミュニティ活動の推進



現況と課題

- 近年、地域課題はより一層複雑・多様化しており、課題解決に向けて、地区自治会をはじめとした地域コミュニティ活動との協働が必要となっておりますが、ライフスタイルや価値観の変化により、担い手不足や地域住民間の連帯意識が薄れ、コミュニティ機能の低下が進んでいます。
- 地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するため、藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針の取組に基づき、持続可能なコミュニティの形成に向けた取組を進めています。
- 魅力的で活気ある地域づくりを進めていくためには、地区自治会活動の活性化が重要となっていることから、地域における連帯感の醸成や誰もが地域活動に参加しやすい環境の充実に図ることが必要です。
- 今後も市民の手による公益活動の輪を広げて様々な地域課題に対応できるよう、地域コミュニティ活動への理解を深めるとともに、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進していくことが必要です。

施策の 基本方針

持続可能な個性が輝くまちの実現に向けて、地域コミュニティ活動の持続性を図るほか、あらゆる世代が積極的に地域活動に参加でき、市民一人ひとりが望むような暮らしやすい地域づくりを推進します。

主要施策

1 地域自治活動への支援

- 地域の創意工夫により活発な活動を展開し、魅力と個性あふれた地域づくりに向けて支援します。
- 地区自治会への加入と活動への参加の促進を図ります。
- 地区自治会活動の拠点となる集会施設の整備を支援します。

2 地域コミュニティ活動への参加促進

- より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう様々な活動に関する情報発信や活動に参加するためのきっかけづくりを進めます。



世界遺産クリーン大作戦

協働の取組

○地区自治会との連携強化を図り、より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、活動に参加するためのきっかけづくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
自治会加入率	%	65.6	72.0

関連する個別計画 ・藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針

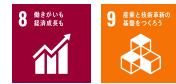


自治会加入促進ツール

4

にぎわいと新たな活力を生む
まちづくり

4-1 商工業の振興



現況と課題

【商業】

- 近年の社会経済情勢をみると、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化*などが進んでいます。
- 本市においては、「ふじいでら創業スクール」を新たに開講し、本市のにぎわいづくりにも寄与する創業支援を展開しています。
- 小売業やサービス業等の経営基盤の強化や事業承継、創業等に向けた支援を進めるため、関係機関と連携した各種融資制度の活用や相談事業等の充実を図っています。
- また、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店街の衰退による消費者の買い物環境が悪化することが懸念されます。
- 商店街には大型店にはない多様性や魅力があることから、大型店との連携を図りつつ、商店街の良さを引き出し、地域に即した商店街の活性化を図ることが求められています。

【工業】

- 本市には、金属製品やプラスチック製品製造業を中心に、多岐にわたる分野の事業所が立地し、都市圏への近接性、交通利便性などの立地条件の優位性を活かした経営が営まれています。
- しかし近年、地域経済を担う中小企業に対する事業承継への支援、人手不足への対策など、社会経済情勢にあわせて新たに取り組むべき課題が発生しており、これに対応できる組織体制の構築が必要となっています。
- 工業の振興に関し、支援施策を引き続き実施するとともに、「先端設備導入促進基本計画」に基づき、生産性向上に取り組む中小企業に対して支援していく必要があります。

施策の
基本方針

商業の振興については、商店街活動の活性化を促進し、魅力ある商店街の形成を支援するとともに、小売業、サービス業等の経営基盤の強化や創業を支援します。

また、工業の振興については、工業の活性化により雇用促進、まちの活性化につながるため、中小企業支援を推進し、経営基盤強化を図ります。

主要施策

1 商店街活動の充実

- 関係団体との連携のもと、日常生活の中で必要とされる魅力ある商店街形成を図るため、キャッシュレス化への対応など、社会情勢を見極め、支援策の強化に努めます。

2 中小企業への支援

- 様々な経営の支援に関する情報提供等を通じて、創業の支援に努めます。

- 商工会・大学・地域金融機関と連携し、各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- 企業の自社製品や技術力などの情報発信、販路拡大や市場の開拓を支援します。
- 関係機関・団体と連携し、中小企業振興のための計画づくりを進めます。

3 事業承継支援の推進

- 経営者の高齢化や、後継者の不在による事業所等の廃業を防ぎ、地域に働く場を創出する事業承継支援の取組を推進します。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 2

まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 商店街活性化への支援
- 創業への支援
- 事業承継の推進
- 中小企業への支援

協働の取組

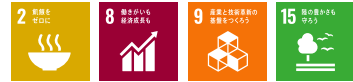
- 商工会・大学・地域金融機関との連携強化を図り、商業・工業を推進します。
- 本市まちづくり協議会等の市民活動と連携し、商業の活性化を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
商店街活性化補助制度の年間利用件数	件	— (H30:2)	3
創業支援事業補助制度の年間利用件数	件	— (H30:4)	5
販路開拓支援制度の年間利用件数	件	— (H30:3)	5
先端設備等導入計画の累計認定件数	件	— (H30:4)	10

関連する個別計画 ・先端設備導入促進基本計画

4-2 都市型農業の振興



現況と課題

- 本市では、消費地に近接し、農地の多面的な機能を活かした都市型農業を確立するため、地域環境づくりを進めるとともに、生産者と住民の共生をめざして、地場農産物の地産地消を推進しています。
- 食農教育の一環として、地元幼稚園・小学校の児童を対象に学習農園を利用した交流を実施しています。
- 本市の環境を活かしながら持続的な農業の振興を図るため、今後も新たな担い手の確保をはじめ、耕作放棄地の減少や農業用水の確保等に向けた基盤整備を進めていくことが必要です。
- また、朝市・トラック市・貸農園事業等を継続的に実施することにより、市民が気軽に農業にふれあえる機会を提供し、農業の魅力を伝えるとともに、にぎわいづくりが必要です。
- 特産品となる農作物の開発によるブランドの構築などを通じて、付加価値を高める都市型農業の振興が必要となっています。

施策の 基本方針

地場産業の地産地消の推進及び促進と、農家の担い手の確保など、都市型農業を確立するための地域環境づくりをめざします。

主要施策

1 農業生産基盤の整備

- 農業を時代にマッチした持続的な産業としていくため、次世代農業者の育成・サポートを進めます。
- 農業者の要望を踏まえ、安定的な農業用水の確保と浸水被害防止のため老朽化している樋門の改修等の整備促進を図ることで、生産性の高い農業の推進に努めます。
- 多面的な機能を発揮できるように地元水利組合と協力し、ため池の適正な管理及び改修に努めます。

2 都市型農業の推進

- 朝市・トラック市・都市型貸農園事業など農業者と市民との交流を図り、幅広く農業に対する認識を深めるための取組を推進します。
- 食農教育の一環として学校給食への地元野菜の提供や、学習農園での農業体験学習を利用した交流により地産地消の推進を図ります。
- 本市の特産品となる農作物の開発、ブランドの構築、そして六次産業化^{*}を推進します。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 2

まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 都市型農業の振興
- 次世代農業者の育成・サポート

協働の取組

- 朝市・トラック市・都市型貸農園事業を地元農家と協力し、継続して実施することで市民と農家との直接交流を図り、農家の生産意欲の向上と市民の農業への理解を深めます。
- 食農教育の一環として、学習農園での農業体験学習を利用した地元との交流により、地産地消の推進を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
朝市・トラック市の開催回数	回	— (H30:7)	7



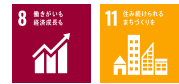
トラック市



いも掘り体験

※六次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスを展開するなど、第二次産業(製造)や第三次産業(サービス)にまで及ぶこと。

4-3 観光の振興



現況と課題

- 近年では国による観光振興施策の取組によって訪日外国人旅行者の大幅な増加がみられ、さらに SNS の発達によるクチコミの増加も観光振興に重要な役割を果たしています。
- 本市においては、観光協会・観光ボランティアの会をはじめとする関係先との連携のもと、本市ならではの歴史文化資源等を活かして、イベントの実施や観光ガイド等の取組を進めているほか、観光案内所の設置、観光情報の発信等に取り組んでいます。
- また、民間の観光まちづくり団体である「まなリンク協議会」が、地域資源の発掘活動や様々なイベント、情報発信を行うなど、本市の観光振興や地域活性化に取り組んでおり、市民が主体となった地域活動が広がっています。
- 新しい藤井寺ブランド「FRAP (エフラップ)」が創設され、「食」をはじめとする商品サービスの魅力向上や新しい特産品の開発・販売促進につなげています。
- 引き続き、市民団体や民間事業者等と連携しながら、歴史文化資源以外の地域資源もより一層活用し、地域活性化をもたらすまちなか観光を推進していく必要があります。
- また、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を契機として、パンフレットや WEB、SNS など、様々な媒体を活用して、今後も観光に関する情報発信を行う必要があります。
- 「もずふるレンタサイクル」の運営を平成 28 年 11 月より開始しています。世界文化遺産登録を踏まえ、来訪者にとって百舌鳥・古市古墳群の周遊がさらに便利になるよう、二次交通の充実が求められています。

施策の 基本方針

観光を取り巻く状況を注視しながら、交流人口の増加に向けて、知名度の向上及び来訪者の満足度向上をめざし、これまで進めてきた取組のより一層の強化を図ります。

主要施策

1 魅力ある観光コンテンツづくりの推進

- 市内の飲食店やショップなどを核としたお出かけコンテンツの発信に取り組み、また、「FRAP (エフラップ)」等を通じて地域資源を活用した商品やサービス展開の促進をはじめ、土産・特産品の開発に取り組み、まちなか観光の楽しみ方の発信につなげます。
- 本市の特性を活かした観光コンテンツづくりを進めるとともに、観光資源と各種イベントとの連携により、市内の回遊性の向上を図り、観光客の誘客を推進します。
- 市内商業を核としたお出かけコンテンツの発信に取り組み、まちなか観光の楽しみ方の発信につなげます。
- 世界文化遺産である古市古墳群の周遊ルート上にあるアイセル シュラ ホールの拠点化を含め、市の観光方策について検討します。

2 来訪者の利便性の向上

- 引き続き観光 WEB アプリをはじめ、市のプロモーションサイト、SNS 等の多様な情報媒体を効果的に活用し、ターゲットに応じた分かりやすい情報を継続的・積極的に発信することで、市のイメージアップや国内外からの観光の振興・発展を図ります。
- 観光案内所を情報発信拠点として、来訪者に必要な情報をスムーズに提供できるよう、機能強化に努めるとともに、道明寺地区にも観光案内所の創設を進めます。
- シェアサイクルなど二次交通を充実させ、市内の周遊のしやすさ、来訪者の利便性の向上を推進します。

重点戦略に関連する施策

重点戦略 2

まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 魅力ある観光コンテンツづくりの推進
- 様々なターゲットに応じた情報発信
- 来訪者の利便性の向上
- 観光振興を担う人材育成、体制整備の推進
- 近隣自治体や民間事業者、教育機関等との連携

協働の取組

- 観光客のニーズに対応する多様なサービスを提供するため、観光に寄与する事業を実施する関連団体と適宜意見交換の場を持ちながら、観光振興を図ります。
- 市民や地元事業者、関係団体とのネットワーク形成を図り、観光を軸としたまちづくりを推進します。

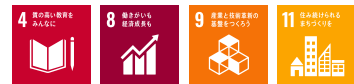
まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
観光案内所来館者数	人	— (H30:10,680)	14,400
観光ウェブサイトのアクセス件数	件	— (H30:57,296)	84,000
市プロモーションサイトのアクセス件数	件	— (H30:4,103)	7,200
「#フジイデライク」への総投稿数	件	— (H30:3,395)	11,000

関連する個別計画

- ・藤井寺市まちなか観光創造プラン
- ・藤井寺市シティプロモーション戦略

4-4 世界文化遺産 関連施策の推進



現況と課題

- 令和元年7月6日、百舌鳥・古市古墳群が大阪で初めて世界文化遺産に登録されました。
- 今後も、古墳に影響する景観を保全するため、古墳群周囲の緩衝地帯の徹底を図ることや来訪者対策として、外国人来訪者への古墳の説明に必要となる翻訳の実施等を引き続き進める必要があります。
- 来訪者の受け入れ態勢の整備や周辺環境の整備など、世界文化遺産にふさわしいまちとして整備し、にぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。
- また、百舌鳥・古市古墳群をはじめ、関連情報について、広く発信することが必要です。
- 児童が自分たちの住む藤井寺市に誇りを持ち、文化財を守ろうとする心を育むことを目的に、市教育委員会が作成した副読本を活用し「世界遺産学習」を実施しています。今後も、郷土の歴史に愛着と誇りを持ち成長していくことができるよう、小中学校のそれぞれの実態に応じた「世界遺産学習」の多様な取組を進める必要があります。

施策の 基本方針

百舌鳥・古市古墳群について、情報発信に取り組むとともに、来訪者に対する適切な案内・誘導などの環境整備を進めます。

主要施策

1 来訪者に対する適切な案内・誘導のための環境整備

- 市、交通事業者、観光業関連事業者等と連携した百舌鳥・古市古墳群へのアクセスについて検討を進めます。
- バス駐車場・乗降場やトイレ、ガイダンス施設の整備などを進めます。

2 百舌鳥・古市古墳群の情報発信

- 多様な情報媒体を通じて、百舌鳥・古市古墳群に関する情報発信に努めます。
- ボランティアガイドとの連携を図り、来訪者への案内の充実を図ります。

3 百舌鳥・古市古墳群を活かした交流・にぎわいの創出

- アイセル シュラ ホールを活用した百舌鳥・古市古墳群に関連する企画展示や特別展示を行い、にぎわいを創出します。
- 世界文化遺産登録を契機として、地域の貴重な財産を活用した観光など、他の分野の事業と連携しながらまちづくりへの取組を進めます。
- 世界文化遺産登録を記念した新たな配色のデザインマンホール蓋を作製するとともに、マンホールカードを作成し、配布します。

重点戦略に
関連する施策

重点戦略 2

まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 世界文化遺産登録を契機としたプロモーション活動の推進
- 古市古墳群を学び、周遊し、交流できる環境の整備

協働の取組

○ 観光ボランティアや教育機関、企業、団体と連携し、歴史・文化を活用したまちづくりのより一層の推進を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
ガイダンス施設「まほらしろやま」への来訪者数	人	— (H30:16,425)	20,000

関連する個別計画

- ・ 藤井寺市まちなか観光創造プラン
- ・ 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン



ガイダンス施設「まほらしろやま」

4-5 にぎわい・交流拠点 づくりの推進



現況と課題

- 少子化・高齢化の進行と人口減少時代の到来やライフスタイルの変化等を踏まえ、健全な都市経営の中で地域の特性に応じた、コンパクトで調和のとれたまちの中心づくりを進めることが求められています。
- 藤井寺駅北地区では、土地区画整理事業^{*}や地区計画の制定、市道藤井寺駅北線の改修工事等により、シンボルロードにおける景観づくりやバリアフリー化、防災面への配慮による電線類の地中化等を実施し、中心市街地として魅力と活力あるまちづくりを進めてきました。駅南地区では、交通結節点機能^{*}の強化や世界文化遺産のあるまちの玄関口としての顔づくりなどの検討を進めています。
- 土師ノ里駅・道明寺駅の周辺地区では、府道堺大和高田線の交差点改良、土師ノ里駅前広場の整備、東高野街道の景観舗装などを実施し、地域の歴史遺産を活用し、魅力あるまちづくりを推進しています。
- また、駅周辺のにぎわいづくり、活性化に向けて、「藤井寺駅周辺まちづくり協議会」や「道明寺まちづくり協議会」などの市民団体により、ハロウィンイベントや手づくり市、道明寺を舞台とした歴史まつり、まちなかイベント「バル」など、様々なイベント等が開催され、市内でも定着し、まちの魅力向上につながっています。
- 地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、イオン株式会社と「地域連携協定」を締結し、「ふじいでら WAON」の活用など、連携事業を開始しています。
- 市街化調整区域^{*}においては、道路整備が進む中、「都市計画マスタープラン」における位置づけに基づき、秩序ある土地利用の推進を図っていく必要があります。

施策の 基本方針

市民との協働により、効率的で持続可能な都市を構築するため、市街地における魅力ある拠点づくりなどを通じて、都市機能を集約した市街地形成を図ります。

主要施策

1 駅周辺の拠点機能強化

- 駅周辺への都市機能の誘導や交通結節機能の強化等により、利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。
- 駅周辺は、市の玄関口として、また、世界文化遺産のあるまちとしてふさわしい景観づくりを推進します。
- 道明寺駅周辺については、地域住民とワークショップを開催し、市民ニーズを反映した整備方針を策定し、再整備を進めます。

2 にぎわい・交流創出事業の推進

- 藤井寺駅周辺まちづくり協議会や道明寺まちづくり協議会等のまちづくり団体と連携した様々な事業を引き続き推進するとともに、市民まつりの復活の検討や、「楽しめ・にぎわい・交流できる」イベントを市民とともに創出し実施します。
- 大型商業施設と締結した包括協定を通じて、PR 活動や新たな事業展開を行い、にぎわいと交流により地域の活性化を図ります。

3 市街化調整区域のあり方検討

○都市計画道路八尾富田林線の整備にともない、都市計画マスタープランにおいて「田園・都市共生ゾーン1」として位置づけ、秩序ある土地利用の推進やまとまった農地の保全など、将来の土地利用のあり方や誘導方策を検討し、企業誘致やまちの活性化を図る沿道まちづくりを市民とともに進めます。

重点戦略に関連する施策

重点戦略2

まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 駅周辺の拠点機能強化
- 市民とのにぎわいと魅力の創出
- 民間事業者との連携によるにぎわい・交流の創出
- まちの活性化

協働の取組

○本市で活動するまちづくり協議会等の意見・提案を反映させた魅力あるまちづくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
市街化調整区域内の土地所有者が土地利用方針の話し合いに参加したい割合	%	— (H30:80)	90
市内駅乗降客数(3駅合計)	人	— (H30:49,729)	増加

関連する個別計画 ・ 藤井寺市都市計画マスタープラン



藤井寺駅北口タリ

※**土地区画整理事業**：都市計画区域内の土地について、道路・公園・河川等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

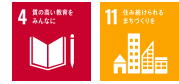
※**交通結節点機能**：異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがあげられる。

※**市街化調整区域**：都市の健全な発展と計画的なまちづくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。

5

歴史文化と調和し、 多様な交流を広げるまちづくり

5-1 歴史文化の保全・継承



現況と課題

- 市内には、史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の2つの国史跡をはじめ、寺社や仏像などの国宝、重要文化財等の豊富な歴史資産があります。
- これらの歴史資産は本市の財産であるとともに、適切に保全し、未来に継承していくことが重要となります。
- こうした中、百舌鳥・古市古墳群については世界文化遺産に登録され、今後は調査研究だけでなく、適切な保全に加えて活用と将来への継承が求められています。
- また、その他の文化財や史跡についても、かけがえのない貴重な資産であることから、市民と行政が一体となり、地域生活と密着した歴史資産としてその保全・継承・活用が求められます。
- 地域の歴史・文化の理解の促進に向けて、各種講座をはじめとし、各施設への展示、出土遺物の貸し出し、体験学習及び世界遺産学習への講師派遣など様々な取組を実施しています。
- 文化財に関する情報を市ホームページやフェイスブックなどのSNS、広報ふじいでらにより、引き続き積極的に発信するとともに、歴史資産が集積された本市への来訪者の受け入れ態勢の充実に努めます。
- さらに、市民が藤井寺市に誇りや愛着を感じ、これまで守り伝えられてきた歴史・文化を学び、それを未来に継承・発展させることが必要です。
- なお、古市古墳群の整備については、世界文化遺産登録によるユネスコの勧告も踏まえた方策を検討する必要があります。

施策の 基本方針

本市の歴史文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。また、埋蔵文化財の保護をはじめ、その他文化財、史跡の保全・活用を図り、歴史文化の薫り高いまちづくりを進めます。

主要施策

1 文化財情報の発信

- 文化財の特性や保全に配慮しつつ、多様な情報媒体を通じて広く文化財情報の発信に努めます。
- 歴史資産を活かした講座や学習の場を通じて、地域の歴史・文化についての情報発信と理解の促進に努めます。
- 藤井寺市の歴史に関する図書を刊行し、子どもたちの郷土の歴史に対する愛着や誇りをより高めます。

2 文化財及び埋蔵文化財の適切な保全・継承

- 市内に所在する古墳や埋蔵文化財について保護するため、引き続き調査・研究を進めます。
- 市内に所在する文化財の調査・管理・保全に努めるとともに、市民への公開展示等を行います。

○文化財及び埋蔵文化財は藤井寺市らしさを生み出す貴重な資産であることから、市民とともに適切に保全し、次世代に継承します。

3 史跡等の整備の推進

- 国史跡指定地については公有化を推進し、積極的な整備・活用を進めます。
- 貴重な歴史遺産である国史跡については、本来の古墳の範囲や未指定古墳の積極的な追加指定を図ります。
- 計画に基づく保存活用や整備を推進することにより、世界に2つとない歴史資産としてふさわしい保全を図ります。

4 来訪者受け入れ態勢の充実

- 周辺の景観に配慮するとともに、利便性が高く、魅力のある案内表示や説明板の整備を引き続き進めます。
- 安全に歩いて回れる歴史空間の創出に向けて、歩行者ネットワークの整備等を検討します。
- 引き続き無料 Wi-Fi スポットの整備に取り組みます。

重点戦略に関連する施策

重点戦略1 子ども・子育て安心プロジェクト
重点戦略2 まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 地域の歴史文化資産を活かした教育の推進
- 古市古墳群の保全・活用

協働の取組

- 史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の2つの国史跡において、市民協働による清掃活動などを実施し、史跡の保全に努めます。
- また、史跡国府遺跡に整備した花壇において、地元住民との協働による維持管理を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
史跡の指定面積	m ²	143,467.28 (H30:143,348.28)	143,791.61

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育大綱
- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・国史跡古市古墳群保存管理計画
- ・史跡古市古墳群整備基本計画(第1次)

5-2 都市景観の保全・形成



現況と課題

- 景観法が施行されてから、良好な景観の形成に向けた認識が高まっています。
- 本市では、高度地区、景観地区の運用の開始、公共施設景観ガイドラインや民間に対する景観形成ガイドラインの策定を行い、公共事業、インフラ企業、民間事業者に向けて建築物の高さ規制、形態意匠の規制等を進め、古墳群と調和した景観形成に取り組んでいます。
- 誰もが住み慣れた環境でいつまでも快適に暮らしていくためには、まちの個性を活かした良好な景観づくりを推進していくことが重要となります。
- また、景観認定・届出制度の運用や景観アドバイザー制度を活用しながら、良好な景観形成を推進するとともに、歴史文化との一体的な都市景観づくりの推進や景観資源の保護に努める必要があります。
- 屋外広告物についても、掲出広告物の適正化に向けた取組を継続する必要があります。

施策の 基本方針

藤井寺市らしい景観の形成を図るため、地域特性を踏まえた景観誘導の方向づけを行うとともに、景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観の適切な保全に努めます。

主要施策

1 藤井寺市らしい景観の形成

- 古市古墳群等の豊富な歴史資産と調和を図りながら、一体的な都市景観づくりに努めます。
- 道路景観整備方針に基づき、魅力的な都市空間形成を推進します。

2 都市景観の形成のための規制、誘導

- 地域の景観資源については、景観法を効果的に活用し、良好な都市景観の形成が図られるよう検討を進めます。
- 景観に配慮した屋外広告物が適正に掲出されるよう、啓発活動の強化に努めます。
- 景観アドバイザー制度を活用し、良好な景観形成を推進します。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 2

まちなかにぎわいアッププロジェクト

- 景観整備による魅力的な空間づくり
- 古墳群と調和した景観形成の推進
- 景観認定・届出制度及び景観アドバイザー制度の有効活用

協働の取組

- 良好な景観づくりの推進に向けて、市民、事業者と協働して、景観資産の保全・活用に努めます。
- 新築などにより、新たに地域の景観資産となるものは、景観法の活用等も含めて検討し、良好な都市景観の形成に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
良好な景観形成を推進するために必要な事業者との景観アドバイザー会議実施率	%	100	100

関連する個別計画

- ・藤井寺市都市計画マスタープラン
- ・藤井寺市景観計画
- ・藤井寺市公共施設景観ガイドライン
- ・藤井寺市景観形成ガイドライン
- ・藤井寺市道路景観整備方針



景観学習

5-3 道路整備の推進



現況と課題

- 道路は地域活力の向上や市民の生活利便性の向上を図る上で重要な役割を担っており、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤施設[※]の一つです。
- 広域幹線道路である大阪府の都市計画道路八尾富田林線事業については、藤井寺市・八尾市・羽曳野市・富田林市で構成する整備促進協議会による早期整備の要望活動を実施しています。また、大阪府は平成30年に事業認可を取得し、令和8年度整備完了を目標に事業を進めております。
- 都市計画道路北条大井線の未着手区間についても、今後、整備に向けた取組を進める必要があります。
- 生活道路については、防災面や交通面での安全性を高めるため、適正な管理に努めるとともに、安心して利用できる道路づくりを進める必要があります。
- 橋梁や道路の補修については、今後も財源を確保して、計画的に進める必要があります。

施策の 基本方針

道路ネットワークの充実を図るため、広域幹線道路網の整備促進と都市計画道路の整備を進めます。また、市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして、通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる、人にやさしい道づくりを進めます。

主要施策

1 広域幹線道路の整備

- 近隣自治体との連携のもと、都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な広域幹線道路の早期整備について、あらゆる機会を活用して積極的に働きかけます。

2 都市計画道路の整備

- 都市基盤の骨格となる都市計画道路について、社会状況の変化等を踏まえながら整備を図りつつ、計画の見直しも進めます。

3 生活道路の整備

- 生活の利便性と安全性の向上、並びに良好な住環境の確保と安全なまちづくりに資するため、社会状況の変化等を踏まえながら整備を図ります。

4 計画的な維持管理・保全、修繕

- 橋梁の長寿命化修繕とあわせて、路面の良好な状態を保つための維持管理・保全、修繕に計画的に取り組めます。
- 修繕とあわせて段差箇所の解消（バリアフリー化）や、通学路での安全対策強化の整備検討に取り組めます。

5 観光ルートを見据えた道路整備

- 道路景観整備方針に基づき、観光ルート上効果の高い道路での修景整備に取り組めます。

協働の取組

○道路事業の適正な実施に向けて、市民、事業者等との協働により、長期的な視点での整備運営を行うとともに、ニーズや問題点を把握し、道路の利活用についても検討します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
橋梁長寿命化修繕の累計実施数	橋	8	15

関連する個別計画

- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・藤井寺市道路景観整備方針



交差点カラー舗装

※都市基盤施設：道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

5-4 公共交通の充実



現況と課題

- 高齢化が進展している中、市民の日常生活を支える移動手段として公共交通は重要であり、市民・交通事業者・行政が一体となって活性化に取り組む必要のある分野です。
- 本市の公共交通網は、近鉄南大阪線と近鉄バス路線、公共施設循環バスから構成されています。
- 近年、自家用車の普及にともない、市内鉄道各駅の乗客数は減少していますが、今後高齢化が進み、運転免許証の自主返納や自動車の運転を控える人の増加が予測されます。
- そのため、公共交通の利用率の向上を図ることが重要となっており、列車の乗客数の増加と鉄道駅へのアクセスとしてのバス路線の強化等が求められています。
- 公共施設循環バスは運行開始から 20 年以上が経過し、市民に定着してきている一方、コースの見直しやバス停の新設などには行き詰まり感があります。

施策の 基本方針

公共施設や商業用施設などの利便性向上を図るため、関係機関とも連携しながら、公共交通の充実に努めます。

主要施策

1 公共交通の利便性の向上

- 他の交通関係機関と本市の公共交通施策に関わる関係部署が中心となり、連携しながら公共交通の利便性の向上及びサービスの充実をめざします。
- 鉄道、路線バス、公共施設循環バスなどの役割と確保すべきサービスを明確にし、ネットワークの充実など、交通手段の検討を進めます。
- 道明寺駅への JR 乗り入れに向け、関係機関と連携を図ります。

2 民間事業者と連携した公共交通の利用促進

- コンパクトなまちづくりの推進の観点から、民間バス路線とも連携した、駅周辺の交通結節機能の強化や、利用促進策の検討などを行います。
- 乗り換えの利便性の向上に努めることにより、観光誘客に向けた検討を進めます。

協働の取組

- 公共交通の利便性の向上を図るため、市民・交通事業者とともに研究、検討を進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
公共施設循環バスの利用者数	人	— (H30: 31,611)	32,000

第3部

後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

9



公共施設循環バス

6

快適で良好な生活空間のある まちづくり

6-1 上水道事業の推進



現況と課題

- 上水道は市民の暮らしを支える上で必要不可欠で大切なライフライン※となっており、安定した給水体制を確立するため、水道施設の整備・維持管理に努める必要があります。
- 人口減少、節水機器の普及や経済社会の変化などの影響等により、水需要が一層低下し、経営の根幹である料金収入の伸びも見込めない状況にあります。
- 本市では、計画的に耐震管路整備、浄水場施設の更新に取り組み、安全で安定した水の供給に努めるとともに、水道事業の安定経営に向け効率化を図っています。
- 今後も収入の伸びが減少傾向へ向かうことが予測されるため、技術の継承、危機管理における人員不足と事業費抑制の限界まで到達することが予測されます。
- 水の安定供給を行うため、有事・災害に備え、今後も上水道施設の更新及び管路の耐震化等を計画的に進める必要があります。
- また、合理的・効率的な事業を展開し、健全で安定した水道経営を図ることが求められ、今後は広域化や共同化など、様々な手法を検討する必要があります。

施策の 基本方針

安全で安定した水の供給に努めるため、上水道施設の更新・耐震化等を進めるとともに、効率的な事業経営を行います。

主要施策

1 上水道施設の充実

- 「藤井寺市水道施設総合整備計画」に基づき、老朽施設・設備の計画的な改良・更新工事や適切な維持管理、有事・災害時における強い施設の構築により安定した水道水の供給を図ります。
- 施設の管理体制、水質の安全対策の充実に努め、安全で安定した水の供給に努めます。

2 効率的な水道事業経営

- 安定した水道事業の持続に向けて、職員の技術力向上に努めます。
- 運転管理・料金徴収業務の委託の継続により、業務の合理化・効率化を図ります。
- 「藤井寺市水道事業経営戦略」に基づき、安定した事業運営のために財源の確保を進めます。
- 市民の水を守り、安全で災害に強い、持続可能な水道をめざし、水道事業の基盤を強化するために、大阪広域水道企業団との統合を含め、広域連携の推進を図ります。

協働の取組

○安定した水道事業の展開に対する市民や団体の理解を深めてもらうため、市内小学生の社会科見学をはじめ、市民からの意見聴取の機会を拡充するなど、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
道明寺浄水場施設更新率	%	76	(R2:100)
船橋浄水場施設更新率	%	0	15
耐震適合性を有する管の全体に占める割合	%	35	45
鉛製給水管の残存箇所数	箇所	9	0

関連する個別計画

- ・道明寺浄水場施設更新事業計画
- ・第七次配水管整備事業計画
- ・藤井寺市水道施設総合整備計画
- ・藤井寺市水道事業経営戦略



船橋浄水場

※**ライフライン**：主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。

6-2 下水道事業の推進



現況と課題

- 快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、公共下水道事業は非常に重要です。
- 本市では、公共下水道整備（污水）に努めていますが、整備済人口普及率は大阪府全体での普及率よりも大きく下回っていることから、整備が急務であるとともに、既設公共下水道施設の耐震化対策に取り組むことが必要となっています。
- 集中豪雨などの想定を超える降雨による浸水被害など市民生活への被害リスクが増大していることから、雨水幹線の整備や浸水対策についても課題となっています。
- 「藤井寺市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、雨水ポンプ場及び公共下水道施設の計画的な改築等による老朽化対策に引き続き取り組む必要があります。
- 事業の透明性を高め、自立経営をめざすべく平成 31 年 4 月に地方公営企業会計に移行し、経営戦略も策定しました。今後、効率的な管理体制の整備や、より一層の経営改善を推進し、将来にわたり健全な経営を行う必要があります。

施策の 基本方針

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の整備と事業経営の推進に努めます。

主要施策

1 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進

- 快適な生活環境の確保と河川等の水質保全を図るため、整備手法の再検討を行い、経済性に配慮した公共下水道の整備を促進します。
- 供用が開始されている区域における戸別訪問による水洗化の啓発及び促進に努めるとともに、水洗便所改造助成金の増額により、さらなる水洗化率の向上を図ります。

2 雨水・浸水対策の促進・充実

- 近年多発している局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減を図れるよう、雨水ポンプ場の修繕・改築及び雨水幹線の整備等を計画的に推進し、市民の安全な暮らしを支えます。
- 下水道施設が被害を受けた場合に備えて、「藤井寺市公共下水道事業業務継続計画（藤井寺市公共下水道 BCP※）」の更新・継続的实施を行い、災害に対する体制の強化を図ります。
- 「藤井寺市公共下水道事業経営戦略」に基づき、下水道事業の経営基盤の強化を図ります。
- 「藤井寺市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制の強化を図ることでライフサイクルコストの低減化を行い、良質な下水道サービスの提供に努めます。

3 適正で効率的な公共下水道事業の運営

- 公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制の強化を図ります。
- 地方公営企業会計へ移行したことも含め、将来にわたりより適正で効率的な公共下水道事業を推進し、経営の健全化に努めます。

協働の取組

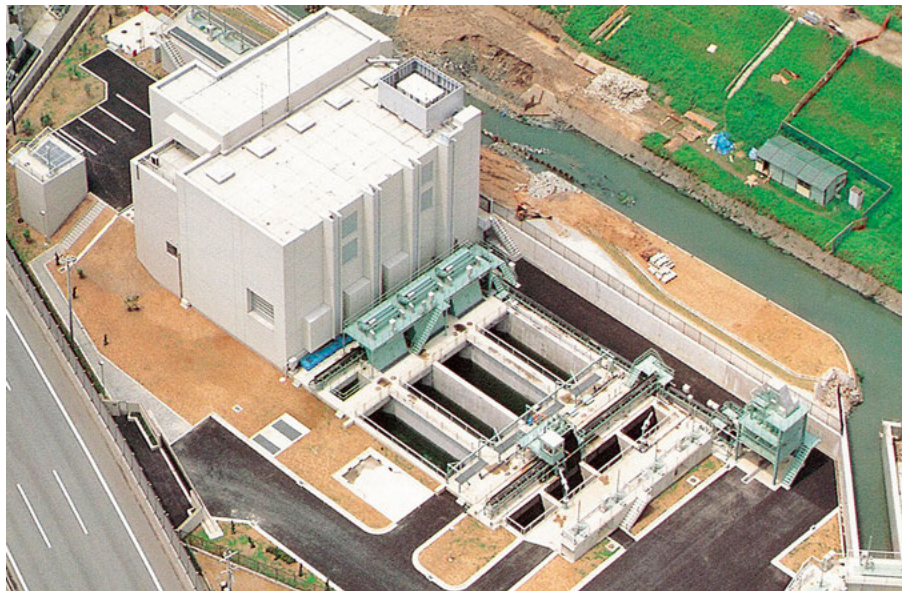
○下水道の必要性や重要性についての理解を促進し、効率的な公共下水道事業を実施するため、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
下水道整備済人口普及率(人口普及率)	%	80.6	88.0
供用開始区域水洗化人口普及率(水洗化率)	%	89.8	90.0

関連する個別計画

- ・大阪湾流域別下水道整備総合計画
- ・藤井寺市流域関連公共下水道事業計画
- ・南部大阪都市計画
- ・社会資本総合整備計画(藤井寺市における水環境整備事業(その3))
- ・藤井寺市公共下水道事業経営戦略
- ・藤井寺市下水道ストックマネジメント計画



小山雨水ポンプ場

※ BCP(ビーシーピー)：事業継続計画(Business Continuity Plan)。災害などが発生して事業継続が危機的状況に陥った際に、より重要な業務への影響を極力(最小限に)抑え、最重要業務の中断を余儀なくされても、できる限り迅速に業務を再開できるように、そのための復旧対策の手立てを事前に策定しておく計画のこと。

6-3 住環境整備の推進



現況と課題

- 住宅や住宅を取り巻く環境については、少子化・高齢化の進展や生活様式の多様化等にもない変化し、様々な課題への対応が求められていることから、今後の本市における住宅や住生活に関わる方向性を「藤井寺市住生活基本計画」で定めています。
- 国において、住宅・建築物のより一層の耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業が創設されたほか、地域住民の生活環境を保全することなどを目的に、空家等に関する施策の推進が求められており、「藤井寺市空家等対策計画」の策定や「藤井寺市耐震改修促進計画」の改定を行っています。
- 本市においては、耐震診断・耐震改修への補助金制度を設け、普及啓発を行っており、耐震への関心を高める上で一定の成果を挙げています。
- また、道路や公園等の都市基盤整備や用途地域^{*}に見合った住宅敷地の規模設定を促し、ゆとりある住空間の形成を図っています。
- 一方で、適正に管理が行われておらず、著しく管理不全な状態である「特定空家等^{*}」と判定される空家もみられ、良好な住環境創出の妨げとなっています。
- 今後とも、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、建築物の耐震化をはじめ、空家の適正管理や有効活用等について取り組む必要があります。
- そのほか、多様化する生活様式に対応するため、住民ニーズに即した住環境を整備することが必要です。

施策の基本方針

空家対策の推進や建築物の耐震化により、安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備を進めるとともに、住民のニーズや時代の変化に対応した住宅政策により、定住人口の増加を図ります。

主要施策

1 空家対策の強化・充実

- 定期的な実態調査により空家等の実態を把握するとともに、必要に応じて対策計画を改正するなど、空家の削減や発生の抑制に努めます。
- 衛生上著しく有害であるものや倒壊の危険性のある空家について、所有者による適正管理の促進に努めます。
- 有効活用が可能な空き家利活用の方策を検討し、現在実施している制度とあわせてさらなる利活用促進に努めます。

2 建築物等の安全対策の推進

- 民間住宅の耐震化を促進するため、補助制度を継続して実施し、周知啓発を図るとともに、より効果的な手法もあわせて検討します。
- 緊急車両の進入や避難上支障のある狭隘道路の拡幅整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

3 住民ニーズに対応した住宅政策の推進

- 社会情勢を注視するとともに、住宅ニーズの把握に努め、必要に応じて開発指導要綱の改正について検討します。

- 市全体の住宅政策のあり方を位置づけた「藤井寺市住生活基本計画」に基づき、民間等とも協働した住宅政策の推進を検討します。
- 住環境の質的向上を目的とした、地域地区の適切な運用と見直しの検討を行うとともに、地区計画や協定制度の活用といった市民主体のまちづくり支援などを推進します。

協働の取組

- 空き家の適正管理や利活用に関する周知啓発について、自治会や民間団体と連携して取り組みます。
- 住宅の耐震化について、地区別相談会の開催が未実施の地区のほか、既に開催している地区においても再度開催し、広く周知啓発を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
住宅の耐震化率	%	— (H30 推計: 87.8)	93.0

関連する個別計画

- ・大阪府耐震改修促進計画
- ・藤井寺市耐震改修促進計画
- ・藤井寺市空家等対策計画
- ・藤井寺市住生活基本計画



住宅セミナー

※本計画において「空家」とは空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「空家等」をいい、長屋や共同住宅の一部空住戸等を含めたものを「空き家」という。

※用途地域：快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系など全12種類の用途地域がある。

※特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

6-4 緑とうるおいある環境の創出



現況と課題

- 市民に憩いや安らぎをもたらすとともに、個性あるまちづくりを進める上で、緑とうるおいのある環境の創出は重要な要素となります。
- 少子化・高齢化の進展とともに、近年の公園利用者は子どもの利用が減り、高齢者の利用が増えています。
- 本市では生態系の保全や緑の景観形成の機能を持つ古墳・史跡・公共施設・河川・ため池などの緑を保全し、自然と共生したまちづくりを進めるとともに、都市部では限られた土地を有効活用し、まちの景観を損なわないよう緑化を推進しています。
- 引き続き老朽化した公園施設の修繕等に取り組むとともに、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池などの周辺環境や市民が利用しやすい公園づくりを進める必要があります。
- また、幼児から高齢者まですべての人が安心して憩える場の創出に向けて、景観と市民生活に配慮した緑化を進めるとともに、樹木の適切な管理や緑化啓発を行うためのボランティアの育成と確保に努め、自然と共生したまちづくりに取り組むことが必要です。
- 地域ぐるみ、市民ぐるみで総合的な緑化促進を図るため、緑化フェスティバル等のイベントを通じて、緑化啓発に努めており、今後も市民の緑化に対する理解を深めていく必要があります。

施策の 基本方針

子どもから高齢者まで安心して憩うことができ、市民生活に密着した公園や緑地の整備に努めます。

主要施策

1 市域の特性を活かした公園づくり

- 古墳、史跡、公共施設、河川、ため池など周辺の環境や、地元住民に配慮した公園づくりや、大型遊具の整備改修・トイレの整備改修を進め、遊べる公園の整備を推進します。

2 「緑」の保全・育成

- 生態系の保全や緑の景観形成などの機能を持つ古墳や史跡、ため池などの緑を保全し、自然と共生したまちづくりを推進します。
- ヒートアイランド現象^{*}の対策として、建築物の屋上・壁面等の敷地内緑化を促進します。
- 地域ぐるみ、市民ぐるみで総合的な緑化推進を図るための人材の育成・確保を推進します。

3 「うるおい」の創出

- 古墳や河川、ため池などの自然を利用した親水環境の保全・創出を進め、地域住民とともに、公園や緑地、まちかどのオープンスペースなどに小さくても身近なうるおいを創出します。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 1

子ども・子育て安心プロジェクト

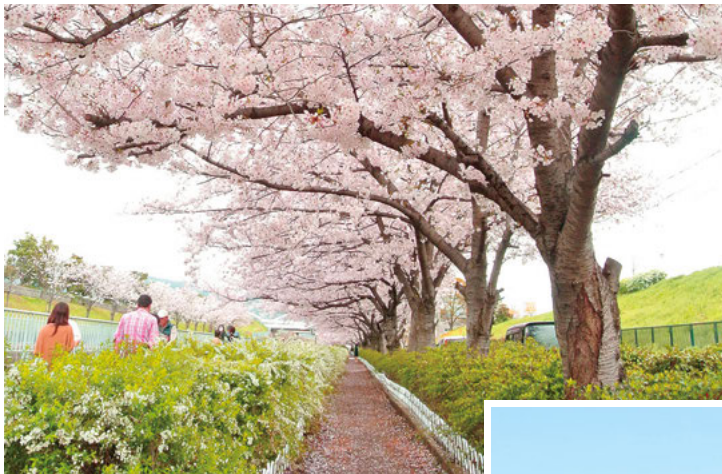
- 遊べる公園の整備推進

協働の取組

- 市民や地区自治会等と連携しながら、身近な緑の保全や、既存の公園等の活用を図ります。
- 幅広い市民の憩いの場としての公園づくりをめざすとともに、各緑化団体における様々な展示会や緑化フェスティバル等により市民の緑化への理解促進と緑の普及に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
緑化団体会員人数	人	— (H30:164)	180
大型遊具の整備改修の累計件数	件	— (H30:0)	4
トイレの整備改修の累計件数	件	— (H30:0)	3



落堀川散策公園



ふじみ緑地

※ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

7

すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

7-1 地域福祉の推進



現況と課題

- 少子化・高齢化の進展やライフスタイルの変化などにより、地域社会での福祉課題が多様化する中、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで一人ひとりの暮らしや生きがいをともにつくっていく仕組みづくりが求められています。
- 本市では、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア等が中心となって福祉活動を行っていますが、今後、様々な機会を通じて、市民の地域福祉意識の醸成に努めるとともに、地域住民や各種地域福祉団体との協働による自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。
- また、地域で支援を必要としている人に対して、総合的にサポートできるよう、セーフティネットの推進を図ることが必要です。
- 「改正生活困窮者自立支援法」を踏まえ、本市では自立相談支援事業や住居確保給付金、就労支援を実施しています。今後も地域をはじめ、各種関係機関、関係部署とのさらなる連携を図り、生活困窮者を把握し、確実に自立相談支援窓口につなげていく必要があります。

施策の
基本方針

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

主要施策

1 地域福祉意識の醸成

- 市民の地域福祉に対する理解と関心を高め、誰もが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア活動に参加できるような機運の醸成に努めます。

2 地域福祉活動への支援

- 地域福祉活動を支援するため、活動場所の提供や福祉ボランティア等の人材の確保に努めます。
- 地域福祉活動をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各中学校区に配置するようめざします。

3 地域福祉のセーフティネットの推進

- 生活困窮者が地域や社会で孤立をすることのないよう、関係機関や関係部署とのさらなる連携を図り、適切な相談・支援が受けられるように努めます。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の相談業務において、市民目線で両制度について一体的な支援を行います。
- 経済的・生活困窮に陥った方の相談を受ける就労支援員を雇用し、地域福祉のセーフティネットの推進に努めます。

協働の取組

- 地域社会が抱える様々な福祉課題を解決するために、ケース対応における地域住民の参加や各種ワークショップの実施に取り組みます。
- 生活困窮者が地域や社会で孤立をしないように、地域との連携や関係機関、関係部署とさらなる連携を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
藤井寺市立福祉会館の年間稼働率	%	— (H30:30.3)	45.0
ボランティアセンターの個人ボランティア登録者数(各年度3月末日時点)	人	— (H30:56)	92
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	人	2	3
生活困窮者自立支援窓口につながる相談者数	人	— (H30:70)	80

関連する個別計画 ・ 藤井寺市地域福祉計画



福祉会館

7-2 障害者福祉の推進



現況と課題

- すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、ともに支え合い、障害のある人が住み慣れた地域において、自立して安心した生活ができる地域づくりが求められています。
- 平成 30 年 12 月に、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、「藤井寺市手話言語条例」が成立し、手話の普及や手話の理解の促進などに取り組んでいます。
- 障害のある人に対する合理的配慮の提供が義務化され、啓発活動の推進等に取り組んでいますが、今後も障害のある人への対応は、全庁的な取組としての実施が必要となっています。
- また、障害福祉サービスの提供について制度に則り適切に対応していますが、社会情勢の変化や障害のある人のニーズを適切に把握し、質の高いサービスが提供できる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状態に応じた支援や就労、社会参画に関する環境整備を進めることが必要です。
- さらに、誰もが自由に安心して出かけることができるとともに、公共施設等を利用することができるよう、バリアフリー化を推進することが必要です。

施策の基本方針

子どもから大人まで障害のあるすべての人が地域で安心して暮らすことができ、あたり前に働ける社会の実現をめざし、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できる体制の充実を図るとともに、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、さらなる地域生活の実現と社会参加を推進します。

主要施策

1 広報・啓発活動の推進

- 手話言語条例に基づき、手話の普及と手話ができる人材の養成や、手話による情報発信並びに意思疎通の支援などに努めます。
- 障害者差別解消法等に基づき、差別解消や合理的配慮の考え方についての啓発活動を推進します。
- 市広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害や障害のある人についての正しい理解の促進を図ります。
- 法改正にともなう障害福祉制度に関わる周知啓発等について適切な対応を図ります。

2 地域における生活支援の充実

- 必要なサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう、各種サービスの質と量の確保及びその提供体制の整備に努めます。
- 施設入所者の住み慣れた地域への移行促進に向けて、相談支援事業所におけるマネジメント体制[※]を整備し、総合的な在宅支援を行います。
- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、協力体制の整備に努めます。

3 社会参加と就労への支援

- 障害のある人の社会参加意識を高め、地域における交流活動を支援します。
- 特別支援学校、ハローワーク、企業等と連携し、就労困難者に対する就労やその定着のための支援体制の整備並びに、就労移行支援や就労継続支援 A 型[※]などの提供しやすい環境整備と、就労定着支援を実施する事業所の確保に努めます。
- 障害のある人の雇用に関する周知啓発に努め、雇用促進を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターを連携拠点として、各市の障害担当課や就労担当課、ハローワーク等関係機関との情報共有に努めます。

4 福祉のまちづくりの推進

- 公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請します。

協働の取組

- 今後も障害者団体と協働し、啓発活動を行います。
- 障害福祉計画の策定等、市の障害者施策の方向性を検討する審議会等に、障害のある当事者を引き続き委員に選任します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
差別解消法にかかる啓発活動の実施の有無	—	実施予定 (H30: 実施)	実施
手話講座受講者数	人	— (H30: 24)	80
計画相談支援の利用人数	人 / 月	106	220

関連する個別計画

- ・藤井寺市障害者計画
- ・藤井寺市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

※マネジメント体制：障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するための体制のこと。

※就労継続支援 A 型：障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に定められた就労支援事業の一つで、一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供給することを目的とする、障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの「雇用型」の障害福祉サービスのこと。

7-3 高齢者福祉の推進



現況と課題

- 高齢化がさらに進行することが予想される中、地域包括ケアシステムに関する取組を推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、高齢者を含めたすべての市民の暮らしと生きがいをともに創っていくための取組の推進が求められています。
- 本市では、保健・福祉サービスの推進に向けて、介護保険制度の円滑な運営を行い、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。
- 地域包括支援センターを中心に生活支援体制の整備を進めていますが、今後も地域での交流の場や社会参加の場を増やすなど、様々な主体の持ち味を活かした体制の充実・強化が必要です。
- 在宅医療・介護連携支援センターを市立藤井寺市民病院の地域連携室に開設し、医療と介護の関係者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談支援事業を実施しています。
- 高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけではなく、重要な社会の担い手として積極的にボランティア活動等に参加できるように、啓発や仕組みづくりに取り組むとともに、生きがいづくりの機会の創出を図ることが必要です。

施策の 基本方針

高齢者が積極的に社会活動に参加でき、充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様なサービスを柔軟に組み合わせた支援体制の整備に取り組むとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

主要施策

1 地域包括ケアシステムの強化

- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化及び多様な主体による分野や領域を超えた生活支援体制拡充を図ります。
- 日常生活に支援が必要な高齢者に対し、多職種による支援体制と情報連携体制の強化を図ります。

2 高齢者の心身機能の維持向上の推進

- 健康の維持・増進に向けた健康教育の内容の充実を図るとともに、様々な機会を捉えて健康増進に関する普及・啓発を行います。
- 地域における支え合い体制の構築により介護予防を推進するため、住民主体の介護予防活動を展開する仕組みへの移行や、事業者や各種団体との連携・協力による介護予防の普及・啓発や介護予防・生活支援サービスを推進します。
- いきいき笑顔応援プロジェクトにより、訪問型の介護予防・健康づくりを推進します。

3 生活支援体制の充実

- 高齢者虐待防止を図るため、市民や関係機関等への啓発を推進するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図り、虐待の早期発見・対応に努めます。
- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、「新オレンジプラン^{*}」を推進し、認知症対策の強化・充実を図ります。
- 認知症への理解促進を図るために、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症の方を見守り、やさしく包み込むまちづくりをめざします。

- 高齢者からの多様な相談に柔軟に対応できる体制を整備し、内容の把握に努め、適切なサービス・制度等の利用やニーズに即した支援が可能な機関につなぎます。
- 「藤井寺おしゃべりミーティング」を通じて地域の多様な人々が連携し、地域の課題とその解決策を皆で考える地域助け合いの仕組みづくりを推進します。

4 介護保険サービス、多様な支援の充実

- 介護保険制度の趣旨や内容について周知するとともに、介護サービス事業者及びサービス内容に関する情報を市広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて提供します。
- 高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、サービスに携わる人材の確保や資質向上についての啓発に取り組みます。
- 介護が必要な高齢者が地域の施設や在宅で適切な介護サービスを受けることができるよう、介護サービス事業者に対するサービス提供内容や運営体制の指導を行います。
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援を推進します。

5 生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者の生きがい活動と社会参加を促進するとともに、老人クラブ等の各種団体の地域における自主的な取組を支援し、生きがいづくりを推進します。

重点戦略に 関連する施策

重点戦略 3

いきいき長寿プロジェクト

- 介護予防活動の推進
- 地域包括支援センターを中心としたセーフティネットの強化
- 在宅医療・介護連携の推進
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険サービス、多様な支援の充実
- 認知症対策の強化・充実
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 支え合い、助け合うまちづくりの推進

協働の取組

- 介護サービス事業者、リハビリ専門職等との連携のもと、地域で「ええとこふじいでら♪体操」を実施する住民グループが増えていくよう働きかけながら、住民が介護予防の効果を実感できるよう支援するとともに、市内各地での介護予防の場の普及展開に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
「ええとこふじいでら♪体操」に継続的に取り組む住民グループ数	グループ	15	45
認知症サポーター数	人	— (H30:5,116)	6,600
老人クラブ員数	人	— (H30:3,105)	3,200

関連する個別計画

- ・第7期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～(平成30年度～令和2年度)
- ・第8期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～(令和3年度～令和5年度)

※新オレンジプラン：認知症施策推進総合戦略(平成27年1月策定、平成29年7月改定)。次の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進し、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」をめざす。①普及・啓発②医療・介護等③若年性認知症④介護者支援⑤認知症など高齢者に優しい地域づくり⑥研究開発⑦認知症の人やご家族の視点の重視

7-4 社会保障の充実



現況と課題

- 保険・年金制度は国民すべての健康や安定した暮らしを支えるための仕組みであり、その制度が将来にわたって継続し、安心して生活できるよう制度の適正な運営が求められます。
- 国民健康保険制度については、被保険者の高齢化が進み、高齢化にともなう一人当たり医療費の上昇、医療技術の進歩や新薬の登場による医療費の増大傾向が続いており、市民の健康増進や医療費の適正化の観点から、今後は後期高齢者医療制度^{*}や介護保険制度等と連携して対応していく必要があります。
- 国民健康保険は、高齢化の進行や医療給付費の増大などにより、財政運営の構造的な課題を抱えており、制度の変革期にあります。制度改正や法改正に対して適切に対応していくことが求められています。
- 公的年金制度については、受給開始年齢や受給資格期間等の見直しが行われる中、年金制度に対する不安感から年金離れの意識が進みつつあります。このため、国民年金においても、引き続き、相談業務の充実や年金制度の理解に向けた啓発等に努める必要があります。
- 国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導^{*}の実施率の向上をはじめ、効果的かつ効率的に保健事業施策を進め、被保険者の健康増進や総合的な医療費の適正化対策に取り組む必要があります。
- 福祉医療費助成制度は、子ども、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人等が、必要とする医療を安心して容易に受診できる制度として大きな役割を果たしており、今後も制度を維持し、市民生活の安定を図っていく必要があります。

施策の基本方針

誰もが安心して生活できるよう、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

主要施策

1 国民健康保険事業の安定的な運営

- 国民健康保険の安定的な運営に向け、今後の制度改革等には適切に対応するとともに、保険料の適正な賦課をはじめとして、医療費の適正化、収納率の向上などに努めます。

2 後期高齢者医療制度の適正な運営・保健事業の実施

- 高齢者が安心して医療を受けられるように、運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の適正な運営並びに保健事業の実施に努めます。

3 保健事業の推進

- 特定健康診査・特定保健指導の制度の周知を図り、効果的な受診勧奨を行うことで、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上に努めることにより、国民健康保険被保険者の生活習慣病^{*}の発症や重症化を予防し、被保険者の健康増進や医療費の適正化を図ります。
- 関係機関や関係部課とも連携しながら、より効果的な保健事業を展開します。

4 国民年金事務の充実

- 日本年金機構と連携しながら、窓口業務の充実を図り、市民の年金受給権の確保につながるよう、適切な届出の勧奨や相談業務を実施します。
- 市広報紙やホームページを活用し、制度の周知と理解を図り、未加入者や無年金者の発生の防止に努めます。

5 福祉医療費助成制度の充実

- 子ども医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費、重度障害者医療費などの各種助成制度について、大阪府との連携を図りつつ、制度内容の充実や安定的な運用に努めます。

協働の取組

- 市民の健康保持・増進と医療費の適正化を図るため、医療機関や各種団体等と連携を強化し、効果的に特定健康診査・特定保健指導等を実施することで、かかりつけ医の普及促進とあわせ、早期受診や適正な受診につなげます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
特定健康診査受診率	%	— (H30 暫定: 47.6)	60.0
特定保健指導実施率	%	— (H30 暫定: 42.6)	60.0

関連する個別計画

- ・第三期藤井寺市特定健康診査等実施計画
- ・第二期藤井寺市保健事業実施計画(データヘルス計画)

※後期高齢者医療制度：医療制度改革の一環として、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度の実現に向け、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度。

※特定健康診査・特定保健指導：糖尿病や高血圧、脂質異常などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として2008年4月より導入された健康診査のこと。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者の身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートをする。

※生活習慣病：食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与していると考えられている疾患の総称。糖尿病、高血圧、脂質異常、脳卒中、がん、心臓病などがある。

7-5 地域医療の充実



現況と課題

- 近年における医療水準は医学の進歩などにより、著しく向上している一方で、高齢化の進行にともない、市民の医療サービスや救急医療に関するニーズは多様化・高度化しており、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護の連携促進などが求められています。
- 市民が身近なところで、良質かつ適切な医療サービスを必要なときに受けられる体制づくりが求められています。
- 本市では、市立藤井寺市民病院の耐震補強・リニューアル改修を実施し、療養環境の改善を図ったほか、MRI や電子カルテの導入、CT の更新など医療機器の整備について計画的に行っています。
- 今後、患者一人ひとりの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を提供していくため、地域の中核病院として医療機能を提供するとともに、計画的な医療機器の整備を行うためにも経営基盤を安定させることが必要です。
- 救急医療については、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の準夜帯の小児の急病対策として、松原市・羽曳野市・藤井寺市の3市を運営主体とした南河内北部広域小児急病診療事業により一次医療体制の充実を図っており、二次医療については、南河内ブロックで、広域的な対応を図っています。
- 今後、膨大な救急医療への需要に対して、それを受け入れる十分な医療提供体制を継続的・安定的に確保するとともに、救急医療の質のさらなる向上を図る必要があります。
- 本市の医療と介護の関係者が多職種間で、インターネット上において診療や支援に必要な患者、利用者の情報を共有するシステム「藤・ネット」を構築し、運用しています。

施策の 基本方針

地域の中核病院として、市立藤井寺市民病院の機能の充実を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、広域連携による救急医療体制の充実に加えて、救急医療の質のさらなる向上を図ります。

主要施策

1 地域医療体制の充実

- 市民病院が地域の中核病院として、良質な医療を提供するための人材育成をはじめ、医療・保健・福祉・介護機関との緊密な連携、経営の健全化に努めます。
- 地域に必要な医療の確保を図るため、関係機関との連携のもと、専門外来の設置など総合的な地域医療体制の充実に努めます。
- 「第7次大阪府医療計画」に基づき、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。
- 在宅医療・介護連携 ICT 情報共有システム「藤・ネット」による多職種間連携を進めます。

2 救急医療体制の充実

- 休日でも安心して医療を受けることができるよう、医療機関と連携し、内科・小児科・歯科の応急処置を行うとともに、救急時の医療体制の確保に努めます。
- 南河内北部広域小児急病診療事業において、小児の準夜帯の応急処置を行います。

協働の取組

○可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制」の構築に向け、市民との協働により取り組めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
市民病院病床利用率	%	— (H30:80.9)	85.6
市民病院患者紹介率	%	— (H30:32.3)	33.3
市民病院1日平均外来患者数	人	— (H30:184)	200
市民病院経常損益	千円	— (H30:△78,174)	4
市民病院医業収支比率	%	— (H30:96.1)	100.0

関連する個別計画 ・市立藤井寺市民病院改革プラン



市立藤井寺市民病院

7-6 健康づくりの推進



現況と課題

- わが国は、世界有数の長寿国ですが、近年は高血圧・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病の増加や、高齢化の進行による要介護者の増加が大きな問題となっています。
- あらゆる世代が健やかに暮らすことができるよう、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取組を強化して生活習慣病などの予防を図り、健康寿命^{*}の延伸を進めることが重要となります。
- 市民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や定期的な検（健）診の受診について働きかける必要があります。
- 本市では、生活習慣病予防や健康増進につながる健康教育や教室を通して、健康づくりの普及・啓発に取り組んできました。
- 母子保健分野ではこれまでの取組に加えて、妊婦健康診査助成の増額や助産師による妊産婦の訪問、相談会の実施に取り組んでいます。
- 今後、妊娠期及び産後の心身の健康管理をはじめ、乳幼児期の育児支援など切れ目のない支援を行い、子育てで不安の軽減、支援が必要な家庭の早期発見・対応を進め、さらに子育てしやすく、子どもが育ちやすい環境を整備していくことが必要です。

施策の基本方針

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、市民が自主的に健康づくりを行える体制づくりに努めます。

主要施策

1 がん検診事業の推進

- 休日の検診や複数の検診の同日受診など、検診を受診しやすい環境の整備に努めます。
- 検診の受診勧奨（コール・リコール）や、がんに関する情報の周知啓発により、がん検診受診率の向上に努めます。
- がん検診の受診項目の拡大を図ります。

2 主体的な健康づくり活動への支援

- 健康意識の向上を図るため、健康づくりに関する教育、講座、体力テストやトレーニング講習会を実施します。
- 健康長寿の推進に向け、生活習慣病予防の運動や栄養等の教室の充実を図ります。
- 健康マイレージ事業「ふじいでら健康チャレンジ」などの主体的な健康づくり活動への意欲を引き出すことのできる仕掛けを組み込むことにより、継続的な取組を支援します。
- 運動を通じて健康づくりに取り組む地域活動を支援します。

3 母子保健の充実

- 妊産婦及び母子の健康の保持増進のため、出産や育児に関する情報提供に努めるとともに、相談支援や指導内容の充実を図り、周産期からの切れ目のない支援体制づくりを進めます。
- 子どもたちが正しい生活のリズムと食習慣を身につけることができるよう、保護者などを対象に食育などの知識の普及、相談・指導の充実を図ります。

○乳幼児健康診査などにおいて、子どもの健やかな成長を確認するとともに、支援が必要な家庭の早期発見・対応に向けた体制の継続に努めます。

重点戦略に関連する施策

重点戦略1 子ども・子育て安心プロジェクト

重点戦略3 いきいき長寿プロジェクト

- 母子保健サービス等の充実
- 健康づくりの推進
- 各種健(検)診受診率の向上

協働の取組

○藤井寺市食生活改善推進協議会との協働により、市民へ健康情報を発信し、健康意識の向上を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
4か月児健康診査受診率	%	— (H30:99.3)	維持
1歳6か月児健康診査受診率	%	— (H30:95.1)	97.0
2歳6か月児歯科健康診査受診率	%	— (H30:92.3)	維持
3歳6か月児健康診査受診率	%	— (H30:96.3)	維持
胃がん検診受診率	%	— (H30:20.0)	30.0
大腸がん検診受診率	%	— (H30:20.3)	30.0
肺がん検診受診率	%	— (H30:16.8)	30.0
乳がん検診受診率	%	— (H30:21.9)	30.0
子宮がん検診受診率	%	— (H30:24.2)	30.0
ふじいでら健康チャレンジ参加賞応募人数	人	— (H30:357)	460

関連する個別計画

- ・藤井寺市健康増進計画(第2次)・食育推進計画 中間見直し
- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

※健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

8

災害に強く、安心して暮らせる
まちづくり

8-1 自然災害対策の推進



現況と課題

- 近年、日本各地で大規模な自然災害の発生が相次ぐとともに、大阪府内においても平成 30 年に大阪府北部地震や台風第 21 号にみまわれたことなどを受け、防災に対する市民の関心はより一層高まっています。
- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制や防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことが求められます。
- 本市では、「藤井寺市地域防災計画」を平成 27 年 3 月に見直し、各種マニュアルも作成していますが、必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や、マニュアルの見直しを行う必要があります。
- 今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震への備えとして、避難所となる公共施設の耐震診断・改修、木造家屋の耐震診断・改修の啓発、また自主防災組織の結成促進や結成後の自発的な防災活動の実施については十分とはいえない状況です。
- 公共施設については、計画的に耐震化を進めるとともに、家屋の倒壊による被害を未然に防止するため、耐震診断・改修への支援を行う必要があります。
- 大規模災害発生時には、自助・共助も重要となることから、地域の自主防災力の強化を図ることも必要です。
- また、地方自治体においては大規模広域な災害に対する即応力の強化等が求められていることから、防災に関するマニュアルの整備や情報発信に努めるとともに、府や関係自治体との連携、体制強化を図ることが必要です。

施策の
基本方針

度重なる災害の教訓を踏まえ、被害の最小化とその迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、日頃から建物の補強や物資・資機材等の備蓄、「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、防災に関するマニュアルの整備や防災情報の積極的な発信、周知に努めるとともに、災害が発生した場合には迅速な対応が図れる体制の整備など総合的な防災体制の充実・強化を図り、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要施策

1 多様な主体が実施する防災活動の支援・推進

- さらなる自主防災組織の結成促進や、既に結成されている自主防災組織に対する育成や防災活動の支援の充実に努めます。
- 自主防災組織が実施する防災訓練を支援するとともに、防災出前講座等を通じた市民の防災意識の高揚を図ります。
- 市内の防災に関する事業への積極的な支援に努めます。

2 総合的な防災体制の充実・強化

- 防災に関する実効的なマニュアル等の整備や、過去の災害対応における課題を踏まえたより実践的な研修・訓練の実施による職員自身の防災意識の向上とスキルアップを図ります。
- 激甚化・頻発化する自然災害（大規模地震・台風・豪雨）に備えた、さらなるハード・ソフト両面での災害対応力の強化・整備に努めます。
- 自助・共助に有効となる防災情報の積極的な発信・周知とハザードマップを活用した防災情報の理解促進に努めます。
- 物資・資機材等の備蓄をはじめとする避難者対策の充実や避難所環境の改善に努めます。
- 市営火葬場をはじめ、公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、住宅等については耐震診断・改修への支援に努めます。
- 集中豪雨による浸水被害の軽減が図れるよう、雨水対策事業を計画的に推進します。

3 関係機関との連携・体制強化の推進

- 国、府、関係自治体、羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大和川右岸水防事務組合、消防団などの関係機関との顔の見える関係づくりにより、さらなる連携・調整を緊密にし、災害などが発生した場合には迅速な対応ができるよう、引き続き体制の強化を図ります。
- 災害時の物資援助や避難場所確保など民間企業との防災協定の締結を進めます。
- 臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所などの防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備について国への要望を続けます。

重点戦略に関連する施策

重点戦略 3

いきいき長寿プロジェクト

- 災害への備え
- 自治会や自主防災組織の機能向上

協働の取組

- 地域等における多様な主体が自主的に実施する防災活動などを支援することにより、安全なまちづくりをめざします。
- 市民や地区自治会、事業者等と連携しながら、耐震化対策など住宅に関する情報共有・発信に取り組み、周知啓発を進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
自主防災組織結成数	地区	30	37

関連する個別計画

- ・藤井寺市地域防災計画
- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画

8-2 消防・防災体制の充実



現況と課題

- 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、頻発する自然災害、複雑で多様化する様々な災害や事故に迅速かつ適切に対応できる消防・救急の質の向上が求められ、柏原羽曳野藤井寺消防組合では高度救助隊の運用を開始し、従来にも増して救助体制の強化を図っています。
- 消火体制については、消防ポンプ車両の全車小型タンク付ポンプ車化を進め、火災発生場所への到着時間の短縮及び直近部署による早期放水体制を確立しています。
- 住宅火災を減らすために、関係機関との連携による自主防災訓練の積極的な実施をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、事業所に対する防火・防災管理の指導を立入検査等により実施していますが、火災件数は概ね横ばい傾向にあります。
- 今後もこれまでの取組を継続するとともに、放火撲滅のための関係機関との連携強化や、大規模災害等に対応できる消防力の向上を図る必要があります。
- 救急体制については、救命講習の普及啓発及び救急車の適正利用の啓発活動を積極的に行っていますが、救急出動件数は増加傾向が続いています。
- また、高齢化の進行等にもなう救急需要の増加に対応するため救急隊を増隊し、高度な処置を行える救急救命士の養成、救命講習の普及啓発、医療機関との連携の強化に取り組んでいますが、引き続き救急車の適正利用についてのさらなる啓発活動が必要です。

施策の 基本方針

柏原羽曳野藤井寺消防組合では、地震を含む大規模災害の発生に備えて、消防力の充実・強化、応援・受援体制の整備、防災関係機関及び市民との連携を図り、防火・防災に関する知識の普及に努め、住宅、事業所の火災発生件数及び被害の軽減、また救命講習等の普及啓発活動により救命率の向上等、より一層の消防・救助・救急体制の充実・強化を図ります。

主要施策

1 消防体制の充実

- 大規模地震・災害に備えるために、市民・事業者・関係団体をはじめ、広域連携による総合的な消防体制の充実及び消防広域化の検討を図ります。
- 地域消防の担い手である消防団員の確保に努め、消防団施設や車両、装備等の充実による消防団活動の促進及び支援と体制強化を図ります。
- 火災発生に際し、消防施設・車両・資機材の整備、訓練の実施による安心して暮らせるまちの実現をめざします。
- 地域ぐるみの協力による放火されないまちづくりを推進します。
- 住宅用火災警報器の普及促進による家庭での防火対策の促進を図ります。

2 救急救助体制の充実

- 救助隊の充実・強化を図り、大規模災害に備えたさらなる救助技術の向上に努めます。
- 救急隊の増隊による現場到着時間の短縮と救命率の向上を図ります。
- 計画的な救急救命士、救急隊員・救助隊員の養成と資質向上による救命率の向上に努めます。
- 医療機関等の関係機関との協力体制の強化を図ります。
- 多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用に関する啓発活動の強化と、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。

協働の取組

- 消防団による消防活動の取組を支援するとともに、消防団との連携強化による消防体制の強化を図ります。
- 市民や地域との協働により、放火されないまちづくりを推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
救急出場件数	件	— (H30:3,778)	減少
火災発生件数	件	— (H30:14)	減少

関連する個別計画 ・ 藤井寺市地域防災計画



消防出初式

8-3 危機管理の推進



現況と課題

- 地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、感染症*や食品などによる健康被害、情報漏えいや法令違反などの不祥事、武力攻撃事態など予測できない危機事象が多様化する中、本市においても様々な危機事象が発生する可能性があります。
- 平成 25 年 12 月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布・施行され、今後は、国が策定する「国土強靱化基本計画」と調和した市の施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
- 本市では、「危機管理対応指針」の見直しをはじめ、危機管理対策を講じるための組織体制を構築し、総合的かつ効果的な推進を図っています。
- 一方で、自然災害への対応力強化が自ずと危機事象等への対応力強化につながると考えられることから、喫緊の課題である自然災害への対応力を充実させる必要があります。
- また、資機材の確保、実効性を高めるための訓練・研修等を通じた計画・マニュアルの定期的な見直し・検証については十分とは言えない状況であるため、危機事象に対する職員の意識啓発に努め、危機事象が発生した場合、計画やマニュアルが活かされるよう、随時、危機想定訓練や計画などの点検を行う必要があります。
- 危機事象が発生した場合に瞬時に情報伝達を行う必要があり、導入が完了したデジタル防災行政無線や全国瞬時警報システム(J-ALERT)をはじめ、引き続き多様な手段で迅速な情報伝達を行う必要があります。

施策の基本方針

頻発する地震や台風等の自然災害に加え、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態等と危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、自然災害への対応を充実させながら総合的な危機管理体制の確立に向けた取組を進めます。

主要施策

1 危機管理体制の充実・強化

- あらゆる危機事象を想定し、危機想定訓練の実施と藤井寺市地域防災計画及び防災関係計画・対応マニュアル等の検証・見直し・策定などを随時行い、事前対策の強化に努めます。
- 国が策定する国土強靱化基本計画と調和した「国土強靱化地域計画」を策定し、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 危機事象に対する職員の意識啓発に努めるとともに、危機事象に際して、市民や関係機関との連携を緊密にした危機管理体制の充実を図ります。
- 災害廃棄物の仮置場の確保に努めます。

2 情報伝達の充実・強化

- 緊急情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、安否情報システムやデジタル防災行政無線等の円滑な運用による確実な情報伝達体制の確保に努めます。
- 自助・共助の取組支援の推進、情報の多重化、共有化を図るため、安心メールや防災 SNS 等の普及促進に努めます。

重点戦略に
関連する施策

重点戦略3

いきいき長寿プロジェクト

- 迅速に対応できる組織・体制
- 国土強靱化の推進

協働の取組

○自然災害にかかる対応と同様に、様々な危機事象において自助・共助が果たす役割が大きいことから、今後も自主防災訓練など、地域での防災活動が推進しやすい環境づくりに取り組めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
危機管理マニュアル策定数	件	33	39

関連する個別計画

- ・藤井寺市地域防災計画
- ・藤井寺市国民保護計画
- ・藤井寺市危機管理計画



自主防災訓練

※感染症：寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し感染して増殖し発病する病気の総称。

8-4 防犯対策の推進



現況と課題

- 全国的に凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、特殊詐欺、サイバー犯罪等の被害が深刻化しており、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。
- 平成 30 年まで 19 年連続、大阪府の街頭犯罪が全国ワーストワンとなっていることを受け、各自治体が積極的に啓発活動を展開しています。
- 本市では、羽曳野警察署管内防犯協議会や藤井寺市防犯委員会と連携を図り、情報交換や各種防犯活動を行うとともに、活発な見回り活動が展開されているほか、各地区において防犯カメラの設置が行われ、市も設置費用の助成を行っています。
- こうした中、各地区に普及した防犯カメラの老朽化が今後の課題となっており、継続した犯罪抑止の効果を維持するため、防犯カメラの更新・修繕等への支援が必要となります。
- また、市民一人ひとりの危機管理意識の向上を図り、地域が一体となって自主防犯活動へ参加するとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、複雑・多様化する犯罪から市民を守る取組を推進することが必要です。

施策の 基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を緊密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する地域防犯体制の充実を図ります。

主要施策

1 防犯意識の啓発

- 警察や管内防犯協議会で得た街頭犯罪等の情報の提供や広報啓発活動を推進し、街頭犯罪の撲滅に努めます。
- 警察などの関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保に努めます。

2 地域防犯活動の充実

- 地区防犯委員を中心に、地域の実情に応じた市独自の特色ある防犯活動の推進に努めます。
- 地域における防犯活動の充実を図るため、市民が主体的に行う防犯活動の育成と支援に努めます。

3 防犯環境の整備

- 各地区における防犯カメラの増設・更新・修繕等について、引き続き支援します。
- 自転車の盗難防止の啓発や、管内防犯協議会との連携による防犯グッズの配布など防犯環境の整備に努めます。

協働の取組

○市民を犯罪から守るため、警察及び関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりをめざします。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
防犯カメラ設置台数累計	台	412	428



巡回パトロール



青色回転灯パトロール車

第3部

後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

9

8-5 交通安全対策の推進



現況と課題

- 市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、習慣化することが交通事故のないまちづくりにつながります。
- 本市では地区より選出された交通委員への研修会の実施を通じて、地区内の市民への交通安全意識の啓発に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、市民への交通ルールの遵守や交通安全意識の高揚、迷惑駐車等の注意喚起に取り組むことが必要です。
- また、子ども・高齢者・障害のある人などが安心して通行できるよう、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備等を計画的に実施しています。
- 歩道の整備や歩車分離の整備が求められる中、狭隘な道路が多く、整備に必要な用地の確保を要することから、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めることが難しい状況です。
- 今後、市民の移動上の利便性及び安全性を確保していくため、道路施設のバリアフリー対策や緊急性の高い危険箇所から交通安全施設の整備を進めるとともに、道路反射鏡や道路標識等の老朽化の進んだ施設の修繕・更新を行うことも必要です。

施策の 基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

主要施策

1 交通安全に関する啓発活動の推進

- 市民の自主的・主体的な交通安全活動の取組と連携し、交通安全意識の高揚を図るための啓発活動を進めます。
- 所轄警察署と調整を図りながら、保育所・幼稚園・小中学校などへの交通安全教室の実施に努めます。

2 バリアフリー対策等の充実

- 歩道等の歩行者用道路の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを実施します。

3 安全に通行できる交通環境の整備

- 交差点や見通しの悪い箇所については、道路反射鏡の設置、路面標示、自発光道路紙の設置による注意喚起を行います。
- 駅周辺の放置自転車等を規制するため、自転車等放置禁止区域を設けるとともに、区域に放置されている自転車や原動機付自転車の撤去及び移送、保管を行います。

協働の取組

○交通事故のないまちづくりに向けて、市民や地域との協働により交通安全教室等を通じた交通安全意識の高揚を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
交通事故発生件数	件	— (H30:244)	減少

関連する個別計画 ・藤井寺市交通バリアフリー基本構想



グリーンベルト



通学路表示

8-6 消費者保護の推進



現況と課題

- 超高齢社会の到来、高度情報化社会等により、消費者を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。特にインターネットを利用した商取引は、消費者の利便性を飛躍的に向上させる一方、商品やサービスの形態、販売方法が複雑かつ多様化している中、消費者トラブルを防止するため、消費者自らが消費生活や契約に関する必要な知識を持ち、理解することが必要になっています。
- 製品事故や契約のトラブル、悪質な訪問販売等による被害や特殊詐欺被害などの消費者被害が多発していることから、消費者の保護を図るため、消費生活相談窓口の整備や、消費者問題に関する正しい知識の普及・啓発の推進が求められています。
- 本市では、市民の消費者被害の防止と解決を図るため、藤井寺市消費生活センターを設置し、消費生活相談員を配置する消費生活相談窓口を開設しており、市民の身近な相談窓口として相談に対応するとともに、消費者問題の防止に向けた様々な啓発を行っています。
- 高齢者などの消費者被害の未然防止や早期発見、拡大防止を図っていくため、消費生活センターが福祉機関や団体等と連携し、消費者保護に必要な支援や相談を行うよう取り組むことが必要になっています。
- 今後は、関係機関や団体との連携を強化し、地域での見守り活動を通じた消費者被害の未然防止を図る仕組みづくりを進めるため、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が必要です。

施策の 基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを中心に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発を行い、消費者被害の未然防止と啓発活動を行う人材の育成・支援を推進します。

主要施策

1 消費者保護の推進

- 複雑・多様化する相談について、より質の高い対応をめざし、消費生活センター機能と相談体制のさらなる充実を図ります。
- 多重債務や高齢者被害への対応などについて、関係機関・団体と連携し、消費者保護の推進を図ります。

2 消費者意識の高揚

- 消費者啓発事業を推進し、消費者問題についての意識を高めるとともに、啓発活動の担い手の育成に努めます。

3 消費者教育の推進

- 若年化する消費者被害を未然に防ぐため、小中学校における消費者教育を支援します。

協働の取組

○若年者から高齢者に至る幅広い世代で発生する消費者被害を未然に防止し、消費者保護を推進するため、地域や学校、民生委員児童委員、福祉委員などとの連携による見守りネットワークの構築に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
消費生活相談件数	件	— (H30:497)	600



消費生活パネル展



藤井寺市消費生活センター

9

人に、未来にやさしい、
環境に配慮したまちづくり

9-1 自然環境の保全



現況と課題

- 地球温暖化や廃棄物の増加等の様々な環境問題は、これからさらに深刻さを増すことが予想され、環境に配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組が求められています。
- 令和 2 年から温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」が本格始動され、化石燃料に頼らない「脱炭素社会」をめざした取組が国際的に進められており、国においては、再生可能エネルギーが今後の主力電源の一つとして位置づけられています。
- 近年、気温の上昇、ゲリラ豪雨の頻度の増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、今後、さらに長期にわたる拡大が懸念されます。
- 本市では平成 30 年度に、「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）～ECO₂（エコツー）プランふじいでら～」を策定し、温室効果ガス削減に向けた取組を進めています。
- 地球環境への負荷を低減し、良好な環境を次世代に引き継ぐため、環境保護及び保全活動を推進するとともに、各家庭において省エネやごみの減量化などに関心を持って取り組んでいただく必要もあります。
- 身近な環境教育・学習については、年に 1 回の「ヤゴ救出大作戦」を継続実施しています。今後は、関係課と環境問題について連携を図り、環境啓発ブースやチラシを設置可能なイベントの開催など、さらなる取組が必要です。
- 今後は関係課と環境問題について連携を図り、読本を作成するなど、さらなる取組が必要です。
- そのほか、自然環境の保全のため、工場・事業所にあたっては環境に配慮し、調和のとれた開発・整備を行うことが求められます。

施策の
基本方針

自然保護・環境保全活動を積極的に推進し、きれいな空気・水づくりを進めるとともに、環境教育・環境学習の推進により、環境保全意識の高揚を図り、大切な自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。



ヤゴ救出大作戦

主要施策

1 環境保護・保全活動の推進

- 市民一人ひとりが環境や自然に目を向けながら環境保護・保全への認識が深まるよう、環境に関する情報提供に努めます。
- 大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動等の公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。

2 環境負荷の低減

- 市が率先して市有施設への ESCO 事業※の導入など省エネルギー対策を推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- 家庭や工場・事業所による省エネルギー設備等の導入促進につながるよう、周知啓発活動に努めます。
- 海に流れ込んだプラスチックごみによる環境汚染への対策として「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、周知啓発活動に取り組みます。

3 環境教育・環境学習の推進

- 次世代を担う子どもが環境や大自然の大切さについて遊びや学習を通じて学ぶことができる機会の充実に努めます。
- イベント等を通じて環境問題に関心を持ち、実際に取り組んでもらえるよう環境教育・環境学習の充実に努めます。

4 工場・事業所における環境対策の充実

- 工場や事業所に対して、環境保全意識の高揚や環境監視体制の充実に努めます。

協働の取組

- 市民や工場・事業所等がそれぞれ環境保全意識を持ち、大切な自然環境を次世代へ引き継ぐことができるよう、環境教育や環境学習を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
本市の事務事業における温室効果ガス排出量	t	— (H30:5,591)	5,085

関連する個別計画 ・ 藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～ECO₂(エコツー)プランふじいでら～

※ ESCO 事業：ESCO とはエネルギー・サービス・カンパニーの略で、ビルや工場などの省エネの診断・施工・維持管理などの業務を施設保有者から一括受託する事業のこと。

9-2 環境美化の推進



現況と課題

- 環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められる中で、地域における衛生的な生活環境の維持は、ますます重要視されており、一人ひとりが「まちをきれいにする」という意識を持ち、環境美化活動を推進することが不可欠となっています。
- 本市では、市民の身近な生活環境の美化に関する行動の基本となる事項等を定めた「藤井寺市美しいまちづくり推進条例」に基づき、行政・市民・事業者等の役割と責任を認識し、市内の美しいまちづくりに向けた取組を推進しています。
- 環境美化に対する市民の意識及びマナーの向上を引き続き啓発していくとともに、マイバッグを利用するなど使い捨ての習慣を見直すことへの啓発が求められています。
- また、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐため、美化活動の拡充を図り、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止等について働きかけるとともに、様々な環境問題の解決に向けて公害防止対策等に取り組むことが必要です。

施策の 基本方針

生活環境を安全で快適に保つため、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を図るとともに、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

主要施策

1 環境美化の推進

- 市民団体や関係機関との連携強化を図り、環境美化への取組体制の充実に努めます。
- 環境美化活動を行う団体や自治会等の活動が広がるように啓発、支援を行います。
- 関係機関との連携により、ごみのポイ捨てや不法投棄対策の充実に努めます。

2 環境衛生の充実

- ペットのふんによる被害を防ぐため、飼い主のモラルの向上を図ります。
- 生ごみを荒らす野良猫やカラスへの対策として、防鳥ネットで隙間なくごみ袋を包み込む方法の推奨に努めます。

3 公害防止対策の充実

- 公害の発生の未然防止や低減を図るための啓発活動や情報収集に努めます。
- 学校教育・社会教育などによる環境教育の推進により、公害防止意識の高揚を図ります。

協働の取組

- 行政と関係機関、ボランティア団体、地区自治会などが協働で啓発活動を行い、連携した環境美化の形成に努めます。
- 市民団体や関係機関等との協働により、大和川・石川クリーン作戦をはじめとする美化活動を積極的に推進します。
- 公益財団法人「どうぶつ基金」やボランティアグループなどと協働しながら、TNR活動※に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
不法投棄件数	件	— (H30:27)	10



大和川・石川クリーン作戦

※ TNR活動：地域猫を捕獲(トラップ)して避妊手術(ニューター)を施し、元の場所に戻す(リターン)活動。不要な繁殖を防ぐために行われる。

9-3 循環型社会の形成



現況と課題

- 持続可能な開発目標 (SDGs) と 169 のターゲットや「循環型社会形成推進基本計画」で、食品の廃棄や食品ロス を 2000 年度比で半減させることや、海洋ごみ・(マイクロ) プラスチック、レジ袋削減・エコ(マイ) バッグの推奨などが取り上げられており、循環型社会の形成を共通目的として、市民・事業者と協働して進めていくことが必要となっています。
- 「藤井寺市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民及び事業者の積極的な協力を促し、循環型社会の形成に向けて取組を推進しています。
- 本市では燃えるごみ、資源ごみ(ビン・カン・古紙・古着)、ペットボトル、不燃・粗大ごみ、有料収集ごみ等の分別収集を行っており、今後も資源ごみの分別収集、ペットボトルの拠点回収を継続し、市民への周知徹底を図り、資源化率向上に向けた取組が必要です。
- 地域で独自に取り組まれる資源物の「集団回収」への取組団体の拡充を図り、回収品目や回収量を増やしていく必要があります。

施策の 基本方針

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進します。

主要施策

1 ごみの減量化・資源化の推進

- ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、ごみの分別による資源化や減量化を進めます。
- ごみを出さない(リデュース)、再使用する(リユース)、再生利用する(リサイクル)、ごみになるものは買わない(リフューズ)、修理する(リペア)に取り組むため、市民・事業者の主体的な行動を促すよう、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動に努めます。
- 発生したごみは、可能な限り家庭・事業所内での減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものについては資源分別収集を推進します。

2 ごみの適正処理の推進

- 柏羽藤環境事業組合と連携し、「循環型処理」を行うとともに、ダイオキシン対策をはじめ環境にやさしい処理システムの構築に努めます。

協働の取組

- 集団回収取組団体を増やし、回収品目や回収量をさらに増やします。
- 行政と市民、事業者等との協働により、ごみの減量化・資源化に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	g	— (H30:1,078)	970
リサイクル率	%	— (H30:8.8)	10.5

関連する個別計画 ・ 藤井寺市一般廃棄物処理基本計画



クリーンピア 21



ごみの分別

第 3 章

まちづくりの推進に向けて

1

まちづくりの推進に向けて

1 市民参画と協働の推進



現況と課題

- 地方分権や行財政改革が進む中、市民一人ひとりが主役となるまちづくりを進めることが、より一層求められています。
- 本市では、藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針に基づき、市民と行政が対等なパートナーとして課題や情報を共有し、ともに考え、ともに取り組む「市民参画と協働」のまちづくりを推進しています。
- 市政への市民参画については、市民の声メールなど市政への意見・要望への対応や、パブリックコメント制度、審議会委員等の公募など、多様な参画の方法を定めています。市民と行政がお互いの知識や経験を活かし、アイデアを出し合いながら、暮らしやすいまちをつくるためには、これらの参画機会の充実を図り、市政運営になお一層の市民の参画を促すよう取り組んでいく必要があります。
- また、市民ニーズが複雑・多様化する中、地域が抱える様々な課題を解決するためには、これまでの行政主体ではなく、地域の現状や特性をより認識している市民や市民公益活動団体、企業など、多様な主体との連携強化が必要不可欠となっています。
- 今後、市民・行政が互いに力を合わせて協働のまちづくりをより一層推進していくための機運の醸成を図る必要があります。

施策の
基本方針

市民一人ひとりが持っている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、市民参画を推進するとともに、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いを理解・尊重し合い、対等な立場で果たすべき責任と役割を担いながら「協働のまちづくり」を展開します。



シルミルいんふお

主要施策

1 市民参画の推進

- 市民の声を市政に反映させるため、市民から意見等が寄せられるのを待つ受動的な広聴活動だけでなく、市民参加型行政の仕組みを構築し、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度の活用はもとより、市長・職員がまちに出て市民と話すタウンミーティングの開催など、市民が市政に参画できる機会の充実に努めます。
- 市政やまちづくり、協働に関する情報提供や、多様な市民公益活動に対する支援など、市民が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広く市民が参画できるような手法や仕組みづくりを推進します。

2 市民公益活動の促進

- 市民公益活動の情報を様々な媒体を活用して広く市民に紹介し、それぞれの活動の意義や役割についての理解や関心を深め、活動への参加促進を図ります。
- 市民公益活動団体が持続的に活動を展開することができるように、側面からサポートする体制のさらなる充実に努めます。

3 多様な主体をつなぐ仕組みの整備

- それぞれの地域課題について、市民をはじめ市民公益活動団体や企業などが協働して効果的な取組が展開できるように、多様な主体同士をつなぐコーディネート機能の充実に努めるとともに、地域に根ざした協働コーディネーターの発掘・育成に努めます。

4 協働意識の醸成

- 市民との協働によるまちづくりを効果的に進めていくために、協働意識の醸成に向けた職員研修の充実に努めます。
- あらゆる機会を通じてまちづくりに関する情報提供を行い、市民主体のまちづくりへの機運の醸成を図ります。

分野横断共通施策 に関連する施策

共通施策 1

市民・行政のパートナーシップの確立

- 積極的な情報発信と共有
- 市民参画の推進
- 多様な主体との連携
- 協働意識の醸成

関連する個別計画 ・ 藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針

2 行政運営の推進



現況と課題

- 人口減少や少子化・高齢化の進展、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権などの市を取り巻く環境の変化に対応し、自らの責任と判断で地域の諸課題に取り組み、実情に応じた政策を立案・執行し、その結果についても責任を負う自立した行政運営を行うことが求められています。
- 本市では、社会経済状況に応じた柔軟な組織体制づくりに取り組んでいますが、今後、サービスを受ける市民の立場に立ち、機能を重視した組織づくりに取り組み、自ら課題を発見し、解決できる現場力の強い組織の構築を図っていく必要があります。
- また、分権型社会に対応する職員を育成するため、職員個々の知識の修得、職責・職務能力を向上させる各種研修の実施など、職務を通じて人材育成を行っています。働き方改革への対応も求められます。
- 複雑多岐にわたる行政課題・行政施策・市民ニーズに対し、的確かつ柔軟に対応していくためには、職員のさらなる能力向上と人材育成をはじめ、ICTの活用による市民サービスや情報通信環境の向上、効率的な事務執行などが求められます。
- 市が保有する個人情報については、犯罪や個人情報の流出等の問題が懸念される中、大切な市民の情報を守るため、個人情報保護制度の運用と情報セキュリティの強化により、適切な保護と管理を行っています。
- 平成27年度に導入されたマイナンバー制度を活用し、各種手続の簡略化・効率化による市民の利便性向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を図ることが課題となっています。

施策の 基本方針

地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを推進していくため、職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努めます。

主要施策

1 職員の能力開発と人材育成の推進

- 職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて職員の能力開発と意識改革を促し、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の確保や育成に努めます。
- 女性職員の管理職への積極的登用など女性職員の活躍を促進するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

2 組織機構の見直し

- 国の動向や社会経済状況の変化への対応のため、継続的に必要な組織機構の見直しを行い、機能的かつスリムで効率的な組織体制の構築を図ります。
- 多様化・高度化する市民ニーズや、特定の行政課題に対して、プロジェクトチームを活用するなど、横断的な組織を活用します。

3 電子自治体の推進

- ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、電子自治体の実現に努めるとともに、庁内情報ネットワークの更新を図ります。
- 「情報の見える化」を推進し、誰もが分かりやすい情報提供に努めます。

- マイナンバー制度の導入により、社会保障、税、災害対策における行政手続の簡略化・効率化を推進し、公平・公正な社会を実現します。
- 公共施設、市民相談等のインターネット予約システムの導入や住民票・税証明書等のコンビニ交付の検討など、市役所業務のサービスの向上を図ります。
- 職員の個人情報に対する意識を高め、個人情報の適正かつ厳正な運用を図るとともに、個人情報の流出を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
- 個人情報の保護を図りつつ、情報公開制度の充実を図り、公正で透明な開かれた市政を推進します。また、提供可能な市政情報は、積極的に情報提供に努めます。

分野横断共通施策 に関連する施策

共通施策 2

まちを経営するトータルマネジメントの推進

- 総合計画を常に意識した行政運営の推進
- 政策・施策の進捗管理の推進
- ICTの積極的活用による業務改善
- マイナンバー制度を活用した市民サービスの向上
- 職員の能力開発と人材育成の推進
- 市民目線を取り入れたサービスの向上
- 横断的組織（プロジェクトチーム等）の活用
- 行政課題に対応した条例制定や組織体制の整備
- 働きやすい職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- 女性職員の管理職への積極的登用

協働の取組

- 市民参加による施策の進行管理を実施し、透明性の高い行政運営を進めます。
- ICTの進展にともない多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスの提供に努めます。

関連する個別計画

- ・ 第2次特定事業主行動計画
- ・ 女性職員の活躍推進のための藤井寺市特定事業主行動計画
- ・ (仮称) 藤井寺市行財政改革の新たな指針



藤井寺市役所庁舎

3 財政運営の推進



現況と課題

- 新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供するためには、健全な財政を維持していく必要があります。
- 本市では、「藤井寺市行財政改革推進プラン 2016」を策定し、市一丸となって行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めてきました。
- 本市においては歳入の根幹である市税収入の伸びが見込めない状況にあり、本市の財政は地方交付税など依存財源の増減に大きく影響を受けるのが実情であり、経常収支比率が高止まりしているなど、依然、厳しい財政状況が続いています。
- このため、様々な取組により、財源の確保を図ることが重要であり、民間委託などによるサービス向上と経費削減の両立可能な事業の検討、市が保有する財産の売却を含めた有効活用などを図る必要があります。
- 歳出においては、高齢化の進展などによる社会保障関係経費の増加や、老朽化した公共施設に対応する経費の増加が見込まれます。
- 将来にわたって健全な財政を維持していくため、引き続き行財政改革に取り組むことが重要であり、行財政改革に対する市民の理解と協力を得るために、予算や決算状況など、市の財政状況について分かりやすい情報提供に努める必要があります。

施策の 基本方針

健全な財政を維持していくため、引き続き行財政改革を推進します。また、市税等の歳入の確保に努めるとともに、様々な財源確保策に取り組みます。さらに、公有財産の維持管理について戦略的な方策を検討します。

主要施策

1 行財政改革の推進

- 新たな行財政改革の方針を定め、徹底的な経費の見直しを進め、今後の行政需要に対応できる財政基盤の構築に努めます。
- 中長期的な視点で本市の将来を考えていただけるよう、引き続き市民に対し、市の財政状況について分かりやすい情報提供に努めます。
- 自律的で持続可能な行財政運営のため、経常収支比率などの財政指標の改善に努めます。
- 予算編成方法の見直しに取り組みます。
- 随意契約を行っている案件については、競争入札への切り替えを推進します。
- 行政サービスの受益と負担の明確化に努めます。

2 財源の確保

- 本計画に位置づけた重点戦略やシティプロモーションの推進により、本市の魅力をアピールし、交流人口を増やすことなどにより、税収等の収入の確保に努めます。
- 国の地方創生に関する制度など、補助金、交付金等の財源の確保に努めます。
- ふるさとまちづくり応援寄附制度（ふるさと納税）やクラウドファンディングを活用し、自主財源の確保を図ります。
- 納税等にクレジットカードやその他キャッシュレス決済サービスの導入を検討し、サービスの向上を図ります。

3 公有財産の適正管理及び有効活用

- 施設の将来需要や老朽度の判定、改修時に必要な費用等を総合的に勘案した上で、施設の更新、統廃合、機能移転、長寿命化を図り、財政負担を軽減、平準化するとともに、市民が求める公共施設等の最適な配置、老朽化対策の実現をめざします。
- 公有財産の利用方法を検討するとともに、売却、有償貸付等を行うなど、有効活用及び財源確保を積極的に進めます。
- 指定管理者制度を活用した公共施設の管理・運営や、民間を活用した公共施設の複合施設化を検討します。
- 公共施設の駐車場の有料化を検討します。

分野横断共通施策 に関連する施策

共通施策 2

まちを経営するトータルマネジメントの推進

- 経営資源の重点配分
- 既存経費の見直し
- 行財政改革の推進
- 公共施設等の適正化の検討・推進

協働の取組

- 市の財政状況について、分かりやすい形で市民への情報提供に努めます。

関連する個別計画

- ・(仮称)藤井寺市行財政改革の新たな指針
- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画
- ・藤井寺市公共施設保全計画
- ・藤井寺市公共施設再編基本計画



ふるさとまちづくり応援寄附の活用

4 広域行政の推進



現況と課題

- 地方分権の進展や市民の生活圏の拡大にともない、行政需要も広域化する傾向にあることから、近隣自治体との連携強化が求められています。
- 本市では、消防やごみ処理、学校給食などにおいて一部事務組合方式により、広域的な対応を図っているほか、防災面においては府内のみならず府外の自治体とも協定を結び、有事に備えた相互の応援・受援体制を整備しています。
- また、世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群については、引き続き大阪府、堺市、羽曳野市とともに取組を推進するなど、関係自治体と密接に連携・協力し、様々な課題への対応を図っています。
- 今後、行政運営の効率化と市民サービスをさらに充実させるためには、市の区域を越えた広がりの中で多様なニーズに対応した行政運営の検討を進める必要があります。
- 友好提携都市等との交流については、民間主導によるさらなる都市間連携を推進するため、活動の活性化が期待されます。

施策の 基本方針

市の自主性・自立性を尊重しながら近隣自治体との連携を図ることで、効率的なサービス提供に努めます。また、府内外の自治体との相互の特性を活かした連携の推進や、様々な交流事業の推進などにより、互いの特性を活かし合い、活力あるまちをめざします。

主要施策

1 広域連携の推進

- 市民の生活圏が拡大する中で、近隣自治体と連携を図りながら、より高度で効率的な行政サービスの提供に努めます。
- 近隣自治体における共通した行政課題については、広域によるスケールメリットを活かした事務の効率化を図り、市民の多様なニーズに対応したサービス提供に努めます。
- 公共施設マネジメント[※]に取り組むにあたっては、広域での可能性についても検討します。

2 都市間連携の推進

- 友好提携都市等との間で、様々な市民レベルでの主体的な交流を促します。

協働の取組

- 広域的な地域間行事への市民参加を促進し、活発に交流をすることにより、地域間住民の一体化や連帯を高めます。

関連する個別計画 ・ 藤井寺市公共施設等総合管理計画

[※]公共施設マネジメント：公共施設を自治体経営の視点から総合的に管理運営及び有効活用する仕組みのこと。

5 広報活動の推進



現況と課題

- 市民が必要としている行政情報や事業内容などを積極的に発信することで、市民と行政の情報を共有し、行政運営の透明化を確保することが求められます。
- 本市では、市政に関する情報を毎月1回全戸配布している「広報ふじいでら」をはじめ、市ホームページ、市役所1階の情報交流ひろば「ふらっと」等を通じて市民に提供しているほか、市内大型商業施設内にデジタルサイネージ※を設置し、世代を超えたより多くの方に行政情報を提供するように努めています。
- そのほか、情報伝達の媒体として、フェイスブックなど SNS を活用し、情報発信機能の強化を図っています。
- ICT の発展にともなう新たな提供手段の利用も検討しながら、今後も引き続き、必要な情報を多様な手段で迅速に提供できるよう努めます。
- 庁内で横断的な連携を図り、戦略的な広報活動を推進していくことが重要になることから、職員一人ひとりの広報への意識を高める必要があります。

施策の 基本方針

多様な情報発信手段を利用し、行政情報伝達や市の魅力発信手段として広報活動を展開します。

主要施策

1 広報活動の充実

- 様々な媒体や手段によって情報を収集し、市広報紙がより親しみやすく、分かりやすい充実した内容になるよう努めます。
- ホームページ・SNS 等を含め、ICT をより一層積極的に活用して、分かりやすく「伝わる」市政情報を迅速に発信するとともに、情報へのアクセスのしやすさの向上に努めます。
- 市内の様々な情報を報道機関に積極的に提供するなど、パブリシティ活動※を進めます。
- 市民が本市への愛着や誇りを持つことができるとともに、市外に対して本市の認知度の向上を図るため、市内外の関心を惹き付ける広報活動に取り組みます。

2 職員の広報力の向上

- 職員全員がセールスマンという意識を持ち、活用可能な様々な媒体でタイムリーに情報発信を行います。
- 市政運営方針や重点事業、新規事業、市政の課題などについて、職員全体で情報共有を図ります。

分野横断共通施策 に関連する施策

共通施策 3

まちの魅力づくり・情報発信

- ICT を活用した多様な市政情報の発信と共有

※デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
※パブリシティ活動：新しい事業や活動などの情報を報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうように働きかける広報活動のこと。

6 シティプロモーションの推進



現況と課題

- 今後さらに進む人口減少や高齢化を背景として、消費市場規模の縮小や人材不足などによる将来の地域の経済力、活力低下が懸念されています。
- 市と地域の活力を維持し、持続的な発展により市民の愛着と誇りを醸成するとともに、国内外の多くの人に「選ばれるまち」であることが重要となります。
- 本市は、大阪府内で最も面積が小さい市であるものの、良好な住宅環境、大阪都心部への交通の利便性の良さなど、都市機能の充実した暮らしやすいまちです。
- また、数多くの歴史文化資産が存在しており、百舌鳥・古市古墳群においては世界文化遺産に登録されるなど、固有の魅力・資源があります。
- これらは本市にとって大変貴重で有益な財産であり、誇るべき「藤井寺文化」として積極的に発信し、本市の都市イメージの定着や向上に活用していくことが求められます。
- 今後は、今ある魅力・資源を大切にしつつ、「藤井寺の良さ」、「藤井寺ならではの」を改めて発掘し直し、「藤井寺らしさ」をさらに磨き上げ、活用することで市全体の魅力を底上げし、多くの人から興味・関心が持たれる魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。
- 本市では地域プロモーション事業の一環として、新しい藤井寺ブランド「FRAP（エフラップ）」の創設や、新たなイメージを発信する観光プロモーションサイト「なかなかのまちなか藤井寺」を立ち上げ、シティプロモーションの核として活用しています。
- あわせて、市内外に向けた戦略的・継続的な情報発信により、都市としてのブランド力を強化するとともに、市民一人ひとりの愛着や誇りを育むことが必要です。

施策の 基本方針

本市の魅力・資源を活かすとともに、新たな価値を発掘・創出し、藤井寺市の都市ブランド*の向上を図ります。また、本市の魅力を行政と市民が協力しながら市内外に戦略的・継続的に発信することで、交流人口及び定住人口の拡大を図ります。

主要施策

1 「藤井寺ブランド」の確立

- シティプロモーション戦略に基づき藤井寺市のイメージを明確化させるとともに、歴史・文化、都市環境、各種祭り・イベントなどの地域資源や魅力を発掘・創出し、それらを磨き上げながら「新しい藤井寺」を統一したイメージで市内外に発信します。
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を契機として、様々なプロモーション活動を継続して展開します。

2 都市イメージ・認知度の向上

- 行政、市民、事業者、学校、マスコミ等の連携により、本市の魅力の創造、多彩なプロモーション活動に取り組み、本市のイメージ・認知度のさらなる向上を図ります。
- 住環境、交通の利便性、子育て・教育環境など、本市ならではの魅力について ICT 等を活用して積極的に発信し、都市イメージのさらなる向上を図ります。
- 本市の魅力を全国に発信することができる原動機付自転車のご当地ナンバープレートの導入を図ります。
- 職員全員がセールスマンとなり、テレビ・ラジオなどのメディアやプレスリリースを積極的に活用し、市のアピールに取り組むとともに、まちの魅力について市長自らがトップセールスを推進します。

3 愛着・誇りの醸成

- 市民への情報発信の強化やワークショップ等を通じて、まちの価値を再発見する機会を創出し、まちへの愛着や誇りを醸成することにより、市民主体の取組を促進し、プロモーション活動につなげます。

分野横断共通施策 に関連する施策

共通施策 3

まちの魅力づくり・情報発信

- 「藤井寺市シティプロモーション戦略」に基づいた観光プロモーション活動の展開
- プッシュ型情報発信等、ICT を活用した情報発信の推進
- 民間、学校とのコラボレーションによるマスメディアの活用
- 積極的なプレスリリース及びメディアの活用
- ターゲットを想定したイメージ戦略の推進
- 地域等主体による活性化事業への支援
- 南河内地域における魅力アップに向けた連携
- 世界文化遺産、古墳、歴史文化などをテーマにした全国自治体との連携
- 友好提携都市等との連携
- ご当地ナンバープレートの導入

協働の取組

- 地域資源を活かした魅力の創出や市内外へのプロモーション活動において市民や事業者との連携を推進します。

関連する個別計画 ・ 藤井寺市シティプロモーション戦略

※都市ブランド：都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。



ハレマチビヨリ



こぶん列車



卷末資料



1 基本構想 (平成 28 年 3 月策定)

1 | 将来像

つどい

つながり

育つまち

ふじいでら

総合計画の将来像は、市民みんなが進めるまちづくりの共通の目標イメージとなるものです。第五次総合計画では、「つどい つながり 育つまち ふじいでら」を将来像のイメージとして、本市の特性である立地の良さをはじめ、コンパクトな市域に様々な機能が集積する利便性と、豊かな歴史文化資源やうるおいのある住環境を活かして、人々が集い、交流し、それらのネットワークを広げていくことによって、より一層魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを進めます。

「つどい」

市民をはじめ、藤井寺市の利便性、快適性、地域資源等を求めて、子育て世代や観光来訪者、働きに来られる人など、数多くの人々が集い、多彩な交流が生まれる、魅力とにぎわいのあるまちの姿を表しています。

「つながり」

まちづくりの主役である市民の参加と協働のもと、助け合い、支え合いのある顔の見える関係づくりを進めるとともに、様々な結びつきの中で、子どもから高齢者まで多様な人々が活躍できるまちの姿を表しています。

「育つ」

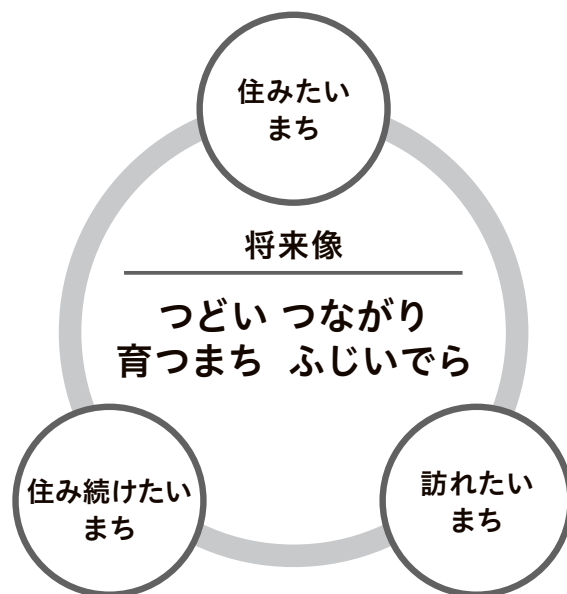
まちづくりは人づくりとの考えのもと、子どもも大人も誰もがともに学び合い、育ち合うことによって、豊かな未来を創っていくまちの姿を表しています。

※将来像に込めた「つどい」「つながり」「育つ」に対する思いは上記のとおりであり、これらのキーワードは、互いに関連し、影響し合っています。

2 | 基本目標

将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の全体的なイメージを持ちつつ、次の3つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

本市の歴史・文化をはじめとした魅力資源や、利便性が高く、快適な立地環境を積極的に活かすとともに、効果的な情報発信の推進に努め、「住みたい」「訪れたい」「住み続けたい」と、幅広く市内外の人々から選ばれるまちをめざします。



住みたいまち

全国的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、本市の資源を活かし、子育て世代にとって安心して子どもを生み、のびのびと育てられる環境を充実します。また、市民が意欲を持って学び続け、様々な分野で活躍できる場や機会の増加により、魅力的で活動的な人があふれる、住んでみたいと思われるまちづくりを進めます。

訪れたいまち

豊かな歴史や普段づかいの地域文化を活かしたまちなか観光の推進を図るとともに、地域資源の活用や交流産業との連携により、商工業、農業の振興を図り、本市の魅力・特性を活かした産業の活性化に取り組みます。また、人・もの・情報が集積するまちなかの機能充実と、市内・広域をつなぐ交通網の利便性向上など、市民生活の舞台となる都市基盤の整備充実を図り、市内外の交流を促進し、より一層のにぎわいを創出します。

住み続けたいまち

快適でうるおいのある住環境を創出するとともに、市民が、その住み慣れた地域で安心して健康に、生きがいを持って暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。また、市民の安全・安心な暮らしの確立に向けて、防災、消防・救急体制の整備や防犯・交通安全対策を推進するとともに、環境保護等に配慮した取組を推進し、安らぎのある環境づくりを進めます。

3 | 分野別まちづくりの基本方針

本市の将来像の実現をめざした3つの基本目標をふまえ、分野別まちづくりの基本方針を定めます。

1 住みたいまち

① 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり

子どもを安心して産み育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかで、豊かな人間性や生きる力を育める教育を推進します。また、家庭・地域・学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

② 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上に至るまで、市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

③ 思いやりとふれあいのあるまちづくり

すべての市民がいきいきと活躍できるよう、市民の人権意識を高め、人権を尊重する社会づくりを推進します。また、男女が対等な立場で、ともに責任を担う社会の実現を図ります。さらに、国籍や民族などの異なる人々が、地域社会の構成者としてともに生きていくまちづくりを進めます。

2 訪れたいまち

① にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

まちの魅力の掘り起こしや世界文化遺産登録への取組を契機としたまちのアピールを通して、まちのにぎわい創出や観光客などの来訪者（交流人口）を増やします。また、起業支援などを通じ商工業の活性化にもつなげるなど、新たなまちの活力の創出に向けた取組を推進します。

② 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

歴史・文化遺産と調和し、景観に配慮した個性的なまちなみ形成を図るとともに、市内外の交流を活発にする道路・公共交通ネットワーク※の充実を図り、魅力を活かした活力あるまちづくりを進めます。

3 住み続けたいまち

① 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生活しやすく、快適な住空間を構築するために、上下水道網の整備充実や質の高い住宅の確保支援をはじめ、豊かな緑に恵まれた環境づくりを推進します。

② すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

市民誰もが生涯を通して、健やかで安心して、かつ自分らしく暮らせる環境を整えるとともに、高齢者や障害のある方など、支援が必要な方に対して、行政のみならず、家族、地域、そしてボランティアなどとともに支え合う社会を構築します。

③ 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

ゲリラ豪雨、台風、そして地震などの自然災害や火災等に備えるため、市民、関係機関、地域と連携しながら防災体制の強化を図るとともに、様々なリスクへの対応を想定した危機管理体制を強化します。また、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちづくりの体制を充実します。

④ 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

環境への保全意識の高まりから、環境保護や保全活動の推進を図り、ゆとりとうるおいのある快適な環境を形成します。また、環境美化活動の推進により、市民にとって良好な生活環境を保つとともに、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムなどを整え、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

※道路・公共交通ネットワーク：自動車交通を主とした幹線道路網や鉄道、バスなどの公共交通網などのこと。

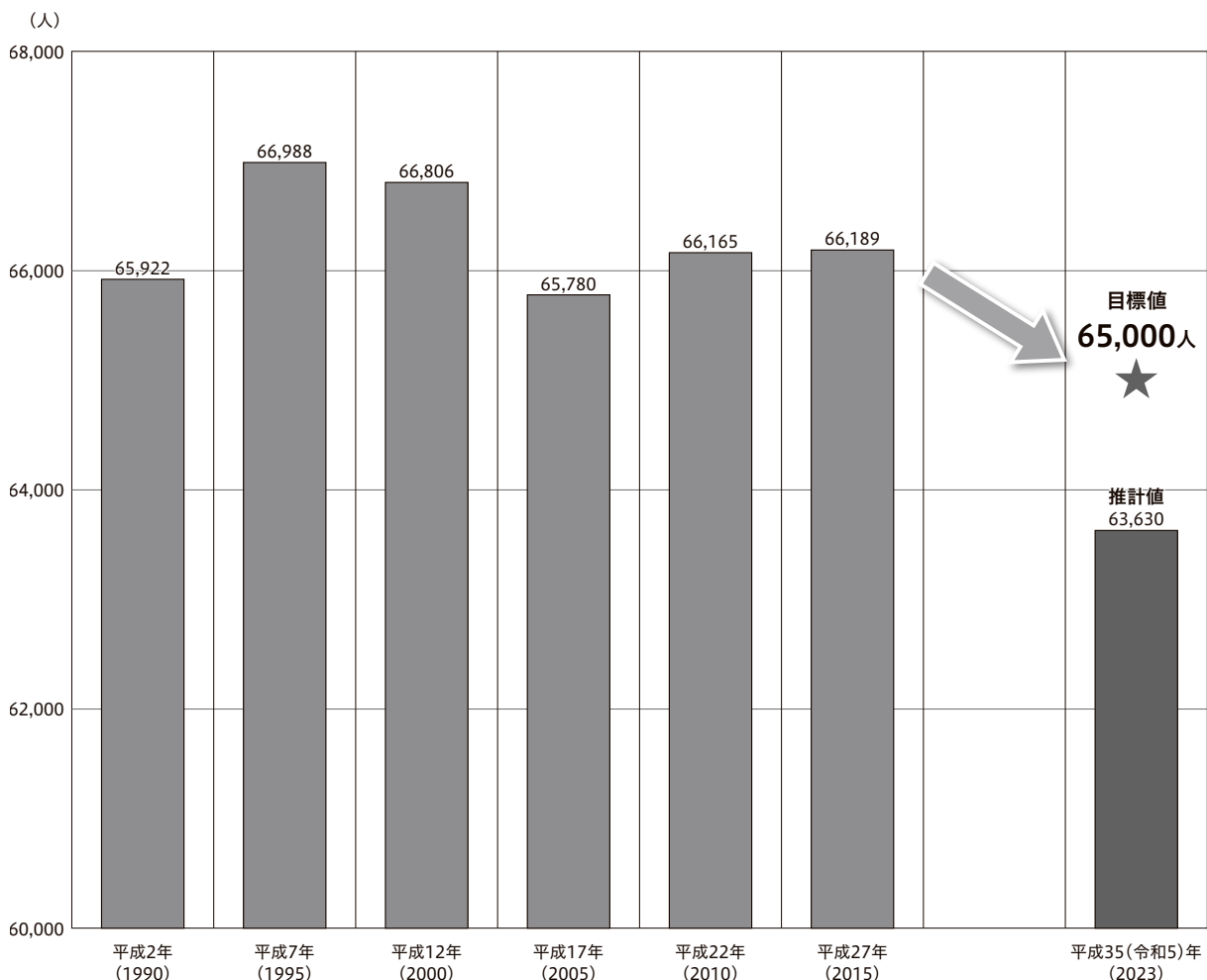
4 | 将来人口フレーム

- 日本全体が人口減少社会となる中、近年、本市の人口はほぼ横ばいとなっていますが、現在の人口構成のまま推移すると、将来的には減少していくことが予測されています。人口の減少は地域経済や市民の暮らしなどに様々な影響をもたらします。
- そこで、本市では将来を見据えた人口減少対策に現時点から取り組むことによって、減少を可能な限り抑制し、持続可能なまちづくりをめざすものとします。
- このため、第五次総合計画の目標年次である平成 35 (令和 5) 年の目標人口を 65,000 人と設定します。

平成 35 (令和 5) 年 (2023)
目標人口

65,000 人

■人口の推移・推計と目標値



資料：国勢調査、平成 27 年 (2015) のみ住民基本台帳 9 月末時点
平成 35 (令和 5) 年 (2023) 推計は、国立社会保障人口問題研究所による推計から算出

5 | 都市づくりの基本的方向

市域全体を「良質な住宅都市」とイメージづける中で、都市機能がコンパクトに集積し、魅力ある利便性の高い空間の創出を図るとともに、古墳や社寺に代表される歴史文化と共生し、良好な郊外住宅地の資産を活かした、個性とうるおいある住宅地の形成をめざします。

(1) にぎわい・交流のあるまちなかの魅力創出

○豊かな暮らしとにぎわい・交流のあるまちづくりをめざし、駅周辺の拠点地域における魅力アップを図ることで、市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか」の創出をめざします。

(2) 高齢者、子育て世代が住みやすいと感じる住環境整備

○高齢者が安心して住み続けられるとともに、子育て世代の暮らしやすさをはじめ、若い世代が魅力に感じ、住みたくなる住環境整備に向けた取組を進めます。

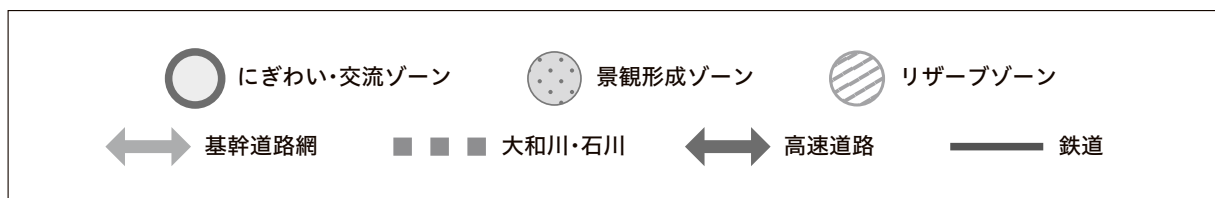
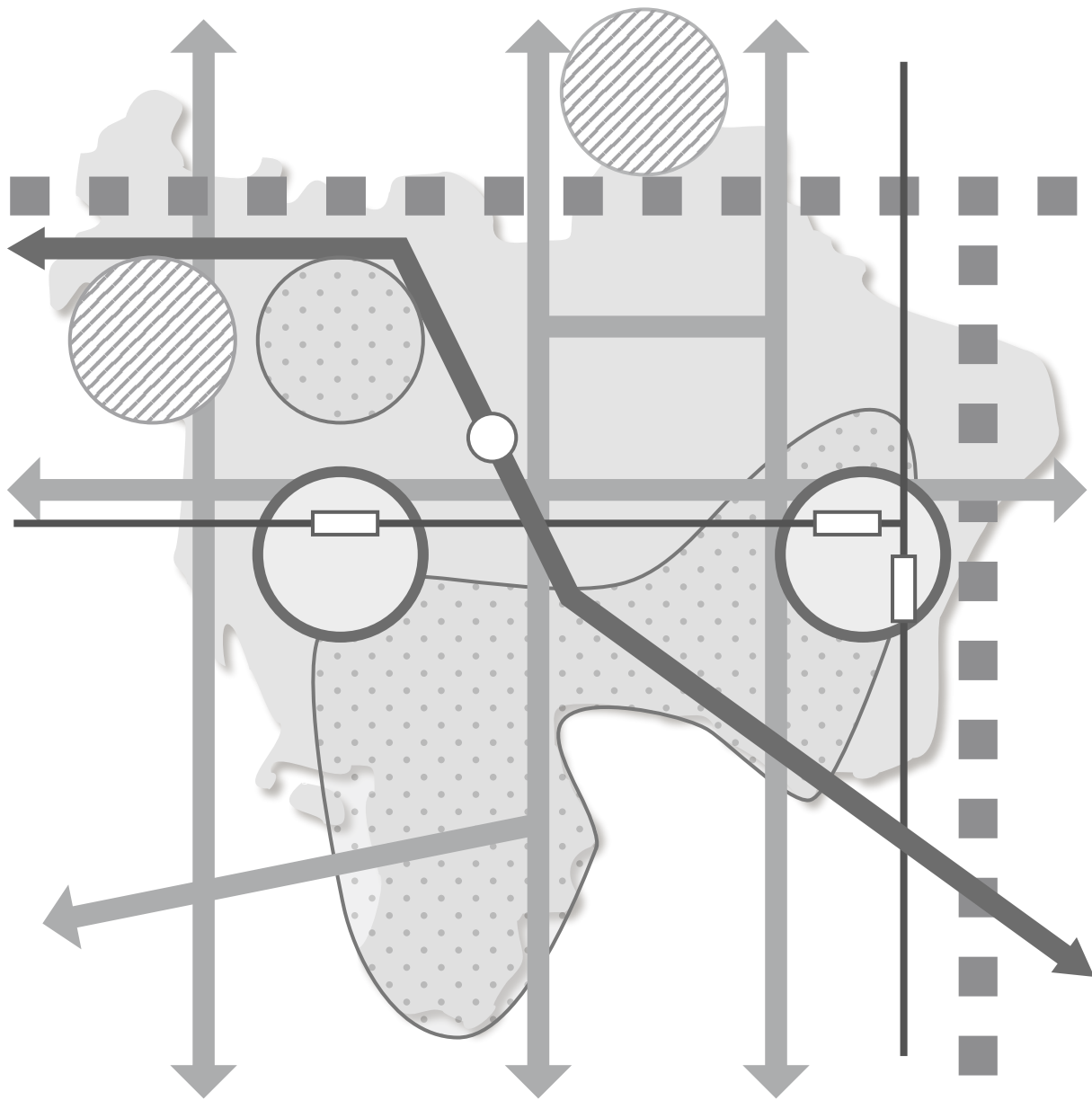
(3) 歴史文化と調和したまちづくり

○古市古墳群や社寺等の歴史や文化、飛鳥時代より交通の要衝として栄えた伝統や文化等を継承し、藤井寺市ならではの歩いて楽しいまちなか観光を創り上げていくため、歴史的なまちなみを保全するなど、風情が漂う歴史文化の薫る景観形成を進めます。

(4) 市街化調整区域、市有財産の有効活用

○都市計画道路の整備にともない、秩序ある土地利用の推進や、まとまった農地の保全を図るなど将来の有効な土地利用の方策を検討します。また、市民ニーズや社会経済状況の動向を踏まえ、公共施設の再配置を行うなど、市有財産の有効活用を進めます。

■都市づくりの基本方向を踏まえたゾーニング

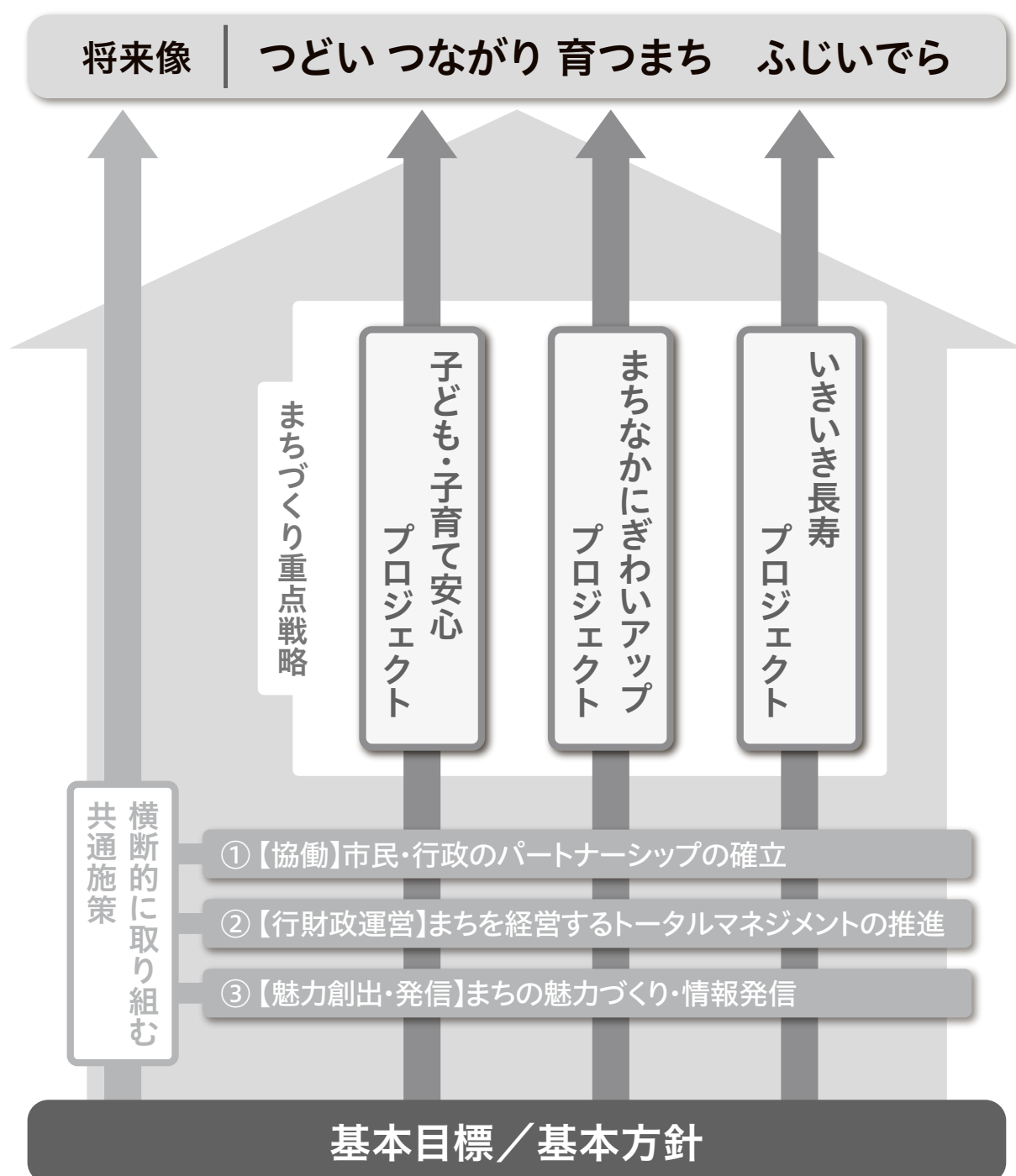


※リザーブゾーンとは、市街化調整区域のことを指し、今後の市の発展に寄与する土地利用を検討していきます。

6 | まちづくり重点戦略と分野横断共通施策

将来像「つどいつながり 育つまち ふじいでら」の実現に向け、本市の強みや可能性をさらに伸ばし、持続的な成長につなげていくため、選択と集中によって、分野別まちづくりの基本方針での取組の中で、特に重点的な対応が必要となる施策群を「まちづくり重点戦略」と位置づけます。

また、まちづくり重点戦略を着実に推進するために、「分野横断共通施策」を設定し、計画の推進エンジンとして目標に向けた取組を効果的に進め、その実現を加速させていきます。



① まちづくり重点戦略

重点戦略1【子育て】

子ども・子育て安心プロジェクト

子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が藤井寺市に住んで良かった、藤井寺市に住みたいと思えるまちを実現していきます。また、教育環境の整備、地域全体で支える子育てなど、子ども自身の幸せを念頭に置きながら、市民ニーズや社会情勢に対応した積極的な施策を展開します。

(1) 安心して子どもを生み育てられる支援の充実

誰もが安心して子育てをすることができるよう、行政、地域、事業者が連携して育児相談や子育て情報の発信強化を図るとともに、待機児童の解消を図りながら、市民の多様なニーズに対応した質の高い就学前教育・保育サービスの充実を図ります。

(2) 地域に密着した教育の推進

次代を担う子どもの教育環境を充実させるため、施設整備の推進を図るとともに、地域の様々な資源を活用した学校教育を推進し、確かな学力を育みながら、地域に根ざした教育活動を推進します。

重点戦略2【にぎわい】

まちなかにぎわいアッププロジェクト

本市の持続的な発展をめざして、本市の魅力のさらなる向上に取り組むことにより、まちなかにぎわいを創出します。そのため、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組にあわせ、本市のプロモーション活動を積極的に推進するとともに、本市ならではの歴史文化、生活文化を魅力資源として活用し、まちなか観光を推進します。また、商工業や農業、観光など、様々な分野の取組を有機的に結びつけ、地域特性を活かして、市内外の人・もの・情報の交流を促進し、まちなかにぎわいを創出します。

(1) 世界文化遺産登録に向けた取組を契機としたプロモーションの推進

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取組にあわせ、広域的な連携も図りながら、様々な媒体を通じたプロモーションを積極的に推進し、より多くの人の関心や理解を深めるとともに、世界文化遺産登録の機運をさらに高めます。

(2) まちなか観光の推進

本市の魅力資源を多様な視点から発掘し、それらを様々なターゲットに情報発信を行いながら、誘客を図ります。また、市内事業者と連携しながら、地域資源を活かした特産品の開発など、新たな商品・サービス展開を推進します。

(3) 地域産業の活性化

まちのにぎわいを支える商店街の活性化を支援するとともに、新規出店や起業に対する支援を充実します。

重点戦略3【生涯安心】

いきいき長寿プロジェクト

高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化を図ります。

(1) 生涯現役のまちづくり

介護予防や健康づくり活動への参加を促進するとともに、地域活動組織の育成や支援等を強化します。また、高齢者の知恵や経験をまちづくりに活かす仕組みづくりを通じて、助け合い、支え合い活動など共助の主役となっていただくよう、高齢者の活躍を促進します。

(2) 地域包括ケア体制の強化

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域の多様な人材と事業者、専門機関との連携により、高齢者のセーフティネットの構築を図ります。また、医療・介護の連携による在宅ケアの推進も図ります。

② 分野横断共通施策

共通施策1【協働】

市民・行政のパートナーシップの確立

まちづくりの推進にあたっては、市民と行政のパートナーシップのもと、地域の課題を共有しながら、力を合わせてその解決に向けた取組を進めていくことが必要です。そのためには、「自らのまちは自らがつくる」という市民の意識を高めていくことが大切であり、地域自治活動をはじめとする公益活動の推進が欠かせません。また、協働の取組が有機的に機能し、まちづくり活動が活発化するための仕組みづくりと多様な情報を共有する広報・広聴活動の充実に努めます。

(1) 協働の仕組みづくりの推進

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進します。また、市民同士のネットワークを構築するとともに、市民と行政のパートナーシップを図り、地域内にある魅力や課題を互いに共有しながら、まちづくりを進めます。市政の運営に関しても、参画の機会を拡充し、市民、地区自治会をはじめとする公益活動団体、企業等の知識やアイデアを活用します。

(2) 的確な情報受発信の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを積極的に活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹きつける広報活動を行います。

共通施策2【行財政運営】

まちを経営するトータルマネジメントの推進

厳しい財政見通しの中、総合計画を着実に推進するとともに、少子化・高齢化や市民ニーズの多様化など新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じて組織体制の充実・見直しや民間ノウハウの活用などを通して、簡素で効率的な行政体制を構築します。また、限られた財源と人員の効果的、効率的な活用や育成、情報通信技術の積極的な活用など、経営的視点に立った実効性のある行財政運営に努めます。

(1) 計画的・効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員の中で、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。さらに、公共施設等が担うべき役割・機能についての変化、施設の老朽化等に対応しつつ、市民サービスや市民生活の向上を図るため、公共施設マネジメントに取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営の確立

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

(3) 人材確保・育成や効果的な組織体制の整備

市民にとって最も身近な基礎自治体として、人材の確保や育成に努めるとともに、様々なまちの課題解決に1つ1つ取り組み、重点政策等を効果的に推進する組織体制の整備等を進めます。また、働きやすく成果が発揮できる職場環境づくりにも努めます。

(4) 広域連携の推進

近隣市町村や国・府との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進するとともに、国・府が行う事業の促進を積極的に要請します。

共通施策3【魅力創出・発信】

まちの魅力づくり・情報発信

藤井寺市の魅力を発掘・創出し、都市ブランドとして市内外へ効果的に発信するため、シティプロモーションを戦略的に展開するとともに、観光振興をはじめ、産業活性化、さらにはまちづくりの課題解決に結びつけていながら、定住促進、交流人口拡大を図るとともに、市民のまちに対する誇りや愛着を育てていきます。

(1) イメージ戦略・ブランド戦略の推進

「藤井寺市シティプロモーション戦略」を策定し、戦略的なプロモーション活動を展開するとともに、都市ブランドとしての確立を図ります。

(2) 市民の愛着・誇りの醸成に向けた取組

多彩なプロモーション活動を通じて、市民がまちの価値を再発見する機会へとつなげ、まちに対する市民一人ひとりの愛着や誇りを育み、さらなるまちづくりに活かしていきます。

(3) 広域連携による魅力アップに向けた取組の推進

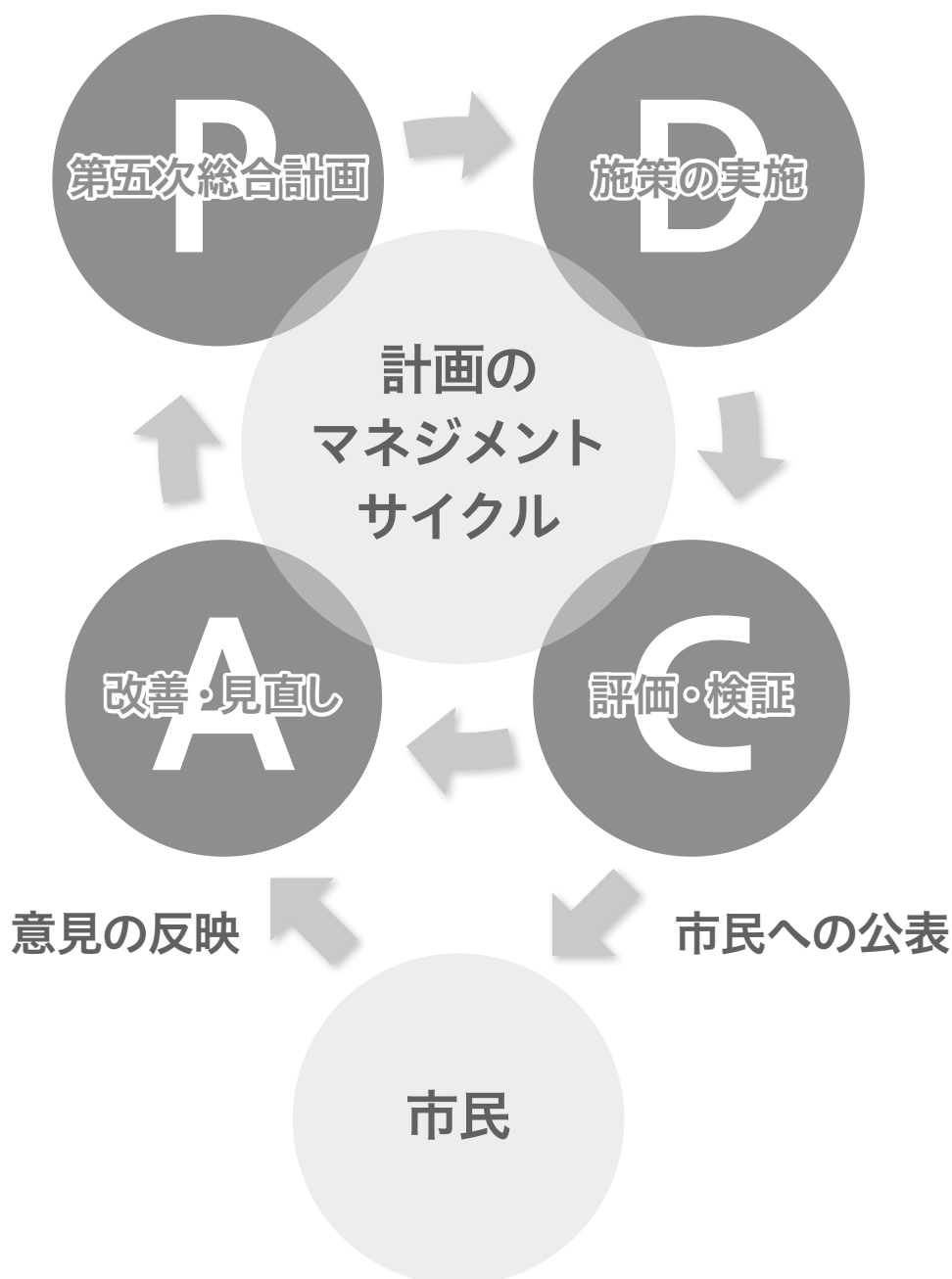
南河内地域をはじめとする大阪府内の自治体との連携や、人、歴史文化など共通のテーマでつながる全国の自治体、提携する友好都市など、広域的な連携による魅力アップに向けた取組を推進します。

7 | 推進体制

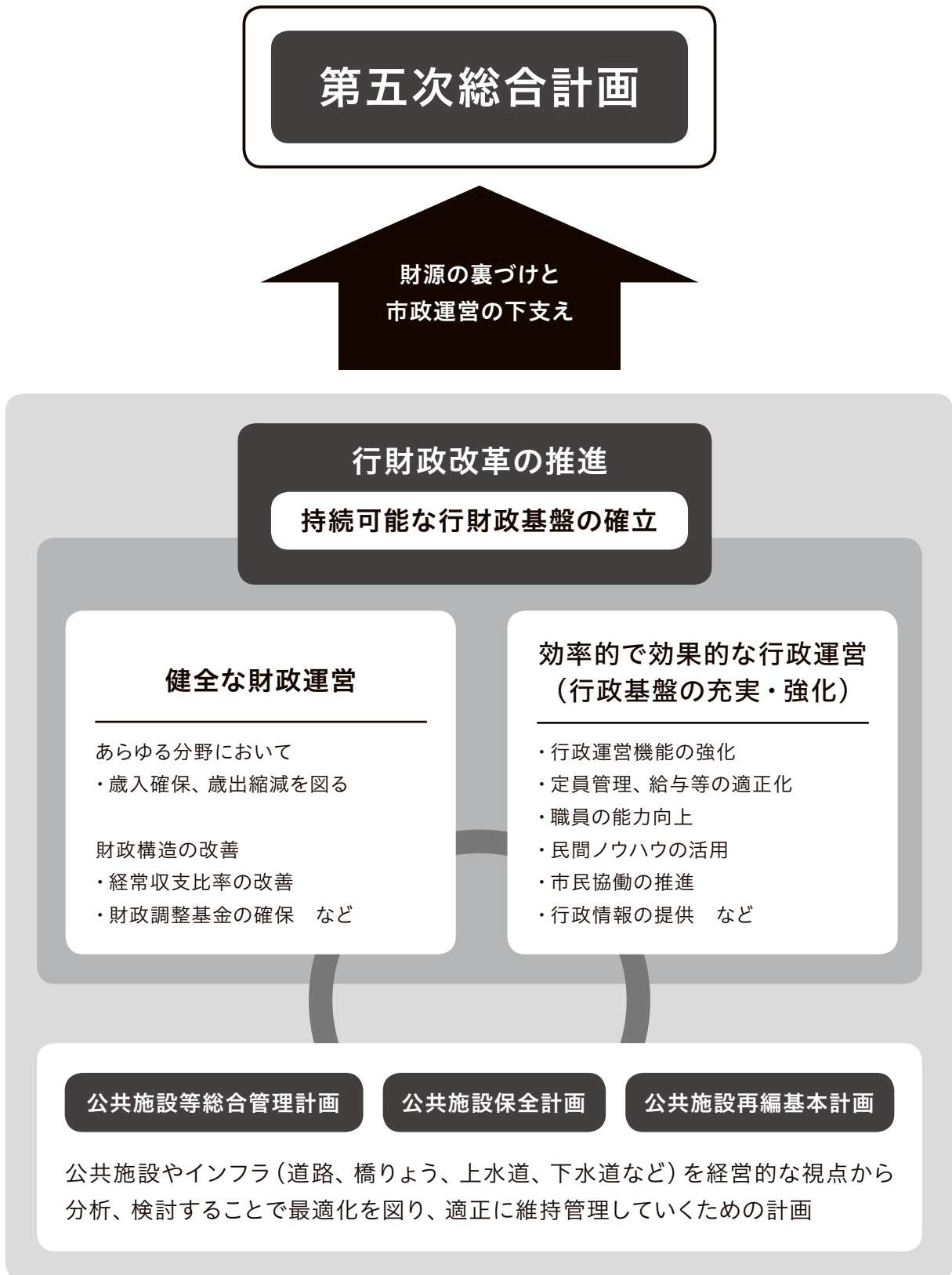
① 総合計画の推進に向けて

第五次総合計画の推進にあたっては、重点的に定めた数値目標を中心に、「計画 (Plan) → 施策の実施 (Do) → 評価・検証 (Check) → 改善・見直し (Action) → 計画 (Plan)」のマネジメントサイクルに基づき、継続的な施策・事業の改善・見直しに努めます。

また、評価・検証については、計画の中間年度において、市民・有識者など外部からの客観的な視点を取り入れるとともに、結果を市民に幅広く公表する機会を設定し、市民目線に立った施策・事業へと改善を図ります。

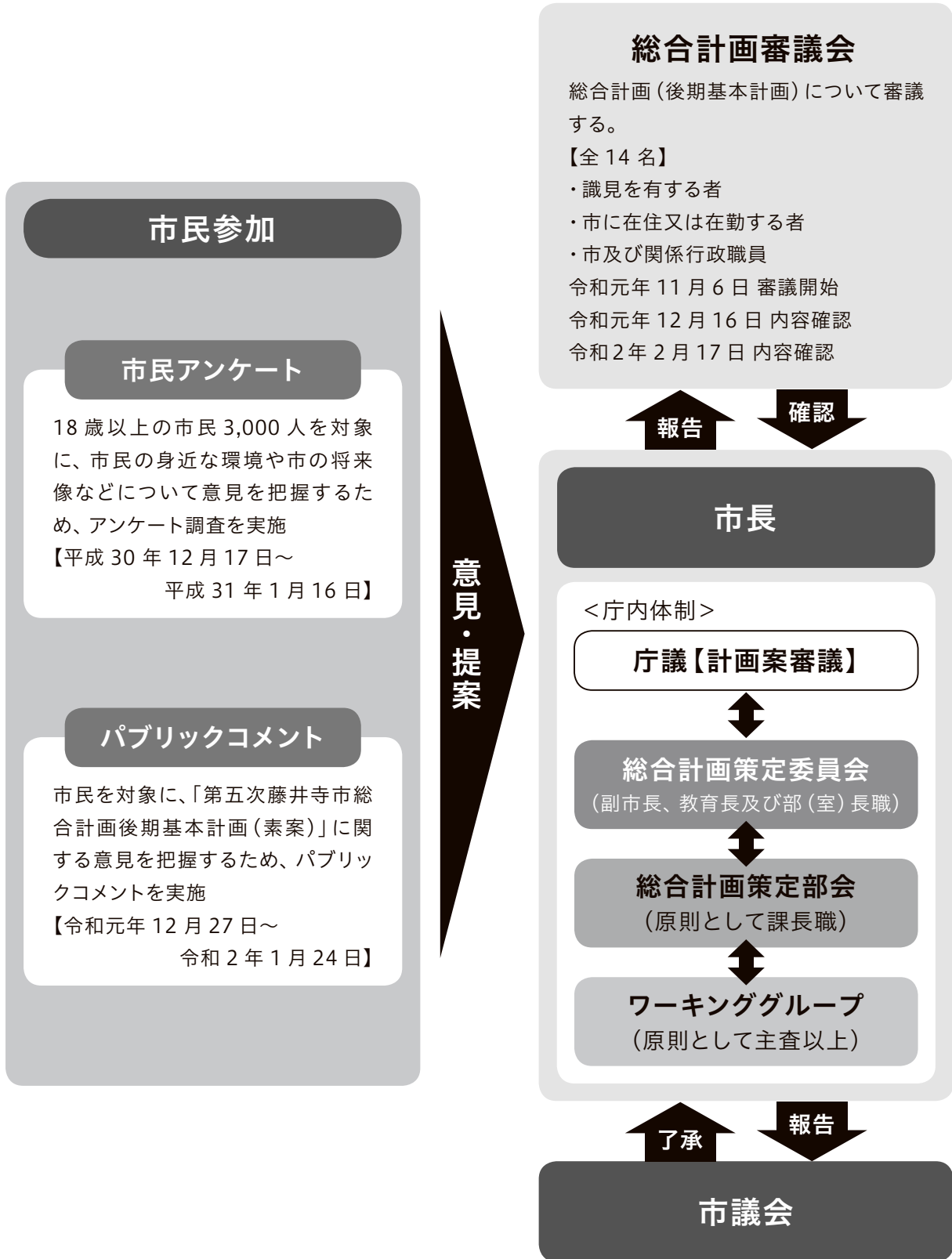


さらに、あらゆる分野において行財政改革を推進し、総合計画に基づく市政運営の下支えとして、これらの計画を一体的に推進していきます。



2

後期基本計画策定体制図



3

後期基本計画策定の主な経過

年月日	内容	備考
平成 30 年 2 月 20 日	平成 29 年度 第 1 回藤井寺市総合計画審議会	前期基本計画の進捗状況について
平成 30 年 12 月 17 日～ 平成 31 年 1 月 16 日	市民アンケート調査の実施	18 歳以上の市民 3,000 名
平成 31 年 2 月 8 日	2 月庁議	後期基本計画策定方針について
平成 31 年 2 月 25 日～ 3 月 25 日	策定部会へ依頼	前期基本計画の評価・検証について
平成 31 年 3 月 12 日	平成 30 年度 第 1 回藤井寺市総合計画審議会	前期基本計画の進捗状況について
令和元年 10 月 17 日～ 10 月 23 日	策定部会へ依頼	前期基本計画の評価・検証結果内容 の確認について
令和元年 11 月 6 日	令和元年度 第 1 回藤井寺市総合計画審議会	後期基本計画策定にあたって 藤井寺市の現状と課題について
令和元年 11 月 8 日～ 11 月 21 日	策定部会へ意見照会	後期基本計画(素案)について
令和元年 11 月 26 日～ 11 月 29 日	策定部会へ依頼	前期基本計画の評価・検証結果内容 の確認について
令和元年 12 月 11 日～ 12 月 18 日	策定部会へ意見照会	後期基本計画(素案)について
令和元年 12 月 16 日	第 2 回藤井寺市総合計画審議会	後期基本計画(素案)について
令和元年 12 月 24 日	第 1 回総合計画策定委員会	後期基本計画(素案)の検討
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 17 日	策定部会へ意見照会	後期基本計画(素案)について
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 24 日	パブリックコメントの実施	後期基本計画(素案)について
令和 2 年 2 月 3 日	第 2 回総合計画策定委員会	パブリックコメントの結果 後期基本計画(案)の検討
令和 2 年 2 月 17 日	第 3 回藤井寺市総合計画審議会	パブリックコメントの結果 後期基本計画(案)について
令和 2 年 2 月 25 日	3 月庁議	後期基本計画の決定
令和 2 年 3 月 17 日	総務建設常任委員会協議会	後期基本計画の議会報告

4

総合計画審議会

1 | 藤井寺市総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 30 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である藤井寺市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のめざすべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

(総合計画審議会)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定及び変更について調査審議し、及び答申する。

(審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 6 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 | 藤井寺市総合計画審議会規則

昭和 44 年 6 月 14 日
規則第 10 号

改正 (注) 平成 15 年 6 月から改正経過を注記した。

昭和 53 年 11 月 24 日規則第 22 号
昭和 56 年 10 月 19 日規則第 22 号
平成 8 年 3 月 29 日規則第 6 号
平成 12 年 3 月 31 日規則第 1 号
平成 15 年 6 月 26 日規則第 18 号
平成 21 年 3 月 25 日規則第 3 号
平成 27 年 4 月 1 日規則第 21 号

昭和 55 年 3 月 31 日規則第 23 号
平成 4 年 3 月 31 日規則第 7 号
平成 9 年 7 月 7 日規則第 18 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 4 号
平成 20 年 3 月 28 日規則第 3 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号
平成 28 年 3 月 31 日規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市総合計画策定条例(平成 27 年藤井寺市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、藤井寺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正(平成 27 年規則 21 号)

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第 3 条第 2 項に掲げる当該担当事務について、調査審議する。

一部改正(平成 27 年規則 21 号)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市に在住又は在勤する者
- (3) 市及び関係行政職員

一部改正(平成 15 年規則 18 号・21 年 3 号)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第 7 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(専門部会)

第 8 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 専門部に部会長を置き、専門部に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部の会務を掌理し、専門部における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

一部改正(平成20年規則3号・24年25号・28年70号)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年11月24日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年10月19日規則第22号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年7月7日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月26日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市総合計画審議会規則(以下「旧規則」という。)第3条第2項第1号の委員である者の任期は、旧規則第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に満了する。

附 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年4月1日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第70号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 | 総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
1号委員 (識見を有する者)	加藤 司	大阪商業大学総合経営学部商学科教授	会長
	来村 多加史	阪南大学国際観光学部国際観光学科教授	
	木村 三千世	四天王寺大学経営学部経営学科教授	
	都村 尚子	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	
	星野 智子	大阪緑涼高等学校校長	副会長
2号委員 (市に在住又は 在勤する者)	上田 泰二郎	公募市民	
	上田 裕彦	藤井寺市区長会会長	
	梶谷 終一	公募市民	
	小谷 充郎	藤井寺市社会福祉協議会会長	
	篠田 朋宏	道明寺まちづくり協議会事務局長	
	西村 剛	まなリンク協議会会長	
	瀧 幸一	藤井寺市商工会会長	
	東口 有紀	藤井寺市スポーツ推進審議会委員	
	三宅 一弘	藤井寺駅周辺まちづくり協議会会長	

(敬称略 区分別 50 音順)

市民憲章

うるわしい自然と伝統に恵まれた藤井寺市を、より豊かに、より美しく発展させる願いをこめて、わたしたち市民は、共に仲よく手を携えて、古い歴史にとけあった新しい文化のまちをつくるため、この憲章を定めます。

- ・ 人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・ 自然をいかし、歴史遺産を、まもりましょう。
- ・ 近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・ 仕事に誇りをもち、働く喜びに、生きましょう。
- ・ 若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

(昭和 48 年 11 月 5 日制定)

市の花『きく』



古くから高貴性のある花と尊ばれるとともに、観賞用として親しまれ、広く家庭でも栽培されています。菊を愛し、育て鑑賞することは、情操の育成ともなることから選びました。

市章



市内に数多く存在する巨大な前方後円墳と、国府遺跡から出土した、縄文時代の耳飾りをモチーフにして、市民が一つの輪になって躍進する藤井寺市をイメージしたものです。

市の木『うめ』



いち早く春を告げ、気品のある色と香りは、万葉集にも数多く詠まれています。ことに本市ゆかりの菅原道真が梅を愛したことから、郷土道明寺天満宮にちなむ知性豊かな木として選びました。

第五次藤井寺市総合計画 後期基本計画

発行年月：令和2（2020）年4月

発行：藤井寺市

編集：政策企画部 政策推進課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL：072-939-1111 / FAX：072-939-1739

URL：<https://www.city.fujiidera.lg.jp/>

